

評価分野別施策実施状況一覧表

(調査品目数)

分野 状況	添加物	農業									動物用医薬品			化学物質・汚染物質			微生物・ウイルス	プリオン	かび毒・自然毒	遺伝子組換え食品等	新開発食品			肥料・飼料等	その他	計	
		合計	残留基準関係							合計	残留基準 ポジティブ リスト 関係(a)	薬事法 関係 (b)	その他 (c)	合計	清涼飲料水 関係 (a)	その他 (b)					合計	特定保 健用食 品 (a)	その他 (b)				
			ポジティブ リスト 関係(a)	新規登 録、適 用拡大 等(b)	農作物 以外へ の残留 基準設 定(c)	清涼飲料 水関係 (d)	a+b	a+c	b+c																		a+b+c
リスク管理措置を講じたもの(A)		22 (21)	7 (7)	11 (10)			1 (1)		3 (3)		1 (1)	1 (1)						2 (0)		9 (0)				4 (1)	2 (0)	40 (23)	
一部措置済み(A')											1 (1)		1 (1)					2 (2)							2 (1)	5 (4)	
審議会等から答申(B)	2 (0)	10 (10)	4 (4)	3 (3)			1 (1)	1 (1)	1 (1)		2 (2)	2 (2)														14 (12)	
消費者庁との協議を終了(C)	6 (5)	58 (17)	28 (6)	20 (7)	2 (2)		3 (1)	2 (0)	3 (1)		10 (7)	10 (7)												2 (2)		76 (31)	
消費者庁と協議中(D)																										0 0	
審議会等において審議中(E)	2 (1)	10 (4)	4 (3)	3 (0)				2 (1)		1 (0)	5 (4)	5 (4)			30 (29)	30 (29)			2 (2)			2 0	2 (0)		1 (1)	52 (41)	
審議会等の準備中(F)	1 (0)	9 (6)	2 (2)	3 (1)	1 (1)		2 (1)	1 (1)			4 (3)	3 (3)	1 (0)													14 (9)	
その他(G)		2 (2)	2 (2)								10 (9)		10 (9)						2 (2)						2 (0)	16 (13)	
計	11 (6)	111 (60)	47 (24)	40 (21)	3 (3)	0 0	7 (4)	6 (3)	7 (5)	1 0	33 (27)	21 (17)	12 (10)	0 0	30 (29)	30 (29)	0 (0)	2 (2)	2 (0)	4 (4)	9 0	2 0	2 0	0 (0)	7 (4)	6 (1)	217 (133)

注:カッコ内は、前回調査からの継続案件の数

(平成24年10月31日現在)

資料5の参考資料

評価分野別施策実施状況一覧表（各品目の措置状況の動き）

（調査品目数）

分野 状況	添加物					農薬					動物用医薬品					化学物質・汚染物質					かび毒・自然毒					新開発食品					肥料・飼料等					その他				
	前回調査の品目数	(1)新規品目数	(2)移行してきた品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	前回調査の品目数	(1)新規品目数	(2)移行してきた品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	前回調査の品目数	(1)新規品目数	(2)移行してきた品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	前回調査の品目数	(1)新規品目数	(2)移行してきた品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	前回調査の品目数	(1)新規品目数	(2)移行してきた品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	前回調査の品目数	(1)新規品目数	(2)移行してきた品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	前回調査の品目数	(1)新規品目数	(2)移行してきた品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数					
リスク管理措置を講じたもの(A)	/	/	/	/	0	/	1	21	22	/	/	/	1	1	/	/	/	/	0	/	/	/	/	0	/	3	1	4	/	2	/	/	2							
審議会等から答申(B)		2			2	21	-20	9	10	2		-1	1	2					0					0									0							
消費者庁との協議を終了(C)	5	1			6	25	41	-10	2	58	7	3	-1	1	10				0					0	1			1	2				0							
消費者庁と協議中(D)					0					0					0				0					0									0							
審議会等において審議中(E)		1		1	2	4	6	-2	2	10	4	1			5	29	1		30	2				2	2	2	1					1		0						
審議会等の準備中(F)		1			1	8	3	-2		9	4	1	-1		4				0					0	1		-1				0			0						
その他(G)	1		-1		0	2				2	9	1			10				0	2				2		1		-1			0	2		2						
計	6	5	-1	1	11	60	51	-34	34	111	26	6	-3	3	32	29	1	0	0	30	4	0	0	0	4	0	2	0	0	2	4	3	-2	2	7	0	4	0	0	4

（平成24年10月31日現在）

過去1年以上リスク管理措置の検討経過に進捗が見られない品目 一覧

(調査品目数)

状況	農業				動物用医薬品				化学物質・汚染物質				かび毒・自然毒				肥料・飼料等				③今回の調査での滞留品目数計
	前回調査の滞留品目数	①進捗した品目数(減少数)	②新たな滞留品目数(増加数)	③今回の調査での滞留品目数	前回調査の滞留品目数	①進捗した品目数(減少数)	②新たな滞留品目数(増加数)	③今回の調査での滞留品目数													
審議会等から答申(B)					1			1													1
消費者庁との協議を終了(C)							1	1													1
消費者庁と協議中(D)																					0
審議会等において審議中(E)	2			2	4			4	29			29	2			2	1			1	38
審議会等の準備中(F)	4	-1 (F→E)	3	6	4	-1 (F→C)		3								1	-1 (F→D)				9
その他(G)	2			2	10			10					2			2					14
計	8	-1	3	10	19	-1	1	19	29	0	0	29	4	0	0	4	2	-1	0	1	63

(平成24年10月31日現在)

注: 上段: 品目数  
下段: 移行内容

## 具体的なリスク管理施策の内容

今回の調査対象 217 品目のうち、今期にリスク管理措置が講じられたもの 40 品目についての具体的なリスク管理施策の内容は、以下のとおり。

※品目名に続く（ ）内の記載は、評価結果の概略である。

### 1 農薬

平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月までの間に食品健康影響評価を行った 51 品目及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられなかった 60 品目について調査を実施したところ、評価結果に基づき、22 品目について以下のとおり具体的な管理措置が講じられていた。

- 食品衛生法に基づき規格基準を改正し、食品中の残留基準を設定したもの〔22 品目〕

なお、薬事・食品衛生審議会において試算された、各品目に係る残留基準設定後の摂取量\*の対 ADI 比は、以下のとおり

(摂取量\*：理論最大摂取量 (TMDI) 又は推定摂取量 (EDI))

・ グルホシネート (一日摂取許容量 (ADI) を設定)	26.7% ~ 68.5% (EDI)
・ フェンブコナゾール (一日摂取許容量 (ADI) を設定)	9.4% ~ 22.6% (TMDI)
・ フルオピコリド (一日摂取許容量 (ADI) を設定)	36.3% ~ 77.6% (TMDI)
・ ペノキスラム (一日摂取許容量 (ADI) を設定)	0.3% ~ 0.6% (TMDI)
・ ピリベンカルブ (一日摂取許容量 (ADI) を設定)	24.1% ~ 51.8% (TMDI)
・ シクラニリド (一日摂取許容量 (ADI) を設定)	35.8% ~ 76.1% (TMDI)
・ ピラクロニル (一日摂取許容量 (ADI) を設定)	2.9% ~ 7.0% (TMDI)
・ トリフロキシストロビン (一日摂取許容量 (ADI) を設定)	22.3% ~ 62.3% (TMDI)
・ ビフェントリン (一日摂取許容量 (ADI) を設定)	19.9% ~ 52.4% (EDI)
・ フルフェノクスロン (一日摂取許容量 (ADI) を設定)	13.3% ~ 29.7% (EDI)
・ メタアルデヒド (一日摂取許容量 (ADI) を設定)	11.6% ~ 23.8% (TMDI)
・ スピロメシフェン (一日摂取許容量 (ADI) を設定)	29.7% ~ 78.9% (EDI)
・ フルジオキソニル (一日摂取許容量 (ADI) を設定)	6.1% ~ 15.5% (TMDI)
・ エタルフルラリン (一日摂取許容量 (ADI) を設定)	0.1% ~ 0.3% (TMDI)
・ ベンスルフロンメチル (一日摂取許容量 (ADI) を設定)	0.13% ~ 0.33% (TMDI)
・ トリアゾホス (一日摂取許容量 (ADI) を設定)	21.0% ~ 68.1% (TMDI)
・ マンジプロパミド (一日摂取許容量 (ADI) を設定)	27.3% ~ 66.3% (EDI)

・スピノサド（一日摂取許容量（ADI）を設定）	28.4% ～ 69.2%（EDI）
・イソキサフルトール（一日摂取許容量（ADI）を設定）	14.1% ～ 33.5%（TMDI）
・イマザピックアンモニウム塩（一日摂取許容量（ADI）を設定）	0.5% ～ 1.1%（TMDI）
・フロニカミド（一日摂取許容量（ADI）を設定）	20.8% ～ 45.1%（TMDI）
・ベノキサコール（一日摂取許容量（ADI）を設定）	0.4% ～ 0.9%（TMDI）

## 2 動物用医薬品

平成23年10月から平成24年3月までの間に食品健康影響評価を行った6品目及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられなかった27品目について調査を実施したところ、評価結果に基づき、1品目について以下のとおり具体的な管理措置が講じられていた。

- 食品衛生法に基づき規格基準を改正し、食品中の残留基準が設定されたもの〔1品目〕

なお、薬事・食品衛生審議会において試算された、各品目に係る残留基準設定後の摂取量<sup>\*</sup>の対ADI比は、以下のとおり

（摂取量<sup>\*</sup>：推定摂取量（EDI））

・スピノサド（一日摂取許容量（ADI）を設定）	28.4% ～ 69.2%（EDI）
-------------------------	--------------------

### 3 プリオン

平成23年10月から平成24年3月までの間に食品健康影響評価を行った2品目（案件）について調査を実施したところ、評価結果に基づき、以下のとおり具体的な管理措置が講じられていた。

○ 厚生労働省及び農林水産省

評価対象となった国から我が国に輸入される牛肉等が「BSEプリオンに汚染されている可能性は無視できる」と評価されていることから、リスク管理措置を見直す必要はないものと判断。

（評価の概要）

バヌアツ、アルゼンチン及びニュージーランドから輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。

## 4 遺伝子組換え食品等

平成23年10月から平成24年3月までの間に食品健康影響評価を行った9品目について調査を実施したところ、評価結果に基づき、9品目全てについて以下のとおり具体的な管理措置が講じられていた。

### 〈遺伝子組換え食品〉

- 「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」に基づき、安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたもの

〔4品目〕

- ・高オレイン酸含有ダイズ DP-305423-1 と除草剤グリホサート耐性ダイズ MON-04032-6 を掛け合わせた品種（ヒトの健康を損なうおそれはないと判断）
- ・BR151（pUAQ2）株を利用して生産された6- $\alpha$ -グルカノトランスフェラーゼ（ヒトの健康を損なうおそれはないと判断）
- ・BR151（pUMQ1）株を利用して生産された4- $\alpha$ -グルカノトランスフェラーゼ（ヒトの健康を損なうおそれはないと判断）
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B. t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した16品種は除く。）  
（改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断）

- 「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」に基づき、申請があった食品添加物が組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなされたもの

〔5品目〕

- ・BDS 株を利用して生産されたL-セリン（安全性評価は必要ないと判断）
- ・CN01-0118株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム（安全性評価は必要ないと判断）
- ・DP-No. 1 株を利用して生産されたアスパルテーム（安全性評価は必要ないと判断）
- ・KCJ-1304 株を利用して生産された5'-グアニル酸二ナトリウム（安全性評価は必要ないと判断）
- ・RGB 株を利用して生産されたL-アルギニン（安全性評価は必要ないと判断）

## 5 肥料・飼料等

平成23年10月から平成24年3月までに食品健康影響評価を行った3品目及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられなかった4品目について調査を実施したところ、評価結果に基づき、以下のとおり具体的な管理措置が講じられていた。

### ○ 公定規格を設定したもの

〔4品目〕

- ・ 熔成污泥灰けい酸りん肥（ヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると判断）
- ・ 熔成けい酸りん肥（ヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると判断）
- ・ 化成肥料（ヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると判断）
- ・ 普通肥料の公定規格の改正について（現在既に使用が認められている普通肥料若しくは特殊肥料を化学的操作なく物理的に混合したもの又は化学的操作なく物理的に混合し造粒若しくは成形したものを認めるものであり、ほ場においてこれらの普通肥料又は特殊肥料を混ぜて使用されている実態と人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると判断）

## 6 その他

平成23年10月から平成24年3月までに食品健康影響評価を行った5品目及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられなかった1品目について調査を実施したところ、評価結果に基づき、以下のとおり具体的な管理措置が講じられていた。

### ○ 食品衛生法に基づく規格基準として食品中の放射性物質に係る基準値を設定したもの

〔2品目〕

- ・ 食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めること（放射線による影響が見いだされているのは、通常の一般生活において受ける放射線量を除いた生涯における累積の実効線量として、おおよそ100 mSv以上と判断）
- ・ 食品中の放射性物質の規格基準を設定すること（食品中の放射性物質の規格基準を設定することについては、平成23年10月27日付け府食第862号により評価結果を通知したところであり、その後、新たな科学的な知見の存在は確認できないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると判断）

## 「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況調査」における

## 重点的確認事項等について

## 1 重点的に確認を行うべき対象品目

今後、実施状況調査の結果については、

- (1) 措置済み (A) となった品目について、評価結果に基づいた措置となっているかどうかの確認に加え、
- (2) 過去 1 年以上リスク管理措置の検討経過に進捗が見られない品目、具体的には以下の品目について、重点的に確認を行う。
  - ① 調査時点で「審議会等の準備中 (F)」又は「その他 (G)」の段階にあり、評価結果通知後 1 年以上経過している  
又は
  - ② 「審議会において審議中 (E)」以上の段階にあるが、各段階において 1 年以上進捗が見られない

## 2 具体的な重点的確認事項

上記 1 (2) に該当する品目 (滞留品目) については、食品の安全性確保の観点から、以下の (1)・(2) の双方に該当するかどうかを個別に確認する。

(1) 現状より厳しいリスク管理措置を求める評価結果となっているか

- 例) ・現状でリスク管理措置が講じられておらず、新たな措置を講じるための評価である
- ・新たに遺伝毒性発がん物質と評価された
  - ・「暫定基準」がある場合で、評価結果に基づく ADI が「暫定基準」の策定時に参考とされた ADI より下がっている 等

(2) 暴露状況に関して不確実な要素があるか

- 例) ・国内登録がある (暴露が想定される)
- ・摂取量調査が行われておらず、暴露量が不明である
  - ・過去の摂取量調査結果において検出があった 等

### 3 確認結果を踏まえた対応

上記 1 (2) に該当する全品目(滞留品目)については一覧を作成の上、食品安全委員会に実施状況調査結果を報告するとともに、審議結果を含め、リスク管理機関へ連絡する。

また、上記 2 (1)・(2) 双方に該当する品目については、以下の対応を行う。

#### (1) 食品安全委員会におけるヒアリングの実施

以下の品目については、食品安全委員会において、リスク管理機関から

- ・暴露状況
- ・措置が遅れている事情
- ・現在の進捗状況、措置が講じられる時期の目途

についてヒアリングを実施する。

- ① 遺伝毒性発がん物質である等、措置が遅れることによる健康影響の可能性が必ずしも低いと推定できないもの

⇒ 評価結果通知後 1 年超の品目

- ② 全体的にみて、措置が遅れることによる健康影響の可能性が低いと推定されるもの

⇒ 評価結果通知後 3 年超の品目

※ なお、ヒアリング実施後、さらに 1 年以上進捗が見られない場合は、再度ヒアリングを実施する。

#### (2) 勧告・意見申出

上記 3(1)のヒアリング結果も踏まえ、

- ① 措置が遅れることによる健康影響の可能性が看過できない品目については、食品安全基本法第 23 条第 1 項第 4 号に基づく勧告

- ② その他、健康影響の可能性の大きさにかんがみ必要な品目については、同項第 5 号に基づく意見申出

等のリスク管理機関に対する必要な措置を講ずる。

＜過去1年間においてリスク管理措置の検討経過に進捗が見られないもの＞  
 (平成23年10月31日以前に評価結果を通知した「農薬」)

・網掛けされた品目は、参考資料3の2(1)「現状より厳しいリスク管理措置を求める評価結果となっている」・(2)「暴露状況に関して不確実な要素がある」の双方に該当し、かつ、3(1)のヒアリング対象(評価結果通知後3年超の品目(遺伝毒性・発がん物質等は1年超の品目))に該当するもの

(注)

・表中「⑤」欄の摂取量調査の記述は、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(H22.7.30)の報告資料1「平成17年度～20年度食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果」による

○農薬

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい 管理措置 を求める 評価結果 となって いるもの	暴露状況			
			④国内登 録の有無	実施の有 無	⑤摂取量調査	
					いずれかの食品群 において一度でも 検出された農薬等 の推計	対ADI比 (%) (H3～ H16)
フェントエート	平成23年10月		有	○	1.68～ 5.14	
アセタミプリド	平成23年6月		有	○		H18: 0.27
MCPA	平成23年6月	○	有	○		
アセフェート	平成22年7月		有	○	1.14～ 18.28	H18: 0.66
塩酸ホルメタネート	平成22年1月		無	○		
キザロホップエチル	平成21年10月		有	○		
ベンダイオカルブ	平成21年8月	○	失効 (平成14 年4月)	○		
メタミドホス	平成20年5月		無	○	4.57～ 12.40	H18: 2.50
クロルピリホス 【前回調査(第15回)において ヒアリング実施済み】	平成22年11月 平成19年3月	○	有	○	2.14～ 4.32	

＜過去1年間においてリスク管理措置の検討経過に進捗が見られないもの＞  
 (平成23年10月31日以前に評価結果を通知した「動物用医薬品」(1))

・網掛けされた品目は、参考資料3の2(1)「現状より厳しいリスク管理措置を求める評価結果となっている」・(2)「暴露状況に関して不確実な要素がある」の双方に該当し、かつ、3(1)のヒアリング対象(評価結果通知後3年超の品目(遺伝毒性・発がん物質等は1年超の品目))に該当するもの

(注)  
 ・表中「③」欄の「△」については、参考資料3の2(1)(現状より厳しいリスク管理措置を求める評価結果となっているもの)に該当しないことが確認できないもの(例:農薬取締法に基づく登録保留基準によっている等)  
 ・表中「③」欄の「※」については、遺伝毒性・発がん性がある又は、遺伝毒性・発がん性について結論を導くことが困難であるもの  
 ・表中「⑤」欄の摂取量調査の記述は、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(H22.7.30)の報告資料1「平成17年度～20年度食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果」に

○動物用医薬品(1)

①品目	②評価結果通知年月	③現状より厳しい管理措置を求める評価結果となっているもの	曝露状況			
			④国内登録の有無	実施の有無	⑤摂取量調査	
					いずれかの食品群において一度でも検出された農薬等の推計	
対ADI比(%) (H3～H16)	対ADI比(%) (H17～H20)					
クロルスロン 【前回調査(第15回)においてヒアリング実施済み】	平成22年7月	○ ※	無			
フルベンダゾール	平成22年1月		有	○		
オラキンドックス	平成21年10月	○ ※	無	○		
ピペラジン	平成21年10月		有			
レバミゾール	平成22年3月		有	○		
クレンブテロール	平成21年6月		有	○		
ブロチゾラム 【前回調査(第15回)においてヒアリング実施済み】	平成20年3月	△	有	○		
フロルフェニコール	平成19年8月		有	○		
カナマイシン 【前回調査(第15回)においてヒアリング実施済み】	平成19年5月	△	有			

**<過去1年間においてリスク管理措置の検討経過に進捗が見られないもの>  
(平成23年10月31日以前に評価結果を通知した「動物用医薬品」(2))**

(注)  
 ・表中「⑤」欄の摂取量調査の記述は、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(H22.7.30)の報告資料1「平成17年度～20年度食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果」による  
 ・表中に掲げる品目については、ADI設定は終了しているが、薬剤耐性菌を介した影響については、引き続き食品安全委員会において検討することとされており、当該評価が終了次第、リスク管理措置が行われることとなっている

**○動物用医薬品(2)**

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい管理措置 を求める評価結果 となっているもの	暴露状況			
			④国内登録の有無	実施の有無	⑤摂取量調査	
					いずれかの食品群において一度でも検出された農薬等の推計	
対ADI比 (%) (H3～ H16)	対ADI比 (%) (H17～ H20)					
ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)	平成22年10月 ※薬剤耐性菌を介した影響について評価済(平成24年9月24日府食第844号)		有			
ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミンS(静注用))	平成22年4月		有			
セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射液(エクネセル注)	平成22年2月		有			
硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)	平成20年12月		有			
塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤(ピルスー)	平成20年5月		有			
チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバジット注射液)	平成19年10月		有	○		

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい管理措置 を求める評価結果 となっているもの	暴露状況			
			④国内登録の有無	実施の有無	⑤摂取量調査	
					いずれかの食品群において一度でも検出された農薬等の推計	対ADI比 (%) (H3～ H16)
フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)	平成19年8月		有	○		
セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)	平成19年1月		有			
オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキササルジン液)	平成17年11月		有	○		
エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)	平成18年5月  ※牛及び豚は薬剤耐性菌を介した影響について評価済(平成22年3月25日府食第240号)		有	○		

**<過去1年間においてリスク管理措置の検討経過に進捗が見られないもの>  
(平成23年10月31日以前に評価結果を通知した「飼料添加物」等)**

(注)  
 ・表中「③」欄の「△」については、参考資料3の2(1) (現状より厳しいリスク管理措置を求める評価結果となっているもの)に該当しないことが確認できないもの(例:農薬取締法に基づく登録保留基準によっている等)  
 ・表中「③」欄の「※」については、遺伝毒性・発がん性がある又は、遺伝毒性・発がん性について結論を導くことが困難であるもの  
 ・表中「⑤」欄の摂取量調査の記述は、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(H22.7.30)の報告資料1「平成17年度～20年度食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果」による

**○肥料・飼料等(飼料添加物)**

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい 管理措置 を求める 評価結果 となっているもの	暴露状況			
			④国内登 録の有無	実施の有 無	⑤摂取量調査	
					いずれかの食品群に おいて一度でも検出さ れた農薬等の推計	
対ADI比 (%) (H3～ H16)	対ADI比 (%) (H17～ H20)					
オラキンドックス 【動物用医薬品の再掲】	平成21年10月	○ ※	無	○		

＜過去1年間においてリスク管理措置の検討経過に進捗が見られないもの＞  
 （平成23年10月31日以前に評価結果を通知した「化学物質・汚染物質」）

- ・網掛けされた品目は、参考資料3の2(1)（現状より厳しいリスク管理措置を求める評価となっている）・(2)（暴露状況に関して不確実な要素ある）の双方に該当し、かつ、3(1)のヒアリング対象に該当するもの
- ・以下の品目については、いずれも、現状においてリスク管理措置（清涼飲料水の成分規格及び製造基準の策定）が講じられておらず、新たな措置を講じるための評価を行ったもの
- ・以下の品目については、清涼飲料水としての定期的な摂取量調査は行われていない

（注）

・厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（H22.7.30）の報告資料1「平成17年度～20年度食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果」による  
 ・表中「③」欄の「※」については、遺伝毒性・発がん性がある又は、遺伝毒性・発がん性について結論を導くことが困難であるもの

○化学物質・汚染物質

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい管理 措置を求め る評価結果 となっている もの	暴露状況		
			⑤摂取量調査		
			実施の有無	いずれかの食品群に おいて一度でも検出さ れた農薬等の推計	
対ADI比 （%） （H3～ H16）	対ADI比 （%） （H17～ H20）				
シアン（清涼飲料水）	平成22年10月	○			
クロロホルム（清涼飲料水）	平成21年8月	○			
ブロモジクロロメタン（清涼飲料水）	平成21年8月	○			
ジブロモクロロメタン（清涼飲料水）	平成21年8月	○			
ブロモホルム（清涼飲料水）	平成21年8月	○			
総トリハロメタン（清涼飲料水）	平成21年8月	○			
ベンゼン（清涼飲料水） 【前回調査（第15回）においてヒアリング 実施済み】	平成20年11月	○ ※			
1,2-ジクロロエタン（清涼飲料水） 【前回調査（第15回）においてヒアリング 実施済み】	平成20年11月	○ ※			
臭素酸（清涼飲料水） 【前回調査（第15回）においてヒアリング 実施済み】	平成20年11月	○ ※			

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい管理 措置を求め る評価結果 となっている もの	暴露状況		
			⑤摂取量調査		
			実施の有無	いずれかの食品群に おいて一度でも検出さ れた農薬等の推計	
対ADI比 (%) (H3～ H16)	対ADI比 (%) (H17～ H20)				
トリクロロエチレン(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング 実施済み】	平成20年11月	○ ※			
ジクロロメタン(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング 実施済み】	平成20年11月	○			
テトラクロロエチレン(清涼飲料 水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング 実施済み】	平成20年11月	○			
トルエン(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング 実施済み】	平成20年11月	○			
銅(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング 実施済み】	平成20年4月	○			
ホルムアルデヒド(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング 実施済み】	平成20年4月	○			
メチルセブチルエーテル(清涼 飲料水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング 実施済み】	平成20年4月	○			
カドミウム(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング 実施済み】	平成20年9月	○			
二酸化塩素(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング 実施済み】	平成20年6月	○			
亜塩素酸(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング 実施済み】	平成20年6月	○			
1,1,1-トリクロロエタン(清涼飲料 水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング 実施済み】	平成20年4月	○			
1,1,2-トリクロロエタン(清涼飲料 水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング 実施済み】	平成20年4月	○			
四塩化炭素(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング 実施済み】	平成19年3月	○			
1,4-ジオキサン(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング 実施済み】	平成19年3月	○			

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい管理 措置を求め る評価結果 となっている もの	暴露状況		
			⑤摂取量調査		
			実施の有無	いずれかの食品群に おいて一度でも検出さ れた農薬等の推計	
対ADI比 (%) (H3～ H16)	対ADI比 (%) (H17～ H20)				
1,1-ジクロロエチレン(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング 実施済み】	平成19年3月	○			
シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング 実施済み】	平成19年3月	○			
塩素酸(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング 実施済み】	平成19年3月	○			
ジクロロアセトニトリル(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング 実施済み】	平成19年3月	○			
抱水クロラール(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング 実施済み】	平成19年3月	○			
塩素(残留塩素)(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング 実施済み】	平成19年3月	○			

＜過去1年間においてリスク管理措置の検討経過に進捗が見られないもの＞  
 （平成23年5月31日以前に評価結果を通知した「かび毒・自然毒」）

(注)  
 ・表中「③」欄の「△」については、参考資料3の2(1)（現状より厳しいリスク管理措置を求める評価結果となっているもの）に該当しないことが確認できないもの（例：農薬取締法に基づく登録保留基準によっている等）  
 ・表中「③」欄の「※」については、遺伝毒性・発がん性がある又は、遺伝毒性・発がん性について結論を導くことが困難であるもの

○かび毒・自然毒

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい管理 措置を求 める評価 結果となっ ているもの	暴露状況		
			⑤摂取量調査		
			実施の有無	いずれかの食品群に おいて一度でも検出さ れた農薬等の推計	
対ADI比 (%) (H3～ H16)	対ADI比 (%) (H17～ H20)				
デオキシニバレノール	平成22年11月	△			
ニバレノール	平成22年11月	△ ※			

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

1 添加物		・ シラフルオフエン	21
・ trans-2-ペンテナール	1	・ ピラフルフェンエチル	22
・ サッカリンナトリウム	2	・ メタフルミゾン	23
・ アゾキシストロビン	3	・ レピメクチン	24
・ リン酸一水素マグネシウム	4	・ エスプロカルブ	25
・ イソプロパノール	5	・ ノバルロン	26
・ trans-2-メチル-2-ブテナール	6	・ フェリムゾン	27
・ (3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物	7	・ アザフェニジン	28
・ サッカリンカルシウム	8	・ アリドクロール	29
・ 2-エチル-6-メチルピラジン	9	・ イサゾホス	30
・ トリメチルアミン	10	・ エチオフエンカルブ	31
・ 亜塩素酸水	11	・ エトリムホス	32
		・ クレソキシムメチル	33
2 農薬		・ クロチアニジン	34
・ フェントエート	12	・ クロプロップ	35
・ サフルフェナシル	13	・ クロルフェンゾン	36
・ フラメピル	14	・ シノスルフロン	37
・ ジメタメトリン	15	・ ジクロン	38
・ トリフルラリン	16	・ ジメピペレート	39
・ フルチアニル	17	・ チアメキサム	40
・ メタゾスルフロン	18	・ テブフロキン	41
・ アバメクチン	19	・ テレフタル酸銅	42
・ シメコナゾール	20	・ トリクラミド	43
		・ ナプロアニリド	44

・ ハルフェンプロックス	45	・ MCPA	91
・ ビキサフェン	46	・ フルフェノクスロン	92
・ ピペロホス	47	・ メタアルデヒド	95
・ ピリフェノックス	48	・ オキシリニック酸	97
・ フルトリアホール	49	・ スピロメシフェン	98
・ プロモクロロメタン	50	・ ピリダベン	100
・ プロパホス	51	・ フルジオキソニル	101
・ ヘキサフルムロン	52	・ ピリダリル	104
・ 2,6-ジフルオロ安息香酸	53	・ メタラキシル及びメフェノキサム	105
・ N-(2-エチルヘキシル)-8,9,10-トリノルボルン-5-エン-2,3-ジカルボキシイミド	54	・ アルドキシカルブ	106
・ XMC	55	・ アルジカルブ	107
・ グルホシネート	56	・ シアゾファミド	108
・ アゾキシストロビン	60	・ シエノピラフェン	109
・ アセキノシル	61	・ シフルフェナミド	110
・ シエノピラフェン	62	・ スピロテトラマト	111
・ シフルメトフェン	63	・ ミクロブタニル	112
・ フェンブコナゾール	64	・ アラクロール	113
・ グルホシネート	65	・ ブタクロール	114
・ フェンブコナゾール	66	・ クロルフェナピル	115
・ フルオピコリド	69	・ テブコナゾール	116
・ ペノキススラム	72	・ メトキシフェノジド	117
・ ピリベンカルブ	74	・ 1-ナフタレン酢酸	118
・ クロルピリホス	76	・ エタルフルラリン	119
・ シクラニド	78	・ ベンフルラリン	121
・ ピラクロニル	80	・ ベンスルフロシメチル	122
・ アセタミプリド	82	・ トリアゾホス	126
・ クロラントラニリプロール	83	・ マンジプロパミド	130
・ トリフロキシストロビン	84	・ クロルピリホス	132
・ ビフェントリン	87	・ スピノサド	133
		・ フェンチオン	137

・ ジチアノン	138
・ イソキサフルトール	139
・ イマザピックアンモニウム塩	141
・ アセフェート	143
・ フロニカミド	144
・ ノルフルラゾン	147
・ TCMTB	148
・ ベノキサコール	149
・ イミダクロプリド	151
・ キザロホップエチル	152
・ チジアズロン	153
・ 塩酸ホルメタネート	154
・ ベンダイオカルブ	155
・ ヘキサジノン	156
・ プリミスルフロンメチル	157
・ メタミドホス	158
・ カルボキシシン	159
・ フルリドン	160
・ クロルピリホス	161
3 動物用医薬品	
・ アセトアミノフェン	162
・ フルニキシシン	163
・ アバメクチン	164
・ ナリジクス酸	165
・ パルベンダゾール	166
・ アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤(ピレキシシン10%)	167
・ アピラマイシン	168
・ オキシリニック酸	169

・ セデカマイシン	170
・ セファロニウム	171
・ ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)	172
・ スピノサド	173
・ クロルスロン	177
・ ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミスシンS(静注用))	178
・ オラキンドックス	179
・ ピペラジン	180
・ フルベンダゾール	181
・ セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射液(エクネセル注)	182
・ レバミゾール	183
・ クレンプテロール	184
・ カルプロフェン	185
・ 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)	186
・ 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤(ピルスー)	188
・ チアンフェニコール	190
・ チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバジット注射液)	191
・ プロチゾラム	193
・ フロルフェニコール	194
・ フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)	195
・ カナマイシン	196
・ セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)	197
・ ベンジルペニシリン	198

エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液) .. 199

オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキササルジン液) .. 201

4 化学物質・汚染物質

- ・ウラン(清涼飲料水) ..... 203
- ・シアン(清涼飲料水) ..... 204
- ・クロホルム(清涼飲料水) ..... 205
- ・プロモジクロロメタン(清涼飲料水) ..... 206
- ・ジプロモクロロメタン(清涼飲料水) ..... 207
- ・プロモホルム(清涼飲料水) ..... 208
- ・総トリハロメタン(清涼飲料水) ..... 209
- ・ベンゼン(清涼飲料水) ..... 211
- ・1, 2-ジクロロエタン(清涼飲料水) ..... 213
- ・臭素酸(清涼飲料水) ..... 215
- ・トリクロロエチレン(清涼飲料水) ..... 217
- ・ジクロロメタン(清涼飲料水) ..... 219
- ・テトラクロロエチレン(清涼飲料水) ..... 221
- ・トルエン(清涼飲料水) ..... 222
- ・銅(清涼飲料水) ..... 223
- ・ホルムアルデヒド(清涼飲料水) ..... 225
- ・メチル-tert-ブチルエーテル(清涼飲料水) ..... 226
- ・1, 1, 1-トリクロロエタン(清涼飲料水) ..... 227
- ・1, 1, 2-トリクロロエタン(清涼飲料水) ..... 228
- ・亜塩素酸(清涼飲料水) ..... 229
- ・二酸化塩素(清涼飲料水) ..... 230

- ・カドミウム(清涼飲料水) ..... 231
- ・四塩化炭素(清涼飲料水) ..... 233
- ・1, 4-ジオキサン(清涼飲料水) ..... 234
- ・1, 1-ジクロロエチレン(清涼飲料水) ..... 235
- ・シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス-1, 2-ジクロロエチレン (清涼飲料水) .. 236
- ・塩素酸(清涼飲料水) ..... 237
- ・ジクロロアセトニトリル(清涼飲料水) ..... 238
- ・抱水クロラール(清涼飲料水) ..... 239
- ・塩素(残留塩素)(清涼飲料水) ..... 240

5 微生物・ウイルス

- ・鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価 (厚生労働省) .. 241
- ・鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価 (農林水産省) .. 244

6 プリオン

- ・我が国に輸入される牛肉及び牛肉蔵に係る食品健康影響評価 (厚生労働省) .. 247
- ・我が国に輸入される牛肉及び牛肉蔵に係る食品健康影響評価 (農林水産省) .. 248

## 7 かび毒・自然毒

- ・ デオキシニバレノールに係る食品健康影響評価について(厚生労働省) .. 249
- ・ ニバレノールに係る食品健康影響評価について(厚生労働省) .... 251
- ・ デオキシニバレノールに係る食品健康影響評価について(農林水産省) .. 253
- ・ ニバレノールに係る食品健康影響評価について(農林水産省) .... 255

## 8 遺伝子組換え食品等

- ・ 高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1と除草剤グリホサート耐性ダイズMON-04032-6を掛け合わせた品種 .. 257
- ・ BR151(pUAQ2)株を利用して生産された6- $\alpha$ -グルカトランスフェラーゼ .. 258
- ・ BR151(pUMQ1)株を利用して生産された4- $\alpha$ -グルカトランスフェラーゼ .. 259
- ・ BDS株を利用して生産されたL-セリン ..... 260
- ・ CN01-0118株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム .. 261
- ・ DP-No.1株を利用して生産されたアスパルテーム ..... 262
- ・ KCJ-1304株を利用して生産された5'-グアニル酸二ナトリウム .. 263
- ・ RGB株を利用して生産されたL-アルギニン ..... 264
- ・ チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した16品種は除く。) .. 265

## 9 新開発食品

- ・ 大人ダカラ ..... 266
- ・ まめちから 大豆ペプチドしょうゆ ..... 267

## 10 肥料・飼料等

- ・ 熔成汚泥灰けい酸りん肥 ..... 268
- ・ 熔成けい酸りん肥 ..... 269
- ・ 化成肥料 ..... 270
- ・ アピラマイシン ..... 271
- ・ 普通肥料の公定規格の改正について ..... 272
- ・ セデカマイシン ..... 274
- ・ オラキンドックス ..... 275

## 11 その他

- ・ こんにゃくゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について .... 276
- ・ 食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めること .... 280
- ・ 食品中の放射性物質の規格基を設定すること ..... 283
- ・ 食品に含まれるトランス脂肪酸(厚生労働省) ..... 285
- ・ 食品に含まれるトランス脂肪酸(農林水産省) ..... 287
- ・ 食品に含まれるトランス脂肪酸(消費者庁) ..... 289

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	trans-2-ペンテナール
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年10月29日付け厚生労働省発食安1029第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	trans-2-ペンテナールは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 （平成23年12月1日府食第945号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月6日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成24年6月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成24年5月29日～6月27日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成24年9月25日 薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	サッカリンナトリウム
評価品目の分類	添加物
用途	甘味料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年11月24日付け厚生労働省発食安1124第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物の使用基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	使用基準の改正（甘味料）
評価結果の概要	サッカリンカルシウム、サッカリンナトリウム及びサッカリンのグループの一日摂取許容量をサッカリンとして3.8mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> また、本委員会として、サッカリン類に含まれるとされる不純物についても評価を行い、それらがサッカリン類の不純物として摂取される限りにおいては、安全性に懸念がないことも確認した。 （平成23年12月15日府食第980号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年11月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成24年2月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成24年3月28日～5月9日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アズキシストロビン
評価品目の分類	添加物
用途	防かび剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年10月4日付け厚生労働省発食安1004第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（防かび剤）
評価結果の概要	アズキシストロビンの一日摂取許容量を0.18mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月15日府食第276号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年5月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成24年8月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	リン酸一水素マグネシウム
評価品目の分類	添加物
用途	栄養強化剤、pH調整剤及びイーストフード
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成17年3月28日付け厚生労働省発食安0328004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（栄養強化剤、pH調整剤及びイーストフード）
評価結果の概要	<p>リン酸一水素マグネシウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない。</p> <p>&lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;</p> <p>なお、我が国において添加物「リン酸一水素マグネシウム」の使用が認められた場合の推定摂取量は1.58 g/人/日（マグネシウムとして213.9 mg/人/日、リンとして270.4 mg/人/日）となる。マグネシウムは、通常の食品以外からの摂取量について耐容上限量が定められており、本品目の摂取により耐容上限量を超えることがないよう留意する必要がある。</p> <p>（平成24年3月22日府食第293号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成24年3月6日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議</p> <p>平成24年6月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成24年5月29日～6月27日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議</p> <p>平成24年9月25日 薬事・食品衛生審議会から答申</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソプロパノール
評価品目の分類	添加物
用途	香料及び溶剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年4月19日付け厚生労働省発食安0419第9号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	規格基準の改正（溶剤）
評価結果の概要	イソプロパノールが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、 一日摂取許容量を特定する必要はない。 （平成24年3月29日府食第311号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会開催準備中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	<i>trans</i> -2-メチル-2-ブテナール
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年1月4日付け厚生労働省発食安0104第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	<i>trans</i> -2-メチル-2-ブテナールは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 （平成23年4月21日府食第325号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年11月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成23年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成24年3月28日～5月9日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 3 上)

(継続)

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	(3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年2月10日付け厚生労働省発食安0210第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	(3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物は、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成23年5月12日府食第397号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年11月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成23年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成24年3月28日～5月9日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 3 上)

(継続)

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	サッカリンカルシウム
評価品目の分類	添加物
用途	甘味料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年5月22日付け厚生労働省発食安0522005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（甘味料）
評価結果の概要	サッカリンカルシウム、サッカリン及びサッカリンナトリウムのグループの一日摂取許容量をサッカリンとして3.8mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> また、本委員会として、サッカリン類に含まれるとされる不純物についても評価を行い、それらがサッカリン類の不純物として摂取される限りにおいては、安全性に懸念がないことも確認した。 （平成23年8月25日府食第692号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年11月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成24年2月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成24年3月28日～5月9日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) <b>【リスク評価結果との関係】</b>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	・サッカリンカルシウムの新規指定においては、その使用基準に、サッカリンカルシウムとサッカリンナトリウムを併用する場合の残存量の和の上限を規定している。サッカリンナトリウムについても、同様にサッカリンカルシウムとサッカリンナトリウムを併用する場合の上限を規定するため、サッカリンナトリウムの使用基準の改正について、厚生労働省発食安1124第1号により食品健康影響評価を依頼したところ、平成23年12月15日付け府食第980号により、評価結果が通知されている。 ・フラワーペースト類を菓子の製造又は加工の過程で使用する場合、サッカリンカルシウムを菓子に使用するものとみなす旨の使用基準を設定することについて、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する否かを平成24年2月20日付け厚生労働省発食安0220第1号により照会したところ、平成24年2月23日付け府食第192号により、食品健康影響評価を行うことが明らかに不要である場合に該当する旨の回答があった。

(継続 2 3 上)

(継続)

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	F	C	C			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2-エチル-6-メチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年12月6日付け厚生労働省発食安1206第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2-エチル-6-メチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成23年3月31日府食第274号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年11月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成23年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成24年3月28日～5月9日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 2 下)

(継続)

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	F	C	C		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリメチルアミン
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成21年11月26日付け厚生労働省発食安1126第8号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	トリメチルアミンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 （平成22年7月29日府食第588号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年11月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成23年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成24年3月28日～5月9日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 2 上)

(継続)

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期	F	F	F	F	F	F

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）

平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
G	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	亜塩素酸水
評価品目の分類	添加物
用途	製造用剤（殺菌料）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年8月14日付け厚生労働省発食安第0814001号 平成24年3月30日付け厚生労働省発食安0330第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	・添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価（平成18年8月14日付け厚生労働省発食安第0814001号） ・添加物として規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価（平成24年3月30日付け厚生労働省発食安0330第4号）
評価目的の具体的内容	添加物の指定（殺菌料）
評価結果の概要	亜塩素酸水の一摂取許容量（ADI）を亜塩素酸イオンとして0.029mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年6月19日府食第677号、平成24年7月9日府食第652号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年5月11日、11月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成24年3月30日 食品安全委員会に製造基準を規定することについて評価を依頼 平成24年7月9日 食品安全委員会より評価結果が通知 平成24年8月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請する予定。
その他特記事項	「亜塩素酸水」の食品健康影響評価の結果の付帯事項として、亜塩素酸水への臭素酸の混入の可能性があることから、その実態について調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討し、これらの調査結果及び検討結果について、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告することが求められていた。これを受けて、亜塩素酸水を製造する場合に原料として用いる塩化ナトリウムは、日本薬局方塩化ナトリウムでなければならないとする旨の製造基準を設定することについて、食安0330第4号で評価を依頼したところ、平成24年7月9日付け府食第652号により、評価結果が通知されている。

(継続20上)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェントエート
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号、平成21年6月8日付け厚生労働省発食安0608006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェントエートの一日摂取許容量（ADI）を0.0029mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成23年10月6日府食第796号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年10月31日現在、11月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であったが、関係機関からのデータが入手できたため、部会審議予定（11月部会）。
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	サフルフェナシル
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年9月9日付け厚生労働省発食安0909第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	サフルフェナシルの一日摂取許容量（ADI）を0.009mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年11月10日府食第869号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年8月20日～10月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フラメトピル
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成21年1月20日付け厚生労働省発食安0120007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フラメトピルの一日摂取許容量（ADI）を0.007mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成23年11月17日府食第912号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年2月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年3月9日～3月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジメタメトリン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年10月30日付け厚生労働省発食安1030002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ジメタメトリンの一日摂取許容量（ADI）を0.0094mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成23年12月22日府食第1005号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリフルラリン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号、平成21年3月24日付け厚生労働省発食安0324004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	トリフルラリンの一日摂取許容量（ADI）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年1月26日府食第78号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	フルチアニル
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルチアニルの一日摂取許容量（ADI）を2.4mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年1月26日府食第79号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（新規登録）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	メタゾスルフロン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年12月10日付け厚生労働省発食安1210第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メタゾスルフロンの一日摂取許容量（ADI）を0.027mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年1月26日府食第80号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（新規登録）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アバメクチン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤、寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年4月9日付け厚生労働省発食安0409004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アバメクチンの一日摂取許容量（ADI）を0.0006mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暫定基準値が定められた品目を含めた暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年2月9日府食第132号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	○（新規登録）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	シメコナゾール
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年3月22日付け厚生労働省発食安0322第6号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	シメコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.0085mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年2月9日府食第130号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年8月20日～平成24年10月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シラフルオフエン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年3月22日付け厚生労働省発食安0322第7号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	シラフルオフエンの一日摂取許容量（ADI）を0.11mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年2月9日府食第131号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。平 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	○（畜産物基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピラフルフェンエチル
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年3月22日付け厚生労働省発食安0322第8号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピラフルフェンエチルの一日摂取許容量（ADI）を0.17mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年2月16日府食第165号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタフルミゾン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年3月22日付け厚生労働省発食安0322第10号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メタフルミゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.12mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年2月16日府食第166号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	レピメクチン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年3月22日付け厚生労働省発食安0322第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	レピメクチンの一日摂取許容量（ADI）を0.02mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年2月16日府食第167号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年8月20日～平成24年10月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エスプロカルブ
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年6月8日付け厚生労働省発食安0608第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エスプロカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年2月23日府食第193号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年8月20日～平成24年10月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ノバルロン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年6月8日付け厚生労働省発食安0608第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ノバルロンの一日摂取許容量（ADI）を0.011mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年2月23日府食第194号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年10月31日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	フェリムゾン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年6月8日付け厚生労働省発食安0608第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェリムゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.019mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年2月23日府食第195号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アザフェニジン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アリドクロール
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イサゾホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤、線虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エチオフェンカルブ
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エトリムホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成24年3月1日府食第219号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クレソキシムメチル
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クレソキシムメチルの一日摂取許容量（ADI）を0.36mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年3月1日府食第226号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロチアニジン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年6月8日付け厚生労働省発食安0608第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロチアニジンの一日摂取許容量（ADI）を0.097mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月1日府食第224号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年10月31日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロプロップ
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤、成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルフェンソン
評価品目の分類	農薬
用途	ダニ駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シノスルフロン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジメピペレート
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアメトキサム
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年6月8日付け厚生労働省発食安0608第12号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	チアメトキサムの一日摂取許容量（ADI）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月1日府食第225号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年9月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議（カカオ豆の検査部位変更について）。 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	テブフロキン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年6月18日付け厚生労働省発食安0618第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	テブフロキンの一日摂取許容量（ADI）を0.041mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月1日府食第227号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議。 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（新規登録）
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	テレフタル酸銅
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリクラミド
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ナプロアニリド
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ハルフェンプロックス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤、ダニ駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ビキサフェン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年9月9日付け厚生労働省発食安0909第6号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ビキサフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.019mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月1日府食第228号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年8月20日～平成24年10月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（新規登録、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピペロホス
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリフェノックス
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルトリアホール
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年4月16日付け厚生労働省発食安0416第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルトリアホールの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年3月1日府食第229号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロモクロロメタン
評価品目の分類	農薬
用途	燻蒸殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロパホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヘキサフルムロン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2,6-ジフルオロ安息香酸
評価品目の分類	農薬
用途	ダニ駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	N-(2-エチルヘキシル)-8, 9, 10-トリノルボルン-5-エン-2, 3-ジカルボキシイミド
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤用の共力剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	XMC
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グルホシネート										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成23年11月15日付け厚生労働省発食安1115第2号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	グルホシネートの一日摂取許容量（ADI）を0.0091mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月8日府食第255号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年3月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年3月19日～平成24年3月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成24年4月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申。 平成24年6月7日、告示。										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年6月7日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（推定1日摂取量(EDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>32.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>68.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>26.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>30.1</td> </tr> </tbody> </table>		EDI/ADI (%)	国民平均	32.6	幼小児（1～6歳）	68.5	妊婦	26.7	高齢者（65歳以上）	30.1
	EDI/ADI (%)										
国民平均	32.6										
幼小児（1～6歳）	68.5										
妊婦	26.7										
高齢者（65歳以上）	30.1										
施策の実効性確保措置	とされている。 平成24年6月7日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、										

	周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

グルホシネート(除菌剤)

食品名	残留基準値 <sup>1)</sup>	残留基準値 <sup>2)</sup>
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.3	0.3
小麦	○ 0.2	0.2
大麦	○ 0.5	0.5
とうもろこし	○ 0.1	0.1
そば	○ 0.3	0.3
大豆	○ 2	2
小豆類 <sup>3)</sup>	○ 2	2
えんどう	○ 3	3
そら豆	○ 2	2
らつかせい	○ 0.1	0.1
その他の豆類 <sup>3)</sup>	○ 3	3
ばれいしょ	○ 0.2	0.2
きんぎょ類(やつがしらを含む。)	○ 0.2	0.2
かんしょ	○ 0.1	0.1
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.2	0.2
こんにやくいも	○ 0.2	0.2
てんさい	○ 0.9	0.9
だいこん類(ラディッシュを含む。) <sup>4)</sup> の根	○ 0.3	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。) <sup>4)</sup> の葉	○ 0.3	0.3
かぶ類の根	○ 0.1	0.1
かぶ類の葉	○ 0.1	0.1
クレソン	○ 0.3	0.3
はくさい	○ 0.2	0.2
キャベツ	○ 0.2	0.2
ブロッコリー	○ 0.2	0.2
その他のあぶらな科野菜 <sup>4)</sup>	○ 0.2	0.2
ごぼう	○ 0.2	0.2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 0.2	0.2
その他のさく科野菜 <sup>4)</sup>	○ 0.5	0.5
たまねぎ	○ 0.2	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.2	0.2
にんにく	○ 0.3	0.3
にら	○ 0.2	0.2
アスパラガス	○ 0.2	0.2
にんじん	○ 0.1	0.1
パセリ	○ 0.7	0.7
セロリ	○ 0.2	0.2
みつば	○ 0.2	
その他のせり科野菜 <sup>4)</sup>	○ 0.3	0.3
トマト	○ 0.2	0.2

グルホシネート(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup>	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
ピーマン	○ 0.2	0.2
なす	○ 0.2	0.2
その他のなす科野菜 <sup>7</sup>	○ 0.2	0.2
まゆり(ガーキンを含む。)	○ 0.2	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.2	0.2
しろり	○ 0.3	0.3
すいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	○ 0.3	0.3
その他のうり科野菜 <sup>8</sup>	○ 0.2	0.2
ほうれんそう	○ 0.1	0.1
たけのこ	○ 0.2	
オクラ	○ 0.1	0.1
しょうが	○ 0.3	0.3
未成熟えんどう	○ 0.2	0.2
未成熟いんげん	○ 0.05	0.05
えだまめ	○ 0.2	0.2
その他の野菜 <sup>9</sup>	○ 0.3	0.3
みかん	○ 0.2	0.2
なつみかんの果実全体	○ 0.2	0.2
レモン	○ 0.2	0.2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.2	0.2
グレープフルーツ	○ 0.2	0.2
ライム	○ 0.2	0.2
その他のかんきつ類果実 <sup>10</sup>	○ 0.2	0.2
りんご	○ 0.2	0.2
日本なし	○ 0.2	0.2
西洋なし	○ 0.1	0.1
マルメロ	○ 0.1	0.1
びわ	○ 0.2	0.2
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 0.1	0.1
あんず(アブリコットを含む。)	○ 0.3	0.3
すもも(ブルーンを含む。)	○ 0.1	0.1
うめ	○ 0.3	0.3
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.3	0.3
いちご	○ 0.5	0.5
ラズベリー	○ 0.1	0.1
ブラックベリー	○ 0.1	0.1
ブルーベリー	○ 0.1	0.1
クランベリー	○ 0.1	0.1
ハックルベリー	○ 0.1	0.1

グルホシネート(つづき)

食品名	換算基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	換算基準値 (改正前) ppm
その他のベリー類果実 <sup>11</sup>	○ 0.5	0.1
ぶどう	○ 0.2	0.2
かき	○ 0.1	0.1
バナナ	○ 0.2	0.2
キウイ	○ 0.2	0.2
パパイア	○ 0.1	0.1
アボカド	○ 0.1	0.1
パイナップル	○ 0.1	0.1
グアバ	○ 0.1	0.1
マンゴー	○ 0.1	0.1
パッションフルーツ	○ 0.1	0.1
なつめやし	○ 0.1	0.1
その他の果実 <sup>12</sup>	○ 0.2	0.2
ひまわりの種子	○ 5	5
蕎麦	○ 4	4
なたね	○ 5	5
さんなん	○ 0.1	0.1
くり	○ 0.2	0.2
ペカン	○ 0.1	0.1
アーモンド	○ 0.1	0.1
くるみ	○ 0.1	0.1
その他のナッツ類 <sup>13</sup>	○ 0.1	0.1
茶	○ 0.3	0.3
ホップ	○ 0.2	
その他のスパイス <sup>14</sup>	○ 0.5	0.5
その他のハーブ <sup>15</sup>	○ 0.5	0.5
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>16</sup> の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.4	0.4
豚の脂肪	○ 0.4	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.4	0.4
牛の肝臓	○ 6	6
豚の肝臓	○ 6	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 6	6
牛の腎臓	○ 4	4
豚の腎臓	○ 4	4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 4	4
牛の食用部分 <sup>17</sup>	○ 6	6
豚の食用部分	○ 6	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 6	6

グルホシネート(つづき)

食品名	換算基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	換算基準値 (改正前) ppm
乳	○ 0.02	0.02
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家禽 <sup>18</sup> の筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家禽の脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.1	0.1
その他の家禽の肝臓	○ 0.1	0.1
鶏の腎臓	○ 0.5	0.5
その他の家禽の腎臓	○ 0.5	0.5
鶏の食用部分	○ 0.1	0.1
その他の家禽の食用部分	○ 0.1	0.1
鶏の卵	○ 0.05	0.05
その他の家禽の卵	○ 0.05	0.05
ひまわり油(食用植物油の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	○ 0.05	0.05
なたね油(食用植物油の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	○ 0.05	0.05

○：平成24年6月7日施行

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アゾキシストロビン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年10月4日付け厚生労働省発食安1004第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アゾキシストロビンの一日摂取許容量（ADI）を0.18mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月15日府食第276号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アセキノシル
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年10月6日付け厚生労働省発食安1006第10号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アセキノシルの一日摂取許容量（ADI）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月29日府食第313号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シエノピラフェン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年9月21日付け厚生労働省発食安0921第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	シエノピラフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月29日府食第312号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シフルメトフェン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年10月6日付け厚生労働省発食安1006第16号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	シフルメトフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.092mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月29日府食第314号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	<b>E</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェンブコナゾール
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年10月6日付け厚生労働省発食安1006第18号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェンブコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.03mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月29日府食第315号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	<b>E</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	グルホシネート
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成23年1月14日付け22消安第7912号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	グルホシネートの一日摂取許容量（ADI）を0.0091mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月8日府食第254号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	飼料の暫定基準の見直し案を作成。農業資材審議会で審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	B	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェンブコナゾール										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年9月9日付け厚生労働省発食安0909第8号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	—										
評価結果の概要	フェンブコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.03mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年4月22日府食第326号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成23年7月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年10月3日～11月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年1月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申 平成24年6月14日、告示										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年6月14日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>12.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>22.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td> <td>13.0</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	12.2	幼小児（1～6歳）	22.6	妊婦	9.4	高齢者（65歳以上）*	13.0
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	12.2										
幼小児（1～6歳）	22.6										
妊婦	9.4										
高齢者（65歳以上）*	13.0										
施策の実効性確保措置	平成24年6月14日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

フェンプロナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.1	0.1
大麦	○ 0.2	0.2
ライ麦	○ 0.1	0.1
ちっかせい	○ 0.1	0.1
てんさい	○ 0.5	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.2	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.05	0.05
メロン 類果実	○ 0.2	0.2
まくわうり	○ 0.2	0.2
みかん	○ 1	1.0
なつみかんの果実全体	○ 1	1.0
レモン	○ 1	1.0
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 1	1.0
グレープフルーツ	○ 1	1.0
ライム	○ 1	1.0

フェンプロナゾール(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のかんきつ類果実 <sup>10</sup>	○ 1	1.0
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 0.7	0.7
西洋なし	○ 0.7	0.7
マルメロ	○ 0.1	0.1
びわ	○ 0.1	0.1
もも	○ 0.5	0.5
ネクタリン	○ 1	1.0
あんず(アブリコットを含む。)	○ 0.5	0.5
すもも(プルーンを含む。)	○ 1	1.0
うめ	○ 2	2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 1	1
ブルーベリー	○ 0.3	0.3
クランベリー	○ 0.5	0.5
ハuckleベリー	○ 0.3	0.3
その他のベリー類果実 <sup>11</sup>	○ 0.3	0.3
ぶどう	○ 3	3
かき	○ 0.7	
バナナ	○ 0.05	0.05
その他の果実 <sup>12</sup>	○ 0.01	
ひまわりの種子	○ 0.05	0.05
なたね	○ 0.05	0.05
ぎんなん	○ 0.01	
くり	○ 0.01	
ペカン	○ 0.05	0.05
アーモンド	○ 0.05	0.05
くるみ	○ 0.01	
その他のナッツ類 <sup>13</sup>	○ 0.01	
茶	○ 10	10
その他のスパイス <sup>4</sup>	○ 1	1.0
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>5</sup> の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05

フェンブコナゾール(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分 <sup>2</sup>	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
鶏	○ 0.05	0.05
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家禽 <sup>3</sup> の筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家禽の脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家禽の肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家禽の腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家禽の食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.05	0.05
その他の家禽の卵	○ 0.05	0.05

○：平成24年6月14日施行

●：平成24年12月14日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	B	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルオピコリド										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成21年6月8日付け厚生労働省発食安第0608003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フルオピコリドの一日摂取許容量（ADI）を0.079mg/kg体重/日、フルオピコリドの代謝物である2,6-ジクロロベンズアミドの一日摂取許容量（ADI）を0.045mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年4月22日府食第327号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成23年9月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年10月24日～11月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年3月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申 平成24年8月20日、告示										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年8月20日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>43.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>77.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>36.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td> <td>43.9</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI (%)	国民平均	43.4	幼小児（1～6歳）	77.6	妊婦	36.3	高齢者（65歳以上）*	43.9
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	43.4										
幼小児（1～6歳）	77.6										
妊婦	36.3										
高齢者（65歳以上）*	43.9										
施策の実効性確保措置	平成24年8月20日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、										

	周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大、インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

フルオピコリド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 <sup>1</sup> (改正前) ppm
ばれいしょ	○ 0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.02	
かんしょ	○ 0.02	
やまいち(長いもをいう。)	○ 0.02	
その他のいも類 <sup>8</sup>	○ 0.02	
だいこん類(ラディッシュを含む。 )の根	○ 0.2	
だいこん類(ラディッシュを含む。 )の葉	○ 15	
かぶ類の根	○ 0.2	
かぶ類の葉	○ 15	
西洋おさび	○ 0.2	
はくさい	○ 5	
キャベツ	○ 5	
芽キャベツ	○ 5	
カリフラワー	○ 5	
ブロッコリー	○ 5	
その他のあぶらな科野菜 <sup>9</sup>	○ 5	
ごぼう	○ 0.2	
サルシフィー	○ 0.2	
ゴロリ	○ 15	
エンダイブ	○ 25	
しゃんぞく	○ 25	

フルオピコリド(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 <sup>1</sup> (改正前) ppm
レタス(サラダ菜及びびちしゃを含む。)	○ 25	
その他のさく科野菜 <sup>10</sup>	○ 25	
たまねぎ	○ 7	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 10	
にんにく	○ 7	
その他のゆり科野菜 <sup>11</sup>	○ 7	
パースニップ	○ 0.2	
パセリ	○ 25	
セロリ	○ 25	
その他のせり科野菜 <sup>12</sup>	○ 25	
トマト	○ 2	
ピーマン	○ 2	
なす	○ 2	
その他のなす科野菜 <sup>13</sup>	○ 2	
きゅうり(カーキンを含む。)	○ 0.7	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.5	
しろりり	○ 0.5	
ゴロン類果実	○ 0.2	
その他のりり科野菜 <sup>14</sup>	○ 0.5	
ほうれんそう	○ 25	
オクラ	○ 1	
しよが <sup>4</sup>	○ 0.02	
しいたけ	○ 1	
その他のきのこ類 <sup>23</sup>	○ 1	
その他の野菜 <sup>15</sup>	○ 25	
ぶどう	○ 2	2
その他の果実 <sup>16</sup>	○ 1	
牛の筋肉	○ 0.01	
豚の筋肉	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>6</sup> の筋肉	○ 0.01	
牛の脂肪	○ 0.01	
豚の脂肪	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.01	
牛の肝臓	○ 0.01	
豚の肝臓	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	
牛の腎臓	○ 0.01	
豚の腎臓	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	
牛の食用部分 <sup>3</sup>	○ 0.01	

## フルオロピコリド(フーダキ)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
豚の食用部分	○ 0.01	
その他の豚種哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	
乳	○ 0.02	
豚の筋肉	○ 0.01	
その他の家さん <sup>1)</sup> の筋肉	○ 0.01	
豚の脂肪	○ 0.01	
その他の家さんの脂肪	○ 0.01	
豚の肝臓	○ 0.01	
その他の家さんの肝臓	○ 0.01	
豚の腎臓	○ 0.01	
その他の家さんの腎臓	○ 0.01	
豚の食用部分	○ 0.01	
その他の家さんの食用部分	○ 0.01	
豚の卵	○ 0.01	
その他の家さんの卵	○ 0.01	
干しぶどう	○ 10	
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 7	

○:平成24年8月20日施行

●:平成25年2月20日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	B	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ペノキススラム										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年9月9日付け厚生労働省発食安0909第9号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ペノキススラムの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年4月22日府食第328号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成23年7月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年10月3日～11月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年1月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申 平成24年6月14日、告示										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年6月14日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	0.3	幼小児（1～6歳）	0.6	妊婦	0.3	高齢者（65歳以上）*	0.3
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	0.3										
幼小児（1～6歳）	0.6										
妊婦	0.3										
高齢者（65歳以上）*	0.3										
施策の実効性確保措置	平成24年6月14日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

ペノキスラム(除草剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	0.05
ぶどう	○ 0.01	
ペカン	○ 0.01	
アーモンド	○ 0.01	
くるみ	○ 0.01	
その他のナッツ類 <sup>12</sup>	○ 0.01	

○ : 平成24年6月14日施行  
● : 平成24年12月14日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	B	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリベンカルブ										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成21年8月4日付け厚生労働省発食安0804第7号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ピリベンカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.039mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年5月12日府食第400号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成23年9月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年10月24日～11月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成24年3月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申 平成24年8月20日、告示										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年8月20日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>25.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>51.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>24.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td> <td>24.8</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	25.3	幼小児（1～6歳）	51.8	妊婦	24.1	高齢者（65歳以上）*	24.8
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	25.3										
幼小児（1～6歳）	51.8										
妊婦	24.1										
高齢者（65歳以上）*	24.8										
施策の実効性確保措置	平成24年8月20日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (新規登録)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

ピリベンカルブ(殺菌剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	○ 0.7	
小豆類 <sup>2</sup>	○ 2	
えんどう	○ 2	
そら豆	○ 2	
その他の豆類 <sup>2</sup>	○ 2	
キャベツ	○ 0.5	
レタス(サラダ菜及びびらしやを含む。)	○ 20	
たまねぎ	○ 0.1	
トマト	○ 3	
なす	○ 2	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 1	
みかん	○ 0.3	
なつみかんの果実全体	○ 5	
レモン	○ 5	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	

ピリベンカルブ(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
グレープフルーツ	○ 5	
ワイルド	○ 5	
その他のかんきつ類果実 <sup>1B</sup>	○ 5	
りんご	○ 2	
日本なし	○ 3	
西洋なし	○ 3	
もも	○ 0.5	
ネクタリン	○ 2	
おちとう(チェリーを含む。)	○ 10	
いちご	○ 10	
ぶどう	○ 2	
葉	○ 40	
その他のスパイス <sup>21</sup>	○ 20	

○: 平成24年8月20日施行  
●: 平成25年2月20日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。  &lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;</p> <p>なお、米国は、各種毒性試験で認められた血漿ChE 活性低下等から、各種毒性試験における無毒性量の最小値を0.03 mg/kg 体重/日とし、不確実係数100で除した0.0003 mg/kg体重/日を慢性参照用量（cRfD）と設定している。</p> <p>また、1982年にFAO/WHO合同残留農薬専門委員会（JMPR）は、各種毒性試験成績から、脳ChE 活性阻害に対する無毒性量を1mg/kg体重/日、赤血球ChE活性阻害に対する無毒性量を0.1 mg/kg体重/日としている。その上で、脳ChE活性阻害に対する無毒性量1 mg/kg体重/日については、ラット、マウス及びイヌにおける試験成績を安全係数100で除し、赤血球ChE活性阻害に対する無毒性量0.1mg/kg体重/日については、ヒト試験成績を優先し、ヒト志願者における試験成績を安全係数10で除してADIを0.01 mg/kg体重/日と設定している。</p> <p>しかし、本調査会は、血漿ChE活性阻害については、毒性学的に意義が小さいとして毒性影響と考えず、また、評価書「Ⅱ. 安全性に係る試験の概要 14. その他の試験（2）ヒト志願者における投与試験&lt;参考データ&gt;」のとおり、ヒト志願者における投与試験成績を採用しないとの合意を得た上で、従来日本では有機リン剤のADI 設定の際に赤血球ChE 活性阻害がエンドポイントとして採用されていたという経緯との整合性をかんがみて、各試験の無毒性量の最小値であり、赤血球ChE活性阻害に対する無毒性量でもある0.1 mg/kg 体重/日をADI 設定根拠とし、安全係数を100 としたものである。</p> <p>（平成23年6月2日府食第443号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>評価結果がそれまで設定されていたADIの値（JMPR値と同等）の10分の1となり、暴露評価において、ADI 占有率が80%を超えたことから基準値全体の見直しが必要となった。適用作物の削除等を農林水産省経由で農薬メーカーに依頼したところ、薬事・食品衛生審議会ですべて利用されていない暴露評価の方法が提案されたため調整に難航している。</p> <p>現在、基準値及び暴露評価の方法について農薬メーカーと協議中。輸入等への影響を少なくするため、食品ごとの検出値、輸入量、生産量等を考慮し、基準値を優先的に下方修正する作物を調整しているところ。</p> <p>協議・調整が済み次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	

	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○ (魚介類基準値設定)
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	B	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シクラニリド										
評価品目の分類	農薬										
用途	植物成長調整剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年3月3日付け厚生労働省発食安第0303011号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	シクラニリドの一日摂取許容量（ADI）を0.0063mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成23年6月2日府食第444号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成23年10月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年11月21日～平成24年1月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年3月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申 平成24年8月20日、告示										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年8月20日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>【施策の概要】</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>36.4</td> </tr> <tr> <td>幼児（1～6歳）</td> <td>76.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>37.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td> <td>35.8</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	36.4	幼児（1～6歳）	76.1	妊婦	37.2	高齢者（65歳以上）*	35.8
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	36.4										
幼児（1～6歳）	76.1										
妊婦	37.2										
高齢者（65歳以上）*	35.8										

施策の実効性確保措置	平成24年8月20日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

シクラニド(植物成長調整剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
蕎麦	○ 0.6	0.4
牛の筋肉	○ 0.05	0.04
豚の筋肉	○ 0.05	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.05	0.1
牛の脂肪	○ 0.1	0.1
豚の脂肪	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.1
牛の肝臓	○ 2	1
豚の肝臓	○ 2	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 2	1
牛の腎臓	○ 2	2
豚の腎臓	○ 2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 2	2
牛の食用部分 <sup>2</sup>	○ 2	1
豚の食用部分	○ 2	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 2	1
乳	○ 0.05	0.05
鶏の筋肉	○	0.01
その他の家禽 <sup>3</sup> の筋肉	○	0.01
鶏の脂肪	○	0.01
その他の家禽の脂肪	○	0.01
鶏の肝臓	○	0.01
その他の家禽の肝臓	○	0.01
鶏の腎臓	○	0.01
その他の家禽の腎臓	○	0.01
鶏の食用部分	○	0.01
その他の家禽の食用部分	○	0.01
鶏の卵	○	0.01
その他の家禽の卵	○	0.01

○: 平成24年8月20日施行  
●: 平成26年2月20日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	B	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピラクロニル										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年6月18日付け厚生労働省発食安0618第5号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ピラクロニルの一日摂取許容量（ADI）を0.0044mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年6月2日府食第445号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成23年9月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年10月24日～11月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年3月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申 平成24年8月20日、告示										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年8月20日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td> <td>4.0</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	4.0	幼小児（1～6歳）	7.0	妊婦	2.9	高齢者（65歳以上）*	4.0
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	4.0										
幼小児（1～6歳）	7.0										
妊婦	2.9										
高齢者（65歳以上）*	4.0										
施策の実効性確保措置	平成24年8月20日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

ピラクロニル(除草剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	0.05
その他の穀類 <sup>2</sup>	○ 0.05	

○: 平成24年8月20日施行  
●: 平成26年2月20日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アセタミプリド
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>アセタミプリドの一日摂取許容量（ADI）を0.071mg/kg体重/日と設定する。          &lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;          ○参考：急性参照用量（ARfD）※          アセタミプリドの急性的な毒性影響について、諸外国の手法を参考に、急性的な毒性影響の指標を参考情報として示すこととした。          アセタミプリドの単回投与試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットの急性神経毒性試験で得られた10 mg/kg 体重であったことから、これを安全係数100で除した0.1mg/kg 体重/日を急性参照用量（ARfD）とすることが妥当と考えられた。          一度に摂取するアセタミプリドの量がこれを下回る場合、急性的な毒性影響は生じないと考えられた。</p> <p>※：ヒトの24 時間又はそれより短時間の経口摂取により健康に悪影響を示さないと推定される量          （平成23年6月9日府食第469号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年10月31日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロラントラニプロール
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロラントラニプロールの一日摂取許容量（ADI）を0.26mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年6月16日府食第496号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月3日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年9月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議（カカオ豆の検査部位変更について） 平成24年10月31日現在、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会からの答申に向けて手続き中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 23上)

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	B	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリフロキシストロビン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第8号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	トリフロキシストロビンの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年6月16日府食第497号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成23年10月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年11月21日～平成24年1月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年3月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申 平成24年8月20日、告示										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年8月20日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>29.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>62.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td> <td>29.5</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	29.3	幼小児（1～6歳）	62.3	妊婦	22.3	高齢者（65歳以上）*	29.5
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	29.3										
幼小児（1～6歳）	62.3										
妊婦	22.3										
高齢者（65歳以上）*	29.5										
施策の実効性確保措置	平成24年8月20日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	○ (魚介類基準値設定)
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

トリフロキシストロピン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 2	1.6
小麦	○ 0.2	0.2
大麦	○ 0.5	0.5
ライ麦	○ 0.05	0.05
とうもろこし	○ 0.05	0.05
その他の穀類 <sup>3</sup>	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.08	0.08
らっきょうせい	○ 0.05	0.05
はれいりしよ	○ 0.04	0.04
てんさい	○ 0.05	0.05
だいこん類(フアイッシュを含む。)	○ 0.1	0.1
なぶ類の根	○ 0.1	0.1
西洋わさび	○ 0.1	0.1
はくさい	○ 0.5	0.5
キャベツ	○ 0.5	0.5
芽キャベツ	○ 0.1	0.1
カリフラワー	○ 0.5	0.5
ブロッコリー	○ 0.5	0.5
ごぼう	○ 0.1	0.1
サルシフィー	○ 0.1	0.1
その他のさく科野菜 <sup>10</sup>	○ 4	3.5
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.7	0.7
にんにく	○ 0.05	0.05
アスパラガス	○ 0.07	0.07
にんじん	○ 0.1	0.1
パースニップ	○ 0.1	0.1
セロリ	○ 4	3.5
その他のせり科野菜 <sup>12</sup>	○ 4	3.5
トマト	○ 0.7	0.7
ピーマン	○ 0.5	0.5
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜 <sup>13</sup>	○ 2	2.0
さやうり(ガーキンを含む。)	○ 0.7	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.3	0.3
しろうり	○ 0.3	0.3
すいよう	○ 0.3	0.3
メロン(漿果実)	○ 0.3	0.3
まくわうり	○ 0.3	0.3
その他のうり科野菜 <sup>14</sup>	○ 0.3	0.3
未成熟いんげん	○ 0.5	0.5

トリフロキシストロピン(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 <sup>2</sup> (改正前) ppm
とごまめ	○ 0.05	0.05
その他の野菜 <sup>13</sup>	○ 4	3.5
なつみかんの果実全体	○ 0.5	0.5
レモン	○ 0.5	0.5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.5	0.5
グレープフルーツ	○ 0.5	0.5
ライム	○ 0.5	0.5
その他のかんきつ類果実 <sup>14</sup>	○ 0.5	0.5
りんご	○ 3	3
日本なし	○ 5	5
西洋なし	○ 5	5
マルメロ	○ 0.7	0.7
びわ	○ 0.7	0.7
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 3	3
あんず(アブリコットを含む。)	○ 5	3
すもも(プルーンを含む。)	○ 3	3
うめ	○ 5	3
おうとう(チェリーを含む。)	○ 3	3
いちご	○ 0.2	0.2
ぶどう	○ 5	5
かき	○ 1	0.5
バナナ	○ 0.5	0.5
キウイ	○ 0.02	0.02
パパイヤ	○ 0.7	0.7
グアバ	○ 0.05	0.05
マンゴー	○ 0.7	0.7
パッションフルーツ	○ 0.05	0.05
その他の果実 <sup>15</sup>	○ 0.7	0.7
蕎麦	○ 0.05	0.05
きんなん	○ 0.02	0.02
くり	○ 0.04	0.04
ペカン	○ 0.04	0.04
アーモンド	○ 0.04	0.04
くるみ	○ 0.04	0.04
その他のナッツ類 <sup>16</sup>	○ 0.04	0.04
茶	○ 5	5
コーヒー豆	○ 0.05	0.05
ホップ	○ 40	40

トリフロキシストロピン(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 <sup>2</sup> (改正前) ppm
その他のスパイス <sup>17</sup>	○ 4	3.5
その他のハーブ <sup>18</sup>	○ 4	3.5
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.04	0.04
豚の腎臓	○ 0.04	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.04	0.04
牛の食用部分 <sup>3</sup>	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.02	0.02
鶏の筋肉	○ 0.04	0.04
その他の家禽 <sup>4</sup> の筋肉	○ 0.04	0.04
鶏の脂肪	○ 0.04	0.04
その他の家禽の脂肪	○ 0.04	0.04
鶏の肝臓	○ 0.04	0.04
その他の家禽の肝臓	○ 0.04	0.04
鶏の腎臓	○ 0.04	0.04
その他の家禽の腎臓	○ 0.04	0.04
鶏の食用部分	○ 0.04	0.04
その他の家禽の食用部分	○ 0.04	0.04
鶏の卵	○ 0.04	0.04
その他の家禽の卵	○ 0.04	0.04
魚介類	○ 0.03	
精米	○ 0.9	0.9
米ぬか	○ 7	7
小麦ふすま	○ 0.5	0.5
干しぶどう	○ 5	5

○:平成24年8月20日施行

●:平成25年2月20日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	B	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ビフェントリン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第9号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ビフェントリンの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年6月16日府食第495号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成23年10月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年11月21日～平成24年1月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年3月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申 平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議（カカオ豆の検査部位変更について） 平成24年8月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申（カカオ豆の検査部位変更について） 平成24年8月20日、告示										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年8月20日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（推定1日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>幼児（1～6歳）</td> <td>52.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>19.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td> <td>25.3</td> </tr> </tbody> </table>		EDI/ADI (%)	国民平均	25.0	幼児（1～6歳）	52.4	妊婦	19.9	高齢者（65歳以上）*	25.3
	EDI/ADI (%)										
国民平均	25.0										
幼児（1～6歳）	52.4										
妊婦	19.9										
高齢者（65歳以上）*	25.3										

	とされている。
施策の実効性確保措置	平成24年8月20日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

ピフェントリン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.5	0.5
大麦	○ 0.05	0.05
ライ麦	○ 0.05	0.05
とうもろこし	○ 0.05	0.05
そば	○ 0.05	0.05
その他の穀類 <sup>1)</sup>	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.1	0.1
小豆類 <sup>2)</sup>	○ 0.1	0.1
えんどう	○ 0.05	0.05
そら豆	○ 0.05	0.05
らっかせい	○ 0.1	0.1
その他の豆類 <sup>2)</sup>	○ 0.2	0.15
ばれいよ	○ 0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしょ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもを含む。)	○ 0.05	0.05
その他のいも類 <sup>2)</sup>	○ 0.05	0.05
てんさい	○ 0.2	0.2
さとうきび	○ 0.01	0.01
だいこん類(ワダイツショを含む。)	○ 0.05	0.05
だいこん類(ワダイツショを含む。)	○ 1	1
かぶ類の葉	○ 4	3.5
クレソン	○ 2	2
はくさい	○ 0.5	0.5
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	○ 2	2
ケール	○ 4	3.5
こまつな	○ 4	3.5
きょうな	○ 4	3.5
チンゲンサイ	○ 4	3.5
カリフラワー	○ 0.05	0.05
ブロッコリー	○ 0.1	0.1
その他のあぶらな科野菜 <sup>2)</sup>	○ 4	3.5
アーティチョーク	○ 0.2	0.2
エンダイブ	○ 2	2
レタス(サワダ菜及びちしやを含む。)	○ 3	3.0
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.5	0.5
にら	○ 0.05	0.05
アスパラガス	○ 0.05	0.05
パセリ	○ 3	

ピフェントリン(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 <sup>1</sup> (改正前) ppm
トマト	0.5	0.5
ピーマン	0.5	0.5
なす	0.5	0.5
その他のなす科野菜 <sup>13</sup>	0.5	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.4	0.4
しろうり	0.4	0.4
オレワン	0.2	0.2
メロン類果実	0.2	0.2
まくわうり	0.4	0.4
その他のうり科野菜 <sup>14</sup>	0.4	0.4
ほうれんそう	0.2	0.2
しょうが <sup>1</sup>	0.05	0.05
未成熟えんどう	0.6	0.6
未成熟いんげん	0.6	0.6
えだまめ	0.6	0.6
その他の野菜 <sup>15</sup>	2	2
みかん	0.1	0.1
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実 <sup>16</sup>	2	2
りんご	1	1
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
マルメロ	0.1	0.1
びわ	0.1	0.1
もも	0.03	0.03
ネクタリン	1	1
あんず(アブリコットを含む。)	1	1
すもも(プルーンを含む。)	0.5	0.5
うめ	1	1
おうとう(チェリーを含む。)	2	2
いちご	2	2
ラズベリー	1	1.0
ブラックベリー	1	1.0
その他のベリー類果実 <sup>17</sup>	1	1.0
さとう	2	2
かき	0.5	0.5

ピフェントリン(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 <sup>1</sup> (改正前) ppm
バナナ	0.1	0.1
パパイヤ	0.5	0.5
マンゴー	0.3	0.3
その他の果実 <sup>18</sup>	0.3	0.3
ひまわりの種子	0.1	0.1
ごまの種子	0.1	0.1
べにばなの種子	0.1	0.1
胡実	0.5	0.5
なたね	0.1	0.1
その他のオイルシード <sup>19</sup>	0.1	0.1
くり	0.05	0.05
ペカン	0.05	0.05
アーモンド	0.05	0.05
くるみ	0.05	0.05
その他のナッツ類 <sup>20</sup>	0.05	0.05
茶	25	25
カカオ豆(外皮を含まない。)	0.1	0.1
ホップ	10	10
その他のスパイス <sup>21</sup>	10	10
その他のハーブ <sup>22</sup>	4	3.5
牛の筋肉	0.5	0.5
豚の筋肉	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.5
牛の脂肪	0.5	0.5
豚の脂肪	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2	2
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5	0.5
牛の食用部分 <sup>3</sup>	0.5	0.5
豚の食用部分	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5	0.5
乳	0.05	0.05
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家禽 <sup>4</sup> の筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家禽の脂肪	0.05	0.05

ピフェントリン(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家禽の肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家禽の腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家禽の食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家禽の卵	○ 0.01	0.01
小麦粉(全粒粉に限る。)	○ 0.5	0.5
小麦粉(全粒粉を除く。)	○ 0.2	0.2
小麦ふすま	○ 2	2

○: 平成24年8月20日施行  
 ●: 平成26年2月20日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	MCPA
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第79号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	MCPAの一日摂取許容量（ADI）を0.0019mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成23年6月16日府食第498号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年10月31日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	B	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルフェノクスロン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年6月18日付け厚生労働省発食安0618第6号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フルフェノクスロンの一日摂取許容量（ADI）を0.037mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年6月23日府食第524号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成23年10月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年11月21日～平成24年1月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年3月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申 平成24年8月20日、告示										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年8月20日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>16.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>29.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td> <td>17.2</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		EDI/ADI (%)	国民平均	16.1	幼小児（1～6歳）	29.7	妊婦	13.3	高齢者（65歳以上）*	17.2
	EDI/ADI (%)										
国民平均	16.1										
幼小児（1～6歳）	29.7										
妊婦	13.3										
高齢者（65歳以上）*	17.2										
施策の実効性確保措置	平成24年8月20日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	○ (魚介類基準値設定)
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

フルフェノクスロン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup>	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
とうもろこし	○ 0.05	
大豆	○ 0.05	0.05
小豆類 <sup>2</sup>	○ 0.05	
そば	○ 0.2	0.2
かんしょ	○ 0.02	

フルフェノクスロン(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup>	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
てんさい	○ 0.5	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.1	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 10	10
西洋わさび	○ 0.2	0.05
はくさい	○ 0.5	0.5
キャベツ	○ 0.5	0.5
芽キャベツ	○ 0.5	0.5
ケール	○ 10	
こまつな	○ 10	10
きょうな	○ 10	10
チンゲンサイ	○ 5	5
ブロッコリー	○ 5	5
その他のあぶらな科野菜 <sup>3</sup>	○ 5	5
しゅんぎく	○ 10	10
レタス(サツタ菜及びらしゃを含む。)	○ 10	10
その他のさく科野菜 <sup>10</sup>	○ 2	2
ねぎ(りーきを含む。)	○ 10	10
アスパラガス	○ 0.5	0.5
わけぎ	○ 10	10
にんじん	○ 0.2	
パセリ	○ 10	10
セロリ	○ 10	10
みつば	○ 10	10
その他のせり科野菜 <sup>12</sup>	○ 10	
トマト	○ 0.5	0.5
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜 <sup>13</sup>	○ 3	3
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 2	2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.2	0.2
しろり	○ 0.3	0.3
すいか	○ 0.2	0.2
メロン類果実	○ 0.02	0.02
その他のうり科野菜 <sup>14</sup>	○ 0.5	0.5
ほうれんそう	○ 10	10
未成熟えんどう	○ 1	1
未成熟いんげん	○ 1	1
よだまめ	○ 5	5
その他のきのこ類 <sup>15</sup>	○ 0.1	0.1
その他の野菜 <sup>16</sup>	○ 10	10

フルフェノクスロン(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
みかん	○ 0.3	0.3
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
アイム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実 <sup>18</sup>	○ 2	2
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
もも	○ 0.1	0.1
ネクタリン	○ 0.7	0.7
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.2	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 0.5	0.5
ぶどう	○ 2	2
柿実	○ 0.03	0.03
茶	○ 15	15
その他のスパイス <sup>21</sup>	○ 10	10
その他のハーブ <sup>22</sup>	○ 10	10
魚介類	○ 2	

○: 平成24年8月20日施行  
 ●: 平成25年2月20日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	B	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタアルデヒド										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年9月9日付け厚生労働省発食安0909第10号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	メタアルデヒドの一日摂取許容量（ADI）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年6月23日府食第525号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成23年10月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年11月21日～平成24年1月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年3月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申 平成24年8月20日、告示										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年8月20日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>13.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>23.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>12.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td> <td>11.6</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	13.6	幼小児（1～6歳）	23.8	妊婦	12.6	高齢者（65歳以上）*	11.6
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	13.6										
幼小児（1～6歳）	23.8										
妊婦	12.6										
高齢者（65歳以上）*	11.6										
施策の実効性確保措置	平成24年8月20日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

メタアルグヒド(殺虫剤(軟体動物駆除剤))

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.2	0.2
小麦	○ 0.2	0.2
とうもろこし	○ 0.2	0.2
キャベツ	○ 3	
レタス(サツタ葉及びびらしゃを含む。)	○ 3	3
みかん	○ 0.2	0.2
なたね	○ 0.2	0.2
その他のスパイス <sup>2)</sup>	○ 0.7	0.7
魚介類	○ 0.02	0.02

○: 平成24年8月20日施行  
●: 平成26年2月20日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキシリニック酸
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤（抗菌剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年9月9日付け厚生労働省発食安0909第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オキシリニック酸の一日摂取許容量（ADI）を0.021mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年6月30日府食第543号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月3日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年10月31日現在、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会への答申に向けて準備中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	B	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	スピロメシフェン					
評価品目の分類	農薬					
用途	殺虫剤					
評価要請機関	厚生労働省					
評価結果通知先	厚生労働省					
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第6号					
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項					
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価					
評価目的の具体的内容	-					
評価結果の概要	スピロメシフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年6月30日府食第540号）					
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>						
施策の検討経過	平成23年10月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年11月21日～平成24年1月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年3月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申 平成24年8月20日、告示					
リスク管理措置の実施に時間を要している理由						
施策の概要等	平成24年8月20日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）					
			EDI/ADI (%)			
	国民平均		38.9			
	幼小児（1～6歳）		78.9			
	妊婦		29.7			
	高齢者（65歳以上）*		41.3			
	とされている。					
施策の実効性確保措置	平成24年8月20日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請					
その他特記事項						

a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	○ (魚介類基準値設定)
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

スピロメシフェン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.01	0.01
大麦	○ 0.01	0.01
とうもろこし	○ 0.02	0.02
その他の穀類 <sup>8</sup>	○ 0.01	0.01
ほれいしょ	○ 0.02	0.02
さといも類(やつかしらを含む。)	○ 0.02	0.02
かんしょ	○ 0.02	0.02
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.02	0.02
その他のいも類 <sup>9</sup>	○ 0.02	0.02
てんさい	○ 0.01	0.01
クレンソウ	○ 12	12
キャベツ	○ 2	2.0
芽キャベツ	○ 2	2.0
ケール	○ 12	12
きょうな	○ 12	12
チンゲンサイ	○ 12	12
カリフラワー	○ 2	2.0
ブロッコリー	○ 2	2.0
その他のあぶらな科野菜 <sup>9</sup>	○ 12	12
チコリ	○ 12	12
エンダイブ	○ 12	12
しゅんぎく	○ 12	12
レタス(サラダ菜及びびらしやを含む。)	○ 12	12
その他のさく科野菜 <sup>10</sup>	○ 12	12
パセリ	○ 12	12
その他のせり科野菜 <sup>12</sup>	○ 12	12
トマト	○ 3	3
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜 <sup>13</sup>	○ 0.5	0.45
きゅうり(カーキンを含む。)	○ 0.1	0.1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.1	0.1
しろうり	○ 0.1	0.1
すいか	○ 0.3	0.3
メロン類果実	○ 0.1	0.1
きくわうり	○ 0.1	0.1
その他のうり科野菜 <sup>14</sup>	○ 0.1	0.1
ほうれんそう	○ 12	12
しょうが	○ 0.02	0.02
その他の野菜 <sup>15</sup>	○ 12	12

スピロメシフェン(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 2	2
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アブリコットを含む。)	○ 5	5
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.7	0.7
うめ	○ 5	5
おうとう(チェリーを含む。)	○ 5	5
いちご	○ 2	2.0
ぶどう	○ 10	
その他の果実 <sup>16</sup>	○ 0.5	0.45
蒟蒻	○ 0.5	0.5
茶	○ 30	30
その他のスパイス <sup>17</sup>	○ 10	10
その他のハーブ <sup>18</sup>	○ 10	10
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>2</sup> の筋肉	○ 0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.1
牛の肝臓	○ 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.2	0.2
牛の腎臓	○ 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	0.2
牛の食用部分 <sup>3</sup>	○ 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	0.2
乳	○ 0.01	0.01
魚介類	○ 0.06	

○: 平成24年8月20日施行  
●: 平成25年2月20日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリダベン
評価品目の分類	農薬
用途	殺ダニ・殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第81号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリダベンの一摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成23年6月30日府食第542号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年1月30日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議（WTO通報の意見に基づく残留基準設定）。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	B	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルジオキシソニル
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年11月10日付け厚生労働省発食安1110第8号、平成23年4月21日付け厚生労働省発食安0421第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び同条第3項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価及び平成21年7月16日付けの食品健康影響評価通知後、フルジオキシソニルを用いた遺伝毒性試験で陽性の結果が海外で報告されたことが判明されたことから、国立薬品食品衛生研究所に依頼し改めて遺伝毒性試験を実施したところ、陰性との報告を受けたことから、当該海外での報告及び今回実施した遺伝毒性試験の結果の取扱いについての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>1. フルジオキシソニルの一日摂取許容量（ADI）を0.33mg/kg体重/日と設定する。</p> <p>2. 遺伝毒性については、復帰突然変異試験及びSOS Chromotestで陽性との文献報告があったが、追加の復帰突然変異試験及び<i>in vivo</i>でのすべての試験結果が陰性であったため、フルジオキシソニルに生体において問題となる遺伝毒性はないものと判断した。</p> <p>&lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;</p> <p>農薬としての使用に基づく暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。なお、平成10～12年の国民栄養調査結果に基づき試算されるフルジオキシソニルの一日あたりの理論的最大一日摂取量は1,569 µgであり、ヒトの体重を50kgと仮定すると、そのADI比は9.5%である。</p> <p>また、ヒトにおける暴露量及び体内動態も勘案して検討を行った結果、ヒトがフルジオキシソニルを継続的に経口摂取することによって耐性菌が選択され、保健衛生上の危害を生じるおそれはないものとする。</p> <p>（平成23年6月30日府食第541号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成23年10月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成23年11月21日～平成24年1月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議</p> <p>平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告</p> <p>平成24年3月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申</p> <p>平成24年8月20日、告示</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>平成24年8月20日、食品規格に関する告示を公布。</p> <p>公布日より適用。</p> <p><b>（施策の概要）</b></p> <p>食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を</p>

	<p>設定</p> <p><b>【リスク評価結果との関係】</b></p> <p>薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」(報告書抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>15.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>6.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)*</td> <td>7.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>とされている。</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	7.8	幼小児(1~6歳)	15.5	妊婦	6.1	高齢者(65歳以上)*	7.8
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	7.8										
幼小児(1~6歳)	15.5										
妊婦	6.1										
高齢者(65歳以上)*	7.8										
施策の実効性確保措置	平成24年8月20日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連											
b. 新規登録、適用拡大等	○(適用拡大)										
c. 農作物以外への残留基準設定											
d. 清涼飲料水関係											

(継続23上)

フルジオキシニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 <sup>1</sup> (改正前) ppm
米(玄米をいっ)	○ 0.05	0.05
小麦	○ 0.05	0.05
大麦	○ 0.05	0.05
ライ麦	○ 0.05	0.05
どろもち	○ 0.01	0.01
そば	○ 0.05	0.05
その他の穀類 <sup>2</sup>	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.07	0.07
小豆類 <sup>3</sup>	○ 0.2	0.2
えんどう	○ 0.3	0.3
そら豆	○ 0.07	0.07
あつかい <sup>4</sup>	○ 0.3	0.3
その他の豆類 <sup>5</sup>	○ 0.07	0.07
はれいしよ	○ 0.02	0.02
まめいも類(やつかしらを含む。)	○ 0.02	0.02
その他のいも類 <sup>6</sup>	○ 0.02	0.02
だいこん類(クアイッシュを含む。)の根	○ 0.5	0.5

フルジオキシニル(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup>	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
だいこん類(ワダイツシュを含む。)の葉	○ 20	20
かぶ類の根	○ 0.5	0.5
かぶ類の葉	○ 20	20
西洋わさび	○ 0.5	0.5
クレソン	○ 10	10
はくさい	○ 2	2.0
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	○ 2	2.0
ケール	○ 10	10
こまつな	○ 10	10
きょうな	○ 10	10
チンゲンサイ	○ 10	10
カリフラワー	○ 2	2.0
ブロッコリー	○ 2	2.0
その他のあぶらな科野菜 <sup>8</sup>	○ 10	10
ごぼう	○ 0.5	0.5
サルシフィー	○ 0.5	0.5
チコリ	○ 20	20
エンダイブ	○ 30	30
しゅんぎく	○ 30	30
レタス(サラダ菜及びらしゃを含む。)	○ 30	30
その他のさく科野菜 <sup>10</sup>	○ 2	2
たまねぎ	○ 0.5	0.5
ねぎ(リーキを含む。)	○ 7	7.0
にんにく	○ 0.2	0.2
にら	○ 10	10
わけぎ	○ 0.2	0.2
その他のほり科野菜 <sup>11</sup>	○ 10	10
にんじん	○ 5	0.7
パースニップ	○ 0.5	0.5
パセリ	○ 10	10
その他のせり科野菜 <sup>12</sup>	○ 20	20
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 5	1
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜 <sup>13</sup>	○ 0.5	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 2	2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.3	0.3
しろくり	○ 0.5	0.45
すいか	○ 0.2	

フルジオキシニル(つづき)

食品名	残留基準値	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他のうり科野菜 <sup>14</sup>	○ 0.5	0.45
ほうれんそう	○ 0.02	0.02
しょうが	○ 0.02	0.02
未成熟えんどう	○ 5	5
未成熟いんげん	○ 5	5
よだまめ	○ 5	5
その他の野菜 <sup>15</sup>	○ 10	10
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 10	10
レモン	○ 10	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 10	10
グレープフルーツ	○ 10	10
アイム	○ 10	10
その他のかんまつ類果実 <sup>16</sup>	○ 10	10
りんご(花おち、しん及び果梗の基部を含む。)	○ 5.0	5.0
西洋なし(花おち、しん及び果梗の基部を含む。)	○ 5.0	5.0
マルメロ(花おち、しん及び果梗の基部を含む。)	○ 5.0	5.0
びわ(果梗、果皮及び種子を含む。)	○ 5.0	5.0
もも(果皮を含む。)	○ 5.0	5.0
ネクタリン(果梗を含む。)	○ 5.0	5.0
あんず(アプリコットを含む。)(果梗を含む。)	○ 5.0	5.0
すもも(ブルーンを含む。)(果梗を含む。)	○ 5.0	5.0
らめ	○ 0.5	0.5
おうとう(チェリーを含む。)(果梗を含む。)	○ 5.0	5.0
いちご	○ 5	5
ラズベリー	○ 5	5
ブラックベリー	○ 5	5
ブルーベリー	○ 2	2
ハuckleベリー	○ 2	2.0
その他のベリー類果実 <sup>17</sup>	○ 5	5.0
ぶどう	○ 5	5
キウイ(果皮を含む。)	○ 20	20
その他の果実(さくら(果実全体をいう。))に限る。)	○ 5.0	5.0
ひまわりの種子	○ 0.01	
雑実	○ 0.05	0.05
なたね	○ 0.02	0.02
その他のオイルシード <sup>18</sup>	○ 0.05	0.05
その他のナッツ類 <sup>19</sup>	○ 0.2	0.2
その他のスパイス <sup>20</sup>	○ 10	10
その他のハーブ <sup>21</sup>	○ 50	50

○: 平成24年8月20日施行

●: 平成26年2月20日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	B				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリダリル
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第10号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	ピリダリルの一日摂取許容量（ADI）を0.028mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年7月7日府食第557号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年1月30日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申□
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	B				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタラキシル及びメフェノキサム
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年9月9日付け厚生労働省発食安0909第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メタラキシル及びメフェノキサムの一日摂取許容量（ADI）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年7月7日府食第556号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年1月30日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議（カカオ豆の検査部位変更について） 平成24年9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

(継続 23上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アルドキシカルブ
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月21日付け厚生労働省発食安第0821005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アルドキシカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.00036mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成23年7月14日府食第582号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月3日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年10月31日現在、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会への答申に向けて準備中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アルジカルブ
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月21日付け厚生労働省発食安第0821004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アルジカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.00025mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成23年7月21日府食第581号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月3日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年10月31日現在、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会への答申に向けて準備中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 23上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シアゾファミド
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年11月10日付け厚生労働省発食安1110第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	シアゾファミドの一日摂取許容量（ADI）を0.17mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年7月21日府食第603号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月3日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年10月31日現在、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会への答申に向けて準備中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	B				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シエノピラフェン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年11月10日付け厚生労働省発食安1110第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	シエノピラフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年7月21日府食第604号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年1月30日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年9月18日現在、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	B				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シフルフェナミド
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年11月10日付け厚生労働省発食安1110第5号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	シフルフェナミドの一日摂取許容量（ADI）を0.041mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年7月21日府食第605号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年1月30日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	スピロテトラマト
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年1月20日付け厚生労働省発食安0120第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	スピロテトラマトの一日摂取許容量（ADI）を0.12mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年8月11日府食第671号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年1月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月13日～3月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年10月31日現在、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会からの答申に向けて準備中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（新規登録）
c. 農作物以外への残留基準設定	○（インポートトレランス）
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	マイクロブタニル
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年12月10日付け厚生労働省発食安1210第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>マイクロブタニルの一日摂取許容量（ADI）を0.024mg/kg体重/日と設定する。          &lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;          暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。          （平成23年8月11日府食第670号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成23年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議          平成24年2月3日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議          平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告          平成24年10月31日現在、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会からの答申に向けて準備中</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	F	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アラクロール
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305006号、平成20年4月1日付け厚生労働省発食安第0401003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アラクロールの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成23年8月25日府食第693号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブタクロール
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年10月12日付け厚生労働省発食安第1012003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ブタクロールの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年8月25日府食第694号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年1月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月13日～3月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年10月31日現在、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会からの答申に向けて準備中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルフェナピル
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年2月8日付け厚生労働省発食安0208第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロルフェナピルの一日摂取許容量（ADI）を0.026mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年9月8日府食第725号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年2月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年3月9日～3月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年10月31日現在、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会からの答申に向けて準備中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	テブコナゾール
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年2月8日付け厚生労働省発食安0208第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	テブコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.029mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年9月8日府食第726号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年2月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年3月9日～3月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年10月31日現在、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会からの答申に向けて準備中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メトキシフェノジド
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年2月8日付け厚生労働省発食安0208第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メトキシフェノジドの一日摂取許容量（ADI）を0.098mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年9月8日府食第727号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年1月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月13日～3月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年10月31日現在、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会からの答申に向けて準備中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1-ナフタレン酢酸
評価品目の分類	農薬
用途	植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年2月8日付け厚生労働省発食安0208第5号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	1-ナフタレン酢酸の一日摂取許容量（ADI）を0.15mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年9月8日府食第724号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年1月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月13日～3月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年10月31日現在、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会からの答申に向けて準備中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	E	B	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エタルフルラリン										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325004号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	—										
評価結果の概要	エタルフルラリンの一日摂取許容量（ADI）を0.039mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成22年10月14日府食第805号)										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成23年7月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年10月3日～11月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年1月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申 平成24年6月14日、告示										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年6月14日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>【施策の概要】</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」(報告書抜粋)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>幼児(1～6歳)</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)*</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI (%)	国民平均	0.2	幼児(1～6歳)	0.3	妊婦	0.1	高齢者(65歳以上)*	0.2
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	0.2										
幼児(1～6歳)	0.3										
妊婦	0.1										
高齢者(65歳以上)*	0.2										
	とされている。										

施策の実効性確保措置	平成24年6月14日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 下)

ニタールフルワリン(除害剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	○ 0.05	0.05
小豆類*	○ 0.05	0.05
えんどう	○ 0.05	0.05
エンドウ豆	○ 0.05	0.05
その他の豆類*	○ 0.05	0.05
ほうろく(コーホンを含む。)	●	0.05
かぼちね(スカシユを含む。)	●	0.05
しろりり	●	0.05
せいり	●	0.05
アロシ製菓茶	●	0.05
ほくわり	●	0.05
その他のろり科製菓*	●	0.05
なだまめ	●	0.05
ひまわりの種子	○ 0.05	0.05
へにはなの種子	●	0.05
なたね	○ 0.05	0.05
その他のスパイス*	○ 0.05	0.05

○：平成24年6月14日施行  
●：平成24年12月14日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	F	C	C			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンフルラリン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ベンフルラリンの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年10月14日府食第806号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月3日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年10月31日現在、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会からの答申に向けて準備中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	F	C	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンスルフロンメチル										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325014号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	—										
評価結果の概要	ベンスルフロンメチルの一日摂取許容量（ADI）を0.19mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年10月21日府食第819号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成23年10月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年11月21日～平成24年1月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年8月20日、告示										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年8月20日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.18</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.33</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.13</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td> <td>0.18</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	0.18	幼小児（1～6歳）	0.33	妊婦	0.13	高齢者（65歳以上）*	0.18
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	0.18										
幼小児（1～6歳）	0.33										
妊婦	0.13										
高齢者（65歳以上）*	0.18										
施策の実効性確保措置	平成24年8月20日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、										

	周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準有り)
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 下)

ペンスルフロンメチル(除草剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup>	残留基準値 <sup>2</sup>
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.1	0.1
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類 <sup>3</sup>	●	0.02
大豆	●	0.02
小豆類 <sup>4</sup>	●	0.02
まんだう	●	0.02
もち豆	●	0.02
あつかせい	●	0.02
その他の豆類 <sup>5</sup>	●	0.02
ほれいりよ	●	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.02
かんしょ	●	0.02
やまいも(長いもをいう。)	●	0.02
こんにやくいも	●	0.02
その他のいも類 <sup>6</sup>	●	0.02
てんさい	●	0.02
さとうきび	●	0.02
だいこん類(フライッシュを含む。) <sup>7</sup> の根	●	0.02
だいこん類(フライッシュを含む。) <sup>8</sup> の葉	●	0.02
かぶ類の根	●	0.02
かぶ類の葉	●	0.02
西洋わさび	●	0.02
クレソン	●	0.02
はくさい	●	0.02
キャベツ	●	0.02
芽キャベツ	●	0.02
ケール	●	0.02
こまつな	●	0.02
きょうな	●	0.02
チンゲンサイ	●	0.02
カリフラワー	●	0.02
ブロッコリー	●	0.02
その他のあぶらな科野菜 <sup>9</sup>	●	0.02
ごぼう	●	0.02
サルシフィー	●	0.02
アーティチョーク	●	0.02
チコリ	●	0.02

ベンズルフロノメチル(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
エンダイブ	●	0.02
しゅんぎく	●	0.02
レタス(サラダ菜及びびちしゃを含む。)	●	0.02
その他のさく科野菜 <sup>10</sup>	●	0.02
たまねぎ	●	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.02
にんにく	●	0.02
にら	●	0.02
アスパラガス	●	0.02
むけき	●	0.02
その他のゆり科野菜 <sup>11</sup>	●	0.02
にんにん	●	0.02
パースニップ	●	0.02
パセリ	●	0.02
セロリ	●	0.02
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜 <sup>12</sup>	●	0.02
トマト	●	0.02
ピーマン	●	0.02
なす	●	0.02
その他のなす科野菜 <sup>13</sup>	●	0.02
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.02
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.02
しろり	●	0.02
すいか	●	0.02
メロン類果実	●	0.02
まくわうり	●	0.02
その他のうり科野菜 <sup>14</sup>	●	0.02
ほうれんそう	●	0.02
たけのこ	●	0.02
オクラ	●	0.02
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	●	0.02
未成熟いんげん	●	0.02
えだまめ	●	0.02
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類 <sup>15</sup>	●	0.02
その他の野菜 <sup>16</sup>	●	0.02
みかん	●	0.02

ベンズルフロノメチル(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02
ライム	●	0.02
その他のかんきつ類果実 <sup>10</sup>	●	0.02
りんご	●	0.02
日本なし	●	0.02
西洋なし	●	0.02
マルメロ	●	0.02
びわ	●	0.02
もも	●	0.02
ネクタリン	●	0.02
あんず(アブリコットを含む。)	●	0.02
すもも(プルーンを含む。)	●	0.02
うめ	●	0.02
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.02
いちご	●	0.02
ラズベリー	●	0.02
ブラックベリー	●	0.02
ブルーベリー	●	0.02
クランベリー	●	0.02
ハuckleベリー	●	0.02
その他のベリー類果実 <sup>11</sup>	●	0.02
ぶどう	●	0.02
かき	●	0.02
パチナ	●	0.02
キウイ	●	0.02
パパイヤ	●	0.02
アボカド	●	0.02
パイナップル	●	0.02
グアバ	●	0.02
マンゴー	●	0.02
パッションフルーツ	●	0.02
なつめやし	●	0.02
その他の果実 <sup>12</sup>	●	0.02
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
蒴果	●	0.02
なたね	●	0.02

ペンスルフロンメチル(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1)</sup>	残留基準値 <sup>1)</sup>
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
その他のオイルシード <sup>19)</sup>	●	0.02
栗(殻なし)	●	0.02
くり	●	0.02
ペカン	●	0.02
アーモンド	●	0.02
くるみ	●	0.02
その他のナッツ類 <sup>20)</sup>	●	0.02
茶	●	0.02
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.02
その他のスパイス <sup>21)</sup>	●	0.02
その他のハーブ <sup>22)</sup>	●	0.02
魚介類(甲殻類に限る。)	●	0.05

○:平成24年8月20日施行  
 ●:平成25年2月20日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	E	B	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリアゾホス										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成21年2月9日付け厚生労働省発食安第0209006号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	トリアゾホスの一日摂取許容量（ADI）を0.00041mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年2月10日府食第124号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成23年9月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年10月24日～11月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年3月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申 平成24年8月20日、告示										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年8月20日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>29.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>68.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>28.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td> <td>21.0</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	29.7	幼小児（1～6歳）	68.1	妊婦	28.3	高齢者（65歳以上）*	21.0
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	29.7										
幼小児（1～6歳）	68.1										
妊婦	28.3										
高齢者（65歳以上）*	21.0										
施策の実効性確保措置	平成24年8月20日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										

その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準有り)
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 下)

トリアゾホス(殺虫剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○	不検出
小麦	○ 0.05	不検出
大麦	○ 0.05	不検出
ライ麦	○ 0.05	不検出
とうもろこし	○ 0.05	不検出
そば	○ 0.05	不検出

トリアゾホス(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の穀類 <sup>1</sup>	○ 0.05	不検出
大豆	○	不検出
小豆類 <sup>2</sup>	●	0.2
えんどう	●	0.02
そら豆	○	不検出
らっかいせい	●	0.02
その他の豆類 <sup>2</sup>	●	0.02
ばいりよ	○	不検出
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.02
かんしょ	●	0.02
やまいも(長いもをいう。)	●	0.02
こんにやくいも	●	0.02
その他のいも類 <sup>3</sup>	●	0.02
てんさい	○	不検出
さとうきび	○	不検出
だいこん類(フアイッシュを含む。)	●	0.02
だいこん類(フアイッシュを含む。)	●	0.02
かぶ類の根	●	0.02
かぶ類の葉	●	0.02
西洋わさび	●	0.02
クレソン	●	0.02
はくさい	●	0.02
キャベツ	●	0.1
芽キャベツ	●	0.1
ケール	●	0.02
こまつな	●	0.02
きょうな	●	0.02
ブロッコリー	●	0.02
カリフラワー	●	0.1
ブロッコリー	●	0.02
その他のあぶらな科野菜 <sup>4</sup>	●	0.02
ごぼう	●	0.02
サルシフィー	●	0.02
アーティチョーク	●	0.02
チコリ	●	0.02
エンダイブ	●	0.02
しゅんぎく	●	0.02
レタス(サラダ菜及びびらしゃを含む。)	●	0.02
その他のさく科野菜 <sup>10</sup>	●	0.02

## トリアゾホス(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 <sup>1</sup> (改正前) ppm
たまねぎ	○	不検出
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.02
にんにく	●	0.02
にら	●	0.02
アスパラガス	●	0.02
わけぎ	●	0.02
その他のゆり科野菜 <sup>11</sup>	●	0.02
にんじん	●	0.5
パースニップ	●	1
パセリ	●	0.02
セロリ	●	0.02
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜 <sup>12</sup>	●	0.02
トマト	●	0.02
ピーマン	●	0.02
なす	●	0.02
その他のなす科野菜 <sup>13</sup>	●	0.02
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.02
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.02
しゅうり	●	0.02
ずいか	●	0.02
メロン類果実	●	0.02
まくわうり	●	0.02
その他のうり科野菜 <sup>14</sup>	●	0.02
ほうれんそう	●	0.02
たけのこ	●	0.02
オクラ	●	0.02
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	●	0.1
未成熟いんげん	●	0.1
さだまめ	●	0.02
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類 <sup>15</sup>	●	0.02
その他の野菜 <sup>13</sup>	●	0.1
みかん	●	0.02
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02

## トリアゾホス(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 <sup>1</sup> (改正前) ppm
ライム	●	0.02
その他のかんまつ類果実 <sup>16</sup>	●	0.02
りんご	●	0.2
日本なし	●	0.2
西洋なし	●	0.2
マルメロ	●	0.2
びわ	●	0.2
もも	●	0.02
ネクタリン	●	0.02
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.02
すもも(プルーンを含む。)	●	0.02
うめ	●	0.02
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.02
いちご	○	不検出
ラズベリー	●	0.02
ブラックベリー	●	0.02
ブルーベリー	●	0.02
クランベリー	●	0.02
ハuckleベリー	●	0.02
その他のベリー類果実 <sup>17</sup>	●	0.02
ぶどう	●	0.02
ちき	●	0.02
バナナ	●	0.02
キウイ	●	0.02
パパイヤ	○	不検出
アボカド	●	0.02
パイナップル	●	0.02
グアバ	●	0.02
マンゴー	●	0.02
パッションフルーツ	●	0.02
なつめやし	●	0.02
その他の果実 <sup>18</sup>	●	0.02
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
ペーパナの種子	●	0.02
落実	○	0.2
なたね	●	0.02
その他のオイルシード <sup>19</sup>	●	0.02
ぎんなん	●	0.02
くり	●	0.02
ペカン	●	0.02

## トリアゾホス(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
アーモンド	●	0.02
くるみ	●	0.02
その他のナッツ類 <sup>2)</sup>	●	0.1
茶	●	0.05
コーヒー豆	○	不検出
カカオ豆	○	不検出
ホップ	●	0.05
その他のスパイス <sup>2)</sup>	●	0.1
その他のハーブ <sup>2)</sup>	●	0.1
牛の筋肉	○	0.01
豚の筋肉	●	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>3)</sup> の筋肉	●	0.02
牛の脂肪	○	0.01
豚の脂肪	●	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.02
牛の肝臓	●	0.02
豚の肝臓	●	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.02
牛の腎臓	●	0.02
豚の腎臓	●	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.02
牛の食用部分 <sup>3)</sup>	●	0.02
豚の食用部分	●	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.02
乳	○	0.01
鶏の筋肉	●	0.02
その他の家禽 <sup>4)</sup> の筋肉	●	0.02
鶏の脂肪	●	0.02
その他の家禽の脂肪	●	0.02
鶏の肝臓	●	0.02
その他の家禽の肝臓	●	0.02
鶏の腎臓	●	0.02
その他の家禽の腎臓	●	0.02
鶏の食用部分	●	0.02
その他の家禽の食用部分	●	0.02
鶏の卵	●	0.02
その他の家禽の卵	●	0.02
精製油(食用植物油の日本農林規格に規定する精製綿実油、 麻実サフラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	○	1

○:平成24年8月20日施行

●:平成25年2月20日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	E	B	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	マンジプロパミド										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年3月1日付け厚生労働省発食安0301第1号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	マンジプロパミドの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年2月10日府食第127号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成23年7月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年10月3日～11月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年1月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申 平成24年6月14日、告示										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年6月14日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>37.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>66.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>27.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td> <td>43.5</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		EDI/ADI (%)	国民平均	37.8	幼小児（1～6歳）	66.3	妊婦	27.3	高齢者（65歳以上）*	43.5
	EDI/ADI (%)										
国民平均	37.8										
幼小児（1～6歳）	66.3										
妊婦	27.3										
高齢者（65歳以上）*	43.5										
施策の実効性確保措置	平成24年6月14日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大、インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 下)

マンジプロバド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 <sup>2</sup> (改正前) ppm
大豆	○ 0.2	0.2
小豆類 <sup>1</sup>	○ 0.1	0.1
ばらばら <sup>1</sup>	○ 0.02	0.02
大豆もやし類(やっばらも含む。)	○ 0.01	0.01
豆もやし	○ 0.01	0.01
やまゆ(長いももやし。)	○ 0.01	0.01
その他のもやし類 <sup>1</sup>	○ 0.01	0.01
大豆こんぶ類(フアイッシュを含む。)	○ 25	
大豆類の葉	○ 25	
グリーンピース	○ 25	
ほういし	○ 5	2
キャベツ	○ 3	3
葉キャベツ	○ 3	3
ケール	○ 25	20
ホウレン草	○ 25	20
ほうりつ	○ 25	20
チンゲンサイ	○ 30	20
カリフラワー	○ 3	3
ブロッコリー	○ 3	3
その他のあじろな科野菜 <sup>1</sup>	○ 25	20
チコリ	○ 25	
ニンダイブ	○ 25	20
しんじゆく	○ 25	20
シラス(サラダ菜及びトクモを含む。)	○ 25	20
その他のあく科野菜 <sup>1</sup>	○ 25	20
たまねぎ	○ 0.1	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	○ 7	3
にんにく	○ 0.05	0.05
その他のゆり科野菜 <sup>1</sup>	○ 3	3
パセリ	○ 20	20
セロリ	○ 20	20

マンジプロバド(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 <sup>2</sup> (改正前) ppm
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 2	1.0
なす	○ 2	1.0
その他のなす科野菜 <sup>1</sup>	○ 25	5.0
きゅうり(ガーケンを含む。)	○ 0.3	0.3
きゅうり(スカッシュを含む。)	○ 0.3	0.3
ししり	○ 0.3	0.3
ずいゆ	○ 0.3	0.3
オロシ製菓菜	○ 0.3	0.3
まくわう	○ 0.3	0.3
その他のゆり科野菜 <sup>1</sup>	○ 25	0.3
ほうりんそう	○ 25	20
オクラ	○ 1	1.0
しょうが	○ 0.01	0.01
その他の野菜 <sup>1</sup>	○ 25	20
ぶどう	○ 3	3
その他の果実 <sup>1</sup>	○ 1	1.0
ホップ	○ 30	
その他のハーブ <sup>1</sup>	○ 20	20
キムチ <sup>1</sup>	○ 3	
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 10	

○ : 平成24年6月14日施行  
● : 平成24年12月14日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	F	F	F			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成21年10月21日付け21消安第7914号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年11月4日府食第845号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	厚生労働省において食品規格（残留基準）が設定され次第、当該基準値との整合性を確認後、飼料中の暫定基準値の見直しについて農業資材審議会で審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	現在、厚生労働省において食品の暫定基準改正の作業中。同基準が改正され次第、飼料の残留基準を改正する。
施策の概要等	農業資材審議会における審議、答申の後、パブリックコメント等所要の手続きを経た上で、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正し、施行する予定。 <b>（施策の概要）</b>  <b>【リスク評価結果との関係】</b>
施策の実効性確保措置	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	F	B	A		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	スピノサド										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成16年12月22日付け厚生労働省発食安第1222001号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718006号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	スピノサドの一日摂取許容量（ADI）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年4月8日府食第291号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成23年10月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年11月21日～平成24年1月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年3月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年8月20日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（推定1日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>33.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>69.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>28.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td> <td>34.9</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		EDI/ADI (%)	国民平均	33.8	幼小児（1～6歳）	69.2	妊婦	28.4	高齢者（65歳以上）*	34.9
	EDI/ADI (%)										
国民平均	33.8										
幼小児（1～6歳）	69.2										
妊婦	28.4										
高齢者（65歳以上）*	34.9										
施策の実効性確保措置	平成24年8月20日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準有り)
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大、インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

スピノサド(殺虫剤/外部寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 <sup>1</sup> (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.1	1
小麦	○ 2	0.02
大麦	○ 2	0.02
ライ麦	○ 1	0.02
とうもろこし	○ 2	0.02
そば	○ 1	0.02
その他の穀類 <sup>2</sup>	○ 1	1
大豆	○ 0.02	0.02
小豆類 <sup>2</sup>	○ 0.02	0.02
まんじゅう	○ 0.02	0.02
そば豆	○ 0.02	0.02
ちんかせい	○ 0.02	0.02
その他の豆類 <sup>2</sup>	○ 0.02	0.02
ばれいしょ	○ 0.02	0.02
さといも類(やつかしらを含む。)	○ 0.02	0.02
かんしょ	○ 0.02	0.02
やまいも(基いもをいう。)	○ 0.02	0.02
こんにやくいも	● 0.02	0.02
その他のいも類 <sup>2</sup>	○ 0.02	0.02
てんさい	○ 0.06	0.06
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 1	1
かぶ類の根	● 0.1	0.2
かぶ類の葉	● 3	10
西洋わさび	● 0.1	0.2
クレソン	○ 10	8
はくさい	● 1	8
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	○ 2	1
ケール	○ 10	10
こまつな	○ 10	5
きよな	○ 5	5
ダンダンサイ	○ 2	2
カリフラワー	○ 2	2
ブロッコリー	○ 2	2
その他のあぶらな科野菜 <sup>2</sup>	○ 2	2
ごぼう	● 0.1	0.2
セルシフィー	● 0.1	0.2
アーティチョーク	● 0.3	5
ゴロリ	○ 10	8
エンダイブ	○ 10	8

## スピノサド(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 <sup>1</sup> (改正前) ppm
しゅんぎく	○ 10	10
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 10	8
その他のさく科野菜 <sup>10</sup>	○ 10	8
たまねぎ	○ 0.1	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	● 2	5
にら	○ 5	5
アスパラガス	● 0.5	5
わけぎ	● 1	5
その他のゆり科野菜 <sup>11</sup>	● 0.3	5
にんじん	○ 0.2	0.2
パースニップ	● 0.1	0.2
パセリ	○ 8	8
セロリ	○ 8	8
みつば	○ 5	5
その他のせり科野菜 <sup>12</sup>	○ 5	5
トマト	○ 1	0.5
ピーマン	○ 2	2
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜 <sup>13</sup>	○ 10	0.4
きゅうり(ゴーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 0.3	0.3
しろうり	○ 0.3	0.3
すいか	○ 0.3	0.3
メロン類果実	○ 0.3	0.3
まくわうり	○ 0.3	0.3
その他のうり科野菜 <sup>14</sup>	○ 10	0.3
ほうれんそう	○ 10	8
たけのこ	●	0.2
オクラ	●	2
しょうが	○ 0.02	0.02
未成熟えんどう	○ 0.3	0.3
未成熟いんげん	○ 0.3	0.3
さだまめ	○ 0.3	0.3
その他の野菜 <sup>15</sup>	○ 10	10
みかん	● 0.1	0.3
なつみかんの果実全体	○ 0.3	0.3
レモン	○ 0.3	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.3	0.3
グレープフルーツ	○ 0.3	0.3
ライム	○ 0.3	0.3

## スピノサド(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 <sup>1</sup> (改正前) ppm
その他のかんきつ類果実 <sup>16</sup>	○ 0.3	0.3
りんご	○ 0.5	0.5
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	○ 0.5	0.5
びわ	●	0.2
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 0.5	0.2
あんず(アブリコットを含む。)	○ 0.2	0.2
すもも(ブルーンを含む。)	○ 0.2	0.2
うめ	○ 0.2	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.2	0.2
いちご	○ 1	1
ラズベリー	● 0.7	1
ブラックベリー	● 0.7	1
ブルーベリー	● 0.3	1
クランベリー	●	1
ハuckleベリー	● 0.3	1
その他のベリー類果実 <sup>17</sup>	● 0.7	1
ぶどう	○ 0.5	0.5
がき	●	0.5
バナナ	● 0.3	0.5
キウイ	●	0.2
パパイヤ	○ 0.3	0.3
アボカド	○ 0.3	0.3
パイナップル	● 0.02	0.5
グアハ	○ 0.3	0.3
マンゴー	○ 0.3	0.3
パッションフルーツ	○ 0.3	0.3
なつめやし	● 0.1	1
その他の果実 <sup>18</sup>	○ 0.3	0.3
ひまわりの種子	○	0.01
べにばなの種子	○	0.01
蕎麦	○ 0.02	0.02
その他のオイルシード <sup>19</sup>	●	5
ぎんなん	○	0.01
くり	○ 0.1	0.02
ペカン	○ 0.1	0.02
アーモンド	○ 0.02	0.02
くるみ	○ 0.1	0.02
その他のナッツ類 <sup>20</sup>	○ 0.02	0.02

スピノサド(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
茶	○	2
その他のスパイス <sup>21</sup>	○	10
その他のハーブ <sup>22</sup>	○	10
牛の筋肉	○	2
豚の筋肉	○	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>2</sup> の筋肉	○	2
牛の脂肪	○	10
豚の脂肪	○	10
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	10
牛の肝臓	○	5
豚の肝臓	○	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○	5
牛の腎臓	○	2
豚の腎臓	○	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○	2
牛の食用部分 <sup>3</sup>	○	5
豚の食用部分	○	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○	5
乳	○	2
鶏の筋肉	○	0.1
その他の家禽 <sup>4</sup> の筋肉	○	0.1
鶏の脂肪	○	1
その他の家禽の脂肪	○	1
鶏の肝臓	○	0.2
その他の家禽の肝臓	○	0.1
鶏の腎臓	○	0.2
その他の家禽の腎臓	○	0.1
鶏の食用部分	○	0.2
その他の家禽の食用部分	○	0.1
鶏の卵	○	0.2
その他の家禽の卵	○	0.1
小麦ふすま	○	2
干しぶどう	○	1
精製油(食用植物油の日本農林規格に規定する精製純実油、精製サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)	○	0.01
精製油(食用植物油の日本農林規格に規定する精製純実油、精製サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	○	0.01

○: 平成24年8月20日施行

●: 平成25年2月20日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	D	C	C	B		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェンチオン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成21年1月20日付け厚生労働省発食安第0120006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェンチオンの一日摂取許容量（ADI）を0.0023mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年4月8日府食第292号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年2月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年2月16日～6月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成23年6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成23年10月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準設定）
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	E	C	B		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジチアノン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ジチアノンの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年6月17日府食第474号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年4月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年9月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議 平成23年10月24日～11月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	E	B	A		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソキサフルトール										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年4月9日付け厚生労働省発食安第0409005号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	イソキサフルトールの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年6月24日府食第491号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成23年7月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年10月3日～11月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年1月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申 平成24年6月14日、告示										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年6月14日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>14.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>33.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>14.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td> <td>14.1</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	14.4	幼小児（1～6歳）	33.5	妊婦	14.1	高齢者（65歳以上）*	14.1
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	14.4										
幼小児（1～6歳）	33.5										
妊婦	14.1										
高齢者（65歳以上）*	14.1										
施策の実効性確保措置	平成24年6月14日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準有り)
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

イソキサフルトール(除草剤)

食品名	残留基準値 <sup>1)</sup>	残留基準値 <sup>2)</sup>
	ppm	ppm
米(玄米をいり)	●	0.05
小麦	●	0.05
大麦	●	0.05
ライ麦	●	0.05
とうもろこし	●	0.1
そば	●	0.05
その他の穀類 <sup>3)</sup>	●	0.05
その他の豆類 <sup>4)</sup>	○	0.03
大豆まぜ	○	0.01
その他のスパイス <sup>5)</sup>	●	0.03
牛の筋肉	○	0.2
豚の筋肉	○	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○	0.2
牛の脂肪	○	0.2
豚の脂肪	○	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.2
牛の肝臓	○	0.5
豚の肝臓	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.1
牛の腎臓	○	0.1
豚の腎臓	○	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○	0.1
牛の食肉部分 <sup>6)</sup>	○	0.1
豚の食肉部分	○	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食肉部分	○	0.1
米	●	0.02
鶏の筋肉	○	0.2
その他の家禽 <sup>7)</sup> の筋肉	○	0.2
鶏の脂肪	○	0.2
その他の家禽の脂肪	○	0.2
鶏の肝臓	○	0.3
その他の家禽の肝臓	○	0.3
鶏の腎臓	○	0.1
その他の家禽の腎臓	○	0.1
鶏の食肉部分 <sup>8)</sup>	○	0.1
その他の家禽の食肉部分	○	0.1
鶏の卵	●	0.01
その他の家禽の卵	●	0.01

○：平成24年6月14日施行  
●：平成24年12月14日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	E	B	A		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イマザピックアンモニウム塩										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605004号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	イマザピックアンモニウム塩の一日摂取許容量（ADI）を0.27mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年6月24日府食第492号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成23年7月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年10月3日～11月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年1月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申 平成24年6月14日、告示。										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年6月14日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%;">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼児（1～6歳）</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者（65歳以上）*</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI (%)	国民平均	0.5	幼児（1～6歳）	1.1	妊婦	0.5	高齢者（65歳以上）*	0.5
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	0.5										
幼児（1～6歳）	1.1										
妊婦	0.5										
高齢者（65歳以上）*	0.5										
	とされている。										

施策の実効性確保措置	平成24年6月14日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

イマザピック(除草剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.05	0.05
らっかせい	○ 0.1	0.1
さとうきび	○ 0.05	0.05
なたね	○ 0.05	0.05
牛の筋肉	○ 0.1	0.1
豚の筋肉	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>2</sup> の筋肉	○ 0.1	0.1
牛の脂肪	○ 0.1	0.08
豚の脂肪	●	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.08
牛の肝臓	○ 0.1	0.08
豚の肝臓	●	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.08
牛の腎臓	○ 1	0.5
豚の腎臓	●	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 1	0.5
牛の食用部分 <sup>3</sup>	○ 0.1	0.08
豚の食用部分	●	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	0.08
乳	● 0.05	0.06
鶏の筋肉	○	0.01
その他の家禽 <sup>1</sup> の筋肉	○	0.01
鶏の脂肪	○	0.01
その他の家禽の脂肪	○	0.01
鶏の肝臓	○	0.01
その他の家禽の肝臓	○	0.01
鶏の腎臓	○	0.01
その他の家禽の腎臓	○	0.01
鶏の食用部分	○	0.01
その他の家禽の食用部分	○	0.01
鶏の卵	○	0.01
その他の家禽の卵	○	0.01

○：平成24年6月14日施行<sup>1</sup>  
●：平成24年12月14日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	F	F	F		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アセフェート
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年7月8日付け厚生労働省発食安第0708001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アセフェートの一日摂取許容量（ADI）を0.0024mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年7月22日府食第564号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年10月31日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	E	B	A		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フロニカミド										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成21年10月27日付け厚生労働省発食安1027第5号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フロニカミドの一日摂取許容量（ADI）を0.073mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年9月9日府食第708号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成23年7月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年10月3日～11月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年1月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申 平成24年6月14日、告示										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年6月14日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>26.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>45.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>20.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td> <td>29.1</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	26.5	幼小児（1～6歳）	45.1	妊婦	20.8	高齢者（65歳以上）*	29.1
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	26.5										
幼小児（1～6歳）	45.1										
妊婦	20.8										
高齢者（65歳以上）*	29.1										
施策の実効性確保措置	平成24年6月14日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大、インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

プロニカビD(殺虫剤)

食品名	残留基準値 <sup>1)</sup> (改正後) ppm	残留基準値 <sup>2)</sup> (改正前) ppm
小豆類 <sup>3)</sup>	○ 3	
ばれいしょ	○ 0.3	0.3
その他のいも類 <sup>4)</sup>	○ 0.2	
だいこん類【ファイジッシュを含む。】の葉	○ 0.6	
だいこん類【ファイジッシュを含む。】の葉	○ 16	
さつま芋の葉	○ 0.6	
香辛料及び	○ 0.6	
レンコン	○ 4	4.0
はくさい	○ 2	2
キャベツ	○ 2	1
葉キャベツ	○ 2	

プロニカビD(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1)</sup> (改正後) ppm	残留基準値 <sup>2)</sup> (改正前) ppm
ケール	○ 16	
こまつな	○ 16	
きょうな	○ 16	
ホシガキサイ	○ 16	
カリブワ	○ 2	
アロココリー	○ 2	
その他のあぶらな科野菜 <sup>5)</sup>	○ 16	4.0
アスパラ	○ 0.6	
サルシフィー	○ 0.6	
アユ	○ 4	4.0
ニンダイブ	○ 4	4.0
しめんまき	○ 4	4.0
レタス【サツダ葉及びしらしやを含む。】	○ 15	4.0
その他のまき科野菜 <sup>6)</sup>	○ 4	4.0
ねま(リーキ)等類 <sup>7)</sup>	○ 3	3
アスパラガス	○ 2	
にんにん	○ 0.6	
パースニップ	○ 0.6	
パセリ	○ 4	4.0
セロリ	○ 4	4.0
みんぱ	○ 5	
その他のせり科野菜 <sup>8)</sup>	○ 4	4.0
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 2	0.4
なす	○ 3	3
その他のなす科野菜 <sup>9)</sup>	○ 2	0.4
まゆり(ガーキンを含む。)	○ 2	1
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 0.4	0.4
しまつり	○ 0.4	0.4
せいせ	○ 2	2
ズボン 製菓用	○ 2	2
まくわうり	○ 0.4	0.4
その他のつり科野菜 <sup>10)</sup>	○ 0.4	0.4
ほうれんそう	○ 9	9.0
オクラ	○ 0.4	
ズッキーナ	○ 5	
その他の野菜 <sup>11)</sup>	○ 4	4.0
にんに	○ 1	1

プロピカミド(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1)</sup>	残留基準値 <sup>2)</sup>
	ppm	ppm
日本たし	○ 0.5	0.5
西洋たし	○ 0.5	0.5
マルメロ	○ 0.2	0.2
びわ	○ 0.2	0.2
もも	○ 1	1
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アピコットを含む。)	○ 2	2
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.6	0.6
うめ	○ 2	2
おとう(チェリーを含む。)	○ 0.6	0.6
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 5	5
その他の果実 <sup>1)</sup>	○ 0.4	0.4
緑茶	○ 0.5	0.5
茶	○ 40	40
ホップ	○ 5	5
その他のハーブ <sup>2)</sup>	○ 16	
牛の筋肉	○ 0.08	0.08
羊の筋肉	○	0.08
馬の筋肉	○	0.08
山羊の筋肉	○	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>3)</sup> の筋肉	○ 0.08	
牛の脂肪	○ 0.03	0.03
羊の脂肪	○	0.03
馬の脂肪	○	0.03
山羊の脂肪	○	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.03	
牛の肝臓	○ 0.08	0.08
羊の肝臓	○	0.08
馬の肝臓	○	0.08
山羊の肝臓	○	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.08	
牛の腎臓	○ 0.08	0.08
羊の腎臓	○	0.08
馬の腎臓	○	0.08
山羊の腎臓	○	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.08	
牛の食用部分 <sup>4)</sup>	○ 0.08	0.08
羊の食用部分	○	0.08

プロピカミド(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1)</sup>	残留基準値 <sup>2)</sup>
	ppm	ppm
馬の食用部分	○	0.08
山羊の食用部分	○	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.08	
乳	○ 0.03	0.03
鶏の筋肉	○ 0.03	0.03
その他の家禽 <sup>1)</sup> の筋肉	○ 0.03	0.03
鶏の脂肪	○ 0.03	0.03
その他の家禽 <sup>1)</sup> の脂肪	○ 0.03	0.03
鶏の肝臓	○ 0.03	0.03
その他の家禽 <sup>1)</sup> の肝臓	○ 0.03	0.03
鶏の腎臓	○ 0.03	0.03
その他の家禽 <sup>1)</sup> の腎臓	○ 0.03	0.03
鶏の食用部分	○ 0.03	0.03
その他の家禽 <sup>1)</sup> の食用部分	○ 0.03	0.03
鶏の卵	○ 0.04	0.03
その他の家禽 <sup>1)</sup> の卵	○ 0.04	0.03
トマトピューレー(トマト加工品の日本農林規格に規定するものに属する。)	○ 0.5	0.5
トマトペースト(トマト加工品の日本農林規格に規定するものに属する。)	○ 2	2.0

○：平成24年6月14日施行  
 ●：平成24年12月14日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	F	F	E		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ノルフルラゾン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ノルフルラゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.015mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成22年9月16日府食第735号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	F	E	C		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	TCMTB
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	TCMTBの一日摂取許容量（ADI）を0.012mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年9月16日府食第733号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年8月20日～平成24年10月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  <b>【リスク評価結果との関係】</b>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	E	B	A		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベノキサコール										
評価品目の分類	農薬										
用途	薬害軽減剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311010号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ベノキサコールの一日摂取許容量（ADI）を0.004mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成22年9月30日府食第762号)										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成23年9月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年10月24日～11月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年3月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申 平成24年8月20日、告示										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年8月20日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>【施策の概要】</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」(報告書抜粋)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>幼児(1～6歳)</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)*</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI (%)	国民平均	0.4	幼児(1～6歳)	0.9	妊婦	0.4	高齢者(65歳以上)*	0.4
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	0.4										
幼児(1～6歳)	0.9										
妊婦	0.4										
高齢者(65歳以上)*	0.4										
	とされている。										

施策の実効性確保措置	平成24年8月20日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

ペ/キサコール(薬害軽減剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○	0.01
小麦	○	0.01
大麦	○	0.01
ライ麦	○	0.01
とうもろこし	○	0.01
そば	○	0.01
その他の穀類 <sup>1</sup>	○	0.01
大豆	○	0.01
小豆類 <sup>2</sup>	○	0.01
えんどう	○	0.01
ぞら豆	○	0.01
らっかいせい	○	0.01
その他の豆類 <sup>2</sup>	○	0.01

ペ/キサコール(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
はれいしょ	○	0.01
かみしよ	○	0.01
てんさい	○	0.01
西洋わさび	○	0.01
キャベツ	○	0.01
ねぎ(リーキを含む。)	○	0.01
アスパラガス	○	0.01
にんじん	○	0.01
セロリ	○	0.01
トマト	○	0.01
ピーマン	○	0.01
ほうれんそう	○	0.01
未成熟えんどう	○	0.01
未成熟いんげん	○	0.01
えだまめ	○	0.01
その他の野菜 <sup>1</sup>	○	0.01
もも	○	0.01
ネクタリン	○	0.01
あんず(アブロットを含む。)	○	0.01
すもも(ブルーンを含む。)	○	0.01
おうとう(チェリーを含む。)	○	0.01
ひまわりの種子	○	0.01
べにはなの種子	○	0.01
蘋果	○	0.01
くり	○	0.01
ペカン	○	0.01
アーモンド	○	0.01
くるみ	○	0.01
その他のナッツ類 <sup>2</sup>	○	0.01
その他のスパイス <sup>2</sup>	○	0.01
その他のハーブ <sup>2</sup>	○	0.01

○:平成24年8月20日施行  
●:平成25年2月20日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	F	B	B		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミダクロプリド
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成21年10月21日付け 21消安第7914号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イミダクロプリドの一日摂取許容量（ADI）を0.057mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年9月9日府令第703号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年5月11日～6月11日 パブリックコメントの実施 平成24年6月21日～8月21日 SPS 協定に基づく通報 平成24年8月30日～10月9日 厚生労働大臣へ意見聴取 平成24年10月末予定 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末
平成21年度下期		G	G	G	G	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	キザロホップエチル
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305012号、平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>キザロホップエチルの一日摂取許容量（ADI）を0.009 mg/kg 体重/日と設定する。          &lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;          なお、入手可能な試験成績は、キザロホップエチル及びキザロホップPエチルのみであったことから、本評価にキザロホップPテフリルは含まないこととする。          暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。          （平成21年10月22日府食第1006号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年12月10日、キザロホップPテフリルを含めた評価を食品安全委員会へ諮問。評価結果通知後、キザロホップエチル及びキザロホップPエチルとあわせて、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	食品安全委員会において審議中のため。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 1 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末
平成21年度下期		F	F	C	B	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チジアズロン
評価品目の分類	農薬
用途	植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305016号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	チジアズロンの一日摂取許容量（ADI）を0.039mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成21年12月3日府食第1133号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年1月30日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 21下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末
平成21年度下期		E	E	E	E	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸ホルメタネート
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫/殺ダニ剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	塩酸ホルメタネートの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成22年1月7日府食第13号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年9月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。（結果、継続審議とされた。） 平成24年10月31日現在、11月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であったが、関係機関からのデータが入手できたため、再審議予定（11月部会）。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 1 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末
平成21年度上期			G	G	G	G

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンダイオカルブ
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ベンダイオカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.0035mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年8月27日府食第825号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年10月31日現在、農薬として食品安全委員会で評価された後、動物用医薬品としての用途が確認されたことから、動物用医薬品としても評価依頼を行う必要があり、現在、食品安全委員会と調整中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	動物用医薬品としての資料を収集中であるが、関係国からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 1 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末
平成20年度下期				F	E	C

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
C						

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヘキサジノン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305023号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ヘキサジノンの一日摂取許容量（ADI）を0.049mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成20年12月11日府食第1337号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年9月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年10月24日～平成23年11月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続20下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末
平成20年度下期				F	F	C

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
B						

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プリミスルフロメチル
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年12月18日付け厚生労働省発食安第1218009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プリミスルフロメチルの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年3月26日府食第280号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年1月30日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
E	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタミドホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤・ダニ駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月12日付け厚生労働省発食安第0212004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メタミドホスの一日摂取許容量（ADI）を0.0006mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 ○参考：急性参照用量（ARFD）0.003mg/kg体重/日 （平成20年5月1日府食第475号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成20年9月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議（結果、継続審議とされた。） 平成24年10月31日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を再び行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続20上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					F	F

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
C	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カルボキシシ
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カルボキシシの一日摂取許容量（ADI）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年9月25日府食第1018号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年1月30日～平成24年3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末
平成19年度上期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
F	F	E	C			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルリドン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルリドンの一日摂取許容量（ADI）を0.076mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年8月23日府食第801号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年8月20日～平成24年10月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁で協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 19上)

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
	F	F	F	F		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成16年10月29日付け厚生労働省発食安第1029002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月22日府食第304号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	評価結果がそれまで設定されていたADIの値（JMPR値と同等）の10分の1となり、暴露評価において、ADI占有率が80%を超えたことから基準値全体の見直しが必要となった。適用作物の削除等を農林水産省経由で農薬メーカーに依頼したところ、薬事・食品衛生審議会ですべてこれまで利用されていない暴露評価の方法が提案されたため調整に難航している。現在、基準値及び暴露評価の方法について農薬メーカーと協議中。輸入等への影響を少なくするため、食品ごとの検出値、輸入量、生産量等を考慮し、基準値を優先的に下方修正する作物を調整しているところ。協議・調整が済み次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	暴露評価の方法等について、農薬メーカーとの協議・調整に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続18下)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アセトアミノフェン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	解熱鎮痛剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年4月28日付け厚生労働省発食安0428第5号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アセトアミノフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.03mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年11月24日府食第928号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年10月31日現在、11月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であったが、関係機関からのデータが入手できたため、部会審議予定（11月部会）。
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルニキシシ
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	解熱鎮痛消炎剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年1月20日付け厚生労働省発食安0120第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の乳中の残留基準を設定すること
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルニキシシの一日摂取許容量（ADI）を0.0098mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年2月2日府食第101号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	○
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アバメクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	殺虫剤、寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年4月9日付け厚生労働省発食安第0409004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アバメクチンの一日摂取許容量（ADI）を0.0006mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暫定基準値が定められた品目を含めた暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年2月9日府食第132号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	○（農薬・新規登録）

**【動物用医薬品】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	<b>C</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ナリジクス酸
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	合成抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年5月10日～6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	パルベンダゾール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年5月10日～6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) <b>【リスク評価結果との関係】</b>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	G					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤（ピレキシシ10%）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	豚（哺乳豚を除く）の細菌性肺炎における解熱
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成23年4月28日付け23消安第759号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤（ピレキシシ10%）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成23年11月24日府食第929号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年1月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品一般医薬品調査会において審議 平成22年2月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成22年3月2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成22年3月15日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成22年3月24日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	厚生労働省において食品規格（残留基準）が設定され次第、当該結果を踏まえて使用禁止期間の設定等を行い、製造販売を承認する予定。
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アビラマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年9月12日付け厚生労働省発食安第0912006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物及び動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	アビラマイシンの一日摂取許容量（ADI）を1.5mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成23年6月9日府食第468号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年2月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年3月9日～3月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年10月31日現在、パブリックコメントの意見に基づき、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 23上)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキシリニック酸
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	殺菌剤（抗菌剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年9月9日付け厚生労働省発食安0909第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オキシリニック酸の一日摂取許容量（ADI）を0.021mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年6月30日府食第543号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月3日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（適用拡大）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続23上)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	F	F	C			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セデカマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年3月19日付け厚生労働省発食安0319第9号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物及び動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	セデカマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0045mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成23年3月10日府食第223号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 2 2 下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	F	C	B			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セファロニウム
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年3月19日付け厚生労働省発食安0319第7号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	セファロニウムの一日摂取許容量（ADI）を0.0016mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成23年3月31日府食第276号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年1月30日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年9月18日、薬事・食品衛生審議会議長から厚生労働大臣に答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続22下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	G	G	G			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤（ドラクシン）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	豚の細菌性肺炎
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成21年11月20日付け21消安第9092号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤（ドラクシン）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 ただし、本製剤は薬剤耐性菌を介した影響についても考慮する必要がある、これについては検討中である。 (平成22年10月28日府食第833号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成20年7月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成20年8月7日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成20年10月8日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成21年2月5日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成21年4月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成21年6月29日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成21年7月7日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成21年9月29日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため、施策を講じる段階に至っていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○
c. その他	

(継続 2 2 下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	F	B	A		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	スピノサド										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年12月19日付け厚生労働省発食安第1219001号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718006号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	スピノサドの一日摂取許容量（ADI）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年4月8日府食第291号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成23年10月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年11月21日～平成24年1月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年3月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申。										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年4月26日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%) 注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>33.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>69.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>28.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>34.9</td> </tr> </tbody> </table>		EDI/ADI (%) 注)	国民平均	33.8	幼小児（1～6歳）	69.2	妊婦	28.4	高齢者（65歳以上）	34.9
	EDI/ADI (%) 注)										
国民平均	33.8										
幼小児（1～6歳）	69.2										
妊婦	28.4										
高齢者（65歳以上）	34.9										
施策の実効性確保措置	平成24年8月20日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準値あり)
b. 業事法関連	
c. その他	○ (インポートトレランス)

(継続 2 2 上)

スピノサド(殺虫剤/外部寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.1	1
小麦	○ 2	0.02
大麦	○ 2	0.02
ライ麦	○ 1	0.02
とうもろこし	○ 2	0.02
そば	○ 1	0.02
その他の穀類 <sup>5</sup>	○ 1	1
大豆	○ 0.02	0.02
小豆類 <sup>6</sup>	○ 0.02	0.02
えんどう	○ 0.02	0.02
そら豆	○ 0.02	0.02
らっかせい	○ 0.02	0.02
その他の豆類 <sup>7</sup>	○ 0.02	0.02
ほれいしょ	○ 0.02	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.02	0.02
かんしょ	○ 0.02	0.02
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.02	0.02
こんにやくいも	●	0.02
その他のいも類 <sup>8</sup>	○ 0.02	0.02
てんさい	○ 0.06	0.06
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 1	1
かぶ類の根	● 0.1	0.2
かぶ類の葉	● 3	10
西洋わさび	● 0.1	0.2
クレンソウ	○ 10	8
はくさい	● 1	8
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	○ 2	1
ケール	○ 10	10
こまつな	○ 10	5
きょうな	○ 5	5
チンゲンサイ	○ 2	2
カリフラワー	○ 2	2
ブロッコリー	○ 2	2
その他のあぶらな科野菜 <sup>9</sup>	○ 2	2
ごぼう	● 0.1	0.2
サルシフィー	● 0.1	0.2
アーティチョーク	● 0.3	5
チコリ	○ 10	8
エンダイブ	○ 10	8

スピノサド(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup>	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他のかんきつ類果実 <sup>16</sup>	○ 0.3	0.3
りんご	○ 0.5	0.5
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	○ 0.5	0.5
びわ	●	0.2
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 0.5	0.2
あんず(アプロットを含む。)	○ 0.2	0.2
すもも(フルーンを含む。)	○ 0.2	0.2
うめ	○ 0.2	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.2	0.2
いちご	○	1
ラズベリー	●	0.7
ブラックベリー	●	0.7
ブルーベリー	●	0.3
クランベリー	●	1
ハuckleベリー	●	0.3
その他のベリー類果実 <sup>17</sup>	●	0.7
ぶどう	○ 0.5	0.5
かき	●	0.5
バナナ	●	0.3
キウイ	●	0.2
パパイヤ	○ 0.3	0.3
アボカド	○ 0.3	0.3
パイナップル	●	0.02
グアバ	○ 0.3	0.3
マンゴー	○ 0.3	0.3
パッションフルーツ	○ 0.3	0.3
なつめやし	●	0.1
その他の果実 <sup>18</sup>	○ 0.3	0.3
ひまわりの種子	○	0.01
ペニはなの種子	○	0.01
綿実	○ 0.02	0.02
その他のオイルシード <sup>19</sup>	●	5
ぎんなん	○	0.01
くり	○ 0.1	0.02
ペカン	○ 0.1	0.02
アーモンド	○ 0.02	0.02
くるみ	○ 0.1	0.02
その他のナッツ類 <sup>20</sup>	○ 0.02	0.02

スピノサド(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
茶	○ 2	2
その他のスパイス <sup>21</sup>	○ 10	10
その他のハーブ <sup>22</sup>	○ 10	10
牛の筋肉	○ 2	2
豚の筋肉	○ 2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>2</sup> の筋肉	○ 2	0.8
牛の脂肪	○ 10	3
豚の脂肪	○ 10	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 10	2
牛の肝臓	○ 5	2
豚の肝臓	○ 5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 5	0.5
牛の腎臓	○ 2	1
豚の腎臓	○ 2	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 2	0.5
牛の食用部分 <sup>3</sup>	○ 5	0.5
豚の食用部分	○ 5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 5	0.5
乳	○ 2	1
鶏の筋肉	○ 0.1	0.02
その他の家きん <sup>4</sup> の筋肉	○ 0.1	0.02
鶏の脂肪	○ 1	0.4
その他の家きんの脂肪	○ 1	0.4
鶏の肝臓	○ 0.2	0.04
その他の家きんの肝臓	○ 0.1	0.04
鶏の腎臓	○ 0.2	0.04
その他の家きんの腎臓	○ 0.1	0.04
鶏の食用部分	○ 0.2	0.04
その他の家きんの食用部分	○ 0.1	0.04
鶏の卵	○ 0.2	0.05
その他の家きんの卵	○ 0.1	0.05
小麦ふすま	○ 2	2
干しぶどう	○ 1	1
綿実油(食用植物油の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)	○ 0.01	0.01
綿実油(食用植物油の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	○ 0.01	0.01

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	E	E	E	E		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルスロン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>クロルスロンは、現時点で得られている知見からは遺伝毒性及び発がん性について結論を導くことは困難であるため、ADIを設定することは適当ではない。</p> <p>&lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;</p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>。（平成22年7月1日府食第490号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成22年9月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成23年3月8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告</p> <p>平成24年10月31日現在、告示試験法を開発中</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	審議結果により不検出とする基準とされたため、告示にあたって試験法が必要とされたが、その試験法の開発に時間を要しているため。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 2 2 上)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	G	G	G	G		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（動物用ホスミンS（静注用））
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛のパスツレラ性肺炎
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成17年8月5日付け17消安第4663号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射液（動物用ホスミンS（静注用））が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p>ただし、本製剤は薬剤耐性菌を介した影響についても考慮する必要があるとあり、これについては検討中である。</p> <p>（平成22年4月28日府食第350号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成16年12月8日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成17年3月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	<p>薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため、施策を講じる段階に至っていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	<p>再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。</p>
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○
c. その他	

(継続 2 2 上)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末
平成21度下期		E	E	E	E	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オラキンドックス
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	オラキンドックスは、現時点で評価した知見からみる限り、遺伝毒性を有しているものと考えられるほか、発がん性及び催奇形性を有する可能性も否定できないことから、ADIを設定することは適当でない。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成21年10月1日府食第926号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年1月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年3月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成24年10月31日現在、告示試験法を開発中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	審議結果により不検出とする基準とされたため、告示にあたって試験法が必要とされたが、その試験法の開発に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 2 1 下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末
平成21度下期		F	F	F	F	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピペラジン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305033号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピペラジンの一日摂取許容量（ADI）を0.25mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成21年10月1日府食第928号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年10月31日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、農林水産省からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 21下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末
平成21度下期		F	F	F	F	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルベンダゾール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成21年3月24日付け厚生労働省発食安第0324009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>フルベンダゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.012mg/kg体重/日と設定する。          &lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;</p> <p>なお、残留マーカについては、豚及び家禽の残留試験において、未変化体だけでなく代謝物も検出されており、これらを考慮する必要があると考えられる。</p> <p>また、牛及び馬の残留試験においては、未変化体のみを検査対象とした試験結果が得られているが、代謝物の残留性についても考慮する必要があると考えられる。</p> <p>暴露量については、当該評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>（平成22年1月14日府食第31号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年10月31日現在、11月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であったが、関係機関からのデータが入手できたため、部会審議予定（11月部会）。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 21下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末
平成21度下期		G	G	G	G	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射液（エクネセル注）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	適応症は牛の肺炎、豚の胸膜肺炎及び牛の趾間フレグモーネ（趾間ふらん）
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成22年2月1日付け21消安第11737号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をする当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射液（エクネセル注）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 ただし、本製剤は薬剤耐性菌を介した影響についても考慮する必要がある、これについては検討中である。 （平成22年2月18日府食第117号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成21年1月30日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成21年3月6日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため、施策を講じる段階に至っていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○
c. その他	

(継続 21下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末
平成21度下期		F	C	C	C	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	レバミゾール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205013号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	レバミゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.006mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成22年3月18日府食第209号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年4月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年4月27日～7月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年10月31日現在、WTO通報の意見に基づき、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 21下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末
平成21年度上期			E	E	E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クレンブテロール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	繁殖用剤及び循環・呼吸器官用剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年10月16日付け厚生労働省発食安第1016004号、平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クレンブテロールの一日摂取許容量（ADI）を0.004μg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成21年6月18日府食第586号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年5月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年10月31日現在、告示試験法を開発中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	審議結果により、告示にあたって試験法が必要とされたが、その試験法の開発に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 2 1 上)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末
平成21年度上期			E	E	C	C

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カルプロフェン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	消炎剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205008号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カルプロフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成21年6月25日府食第614号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年5月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年3月9日～3月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 21上)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末
平成20年度下期				G	G	G

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
G						

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤（コバクタン／セファガード）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	適応症は牛の肺炎
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成20年1月11日付け19消安第12021号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をする当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤（コバクタン／セファガード）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p>ただし、本製剤は薬剤耐性菌を介した影響についても考慮する必要がある、これについては検討中である。</p> <p>（平成20年12月18日府食第1363号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成19年11月 1日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成19年11月28日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	<p>薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため、施策を講じる段階に至っていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	<p>再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。</p>

a. ポジティブリスト関連	
b. 業事法関連	○
c. その他	

(継続 20 下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					G	G

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
G	G					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の泌乳期の乳房炎
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成20年2月12日付け19消安第12824号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	本製剤の主剤であるピルリマイシンのADI（0.008mg/kg体重/日）を見直す必要はないものと考えられる。また、本剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 ただし、本剤の評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があり、これについては検討中である。 (平成20年5月8日府食第508号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成19年5月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成19年5月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成19年7月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成19年10月11日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成19年11月28日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成19年12月12日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成19年12月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため、施策を講じる段階に至っていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	

その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 業事法関連	○
c. その他	

(継続20上)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末
平成19年度下期						F

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
F	C	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアンフェニコール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	合成抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913004号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718019号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	チアンフェニコールの一日内摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年10月4日府食第973号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年2月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年3月9日～3月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 19下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末
平成19年度下期						G

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
G	G	G				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ネオマイゾン注射液及びバジット注射液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の細菌性肺炎、豚の胸膜肺炎
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	チアンフェニコールの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 （平成19年10月4日府食第972号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 4月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成16年 6月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため、施策を講じる段階に至っていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。
a. ポジティブリスト関連	

b. 業事法関連	○
c. その他	

(継続 19 下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末
平成19年度下期						B

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
B	B	B				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロチゾラム
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	動物の食欲不振の改善の補助的効果
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年10月16日付け厚生労働省発食安第1016003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロチゾラムの一日摂取許容量（ADI）を0.013 $\mu$ g/kg体重/日と設定する。 <評価書「一日摂取許容量（ADI）の設置について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成20年3月13日府食第279号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成21年7月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日、薬事・食品衛生審議会議長から厚生労働大臣に答申 平成24年10月31日現在、告示試験法を開発中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	審議結果により不検出とする基準を含むため、告示にあたって試験法が必要とされたが、その試験法の開発に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続19下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末
平成19年度上期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
E	E	E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フロルフェニコール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	合成抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913007号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718021号、平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112020号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フロルフェニコールの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年8月30日府食第822号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成20年6月20日、平成20年8月7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年10月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年10月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議（結果、継続審議とされた。） 平成24年10月31日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、農林水産省からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 19上)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末
平成19年度上期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
G	G	G	G			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（ニューフローール）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の細菌性肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成19年1月12日付け18消安第10556号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	フロルフェニコールの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 （平成19年8月30日府食第824号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成18年 7月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成18年10月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成18年11月 1日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成18年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	食品規格（残留基準）の設定に関して検討中であり、薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため、施策を講じる段階に至っていない。食品規格の設定に関しては厚生労働省において、薬剤耐性菌を介した影響は食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○
c. その他	

(継続 19上)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末
平成19年度上期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
F	F	F	F			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カナマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カナマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年5月31日府食第536号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成18年7月、休薬期間後も基準値を超えて残留することが農林水産省から食品安全委員会及び厚生労働省へ連絡され、同年8月農林水産省により、投与期間を3日へ短縮するなど使用上の注意が変更された。これにあわせて、平成18年11月より投与期間3日での残留試験が開始された。評価結果通知後の平成22年7月7日、農林水産省より当該残留試験成績が提出された。また、暴露評価においてADI占有率が高くなったことから、平成23年9月2日、農林水産省より新たに実施された泌乳牛における残留試験成績が提出された。平成24年3月、卵の残留試験データが既存のものでは不十分であるため、農林水産省において卵の残留試験を平成24年度に実施することとしている。 今後、資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、農林水産省からのデータ入手に時間を要したため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 19上)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
	G	G	G	G		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の肺炎及び豚の胸膜肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成17年4月11日付け17消安第66号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられ、0.05mg/kg体重/日のADIを見直す必要性はないと考えられる。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 (平成19年1月18日府食第00058号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 9月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成16年11月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため、施策を講じる段階に至っていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○
c. その他	

(継続18下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末
平成19年度上期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
F	F	C	C			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンジルペニシリン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>一日摂取量を30<math>\mu</math>g/ヒト未満であれば、ヒトに重大な危険は及ぼさないと判断するとして評価を変更する必要はないと考えられる。なお、ベンジルペニシリンの摂取を実行上可能な限り少なくすることが望ましいとする付記については、引き続き留意されるべきであることを申し添える。</p> <p>&lt;評価書「食品健康影響評価について」抄&gt;</p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成19年5月31日府食第538号)</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成24年1月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成24年2月13日～3月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。</p> <p>平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続19上)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年3月末	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末
平成18年度上期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末
		A'	A'	A'	A'	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体（バイトリル原体）、鶏の飲水添加剤（バイトリル10%液）、牛の強制経口投与剤（バイトリル2.5%HV液）並びに牛及び豚の注射剤（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	製造用原体（バイトリル原体）、鶏の呼吸器性マイコプラズマ病及び大腸菌症（バイトリル10%液）、牛の肺炎及び大腸菌性下痢症（バイトリル2.5%HV）、牛の肺炎、大腸菌性下痢症、豚の胸膜肺炎及び大腸菌性下痢症（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液）
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エンロフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.002mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 （平成18年5月18日府食第401号） ※牛及び豚は薬剤耐性菌を介した影響について評価済（平成22年3月25日府食第240号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成14年10月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成14年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	鶏の薬剤耐性菌を介した影響については、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を検討する予定である。
施策の概要等	平成22年9月1日、エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体（バイトリル原体）、牛の強制経口投与剤（バイトリル2.5%HV液）並びに牛及び豚の注射剤（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液）について、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知。 <b>（施策の概要）</b> 鶏の飲水添加剤（バイトリル10%液）を除いた当該動物医薬品について、承認後の使用成績等に基づき再審査を行った結果、その安全性等が再確認された。 薬剤耐性菌については、評価書に記載された現行のリスク管理措置を徹底し、薬剤耐性獲得状況の継続的調査・監視を実施する。また、最新の科学的知見・情報収集に努める。 鶏の飲水添加剤（バイトリル10%液）は、鶏の薬剤耐性菌を介した影響について未評価ではあるが、牛及び豚用の製剤と同様に現行のリスク管理措置の徹底及び薬剤耐性獲得状況の継続的調査・監視を実施する。

	<p><b>【リスク評価結果との関係】</b></p> <p>薬剤耐性菌に関するリスク評価で、現行のリスク管理措置の徹底、薬剤耐性獲得状況の継続的調査・監視、最新の科学的知見等に基づく検証を行い、必要なリスク管理措置が講じられることが不可欠であるとされたことを受け施策を実施。</p>
施策の実効性確保措置	
<p>その他特記事項</p> <p>a. ポジティブリスト関連</p> <p>b. 薬事法関連</p> <p>c. その他</p>	<p>再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。</p> <p>○</p>

(継続 18 上)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成18年9月末	平成19年3月末	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末
平成17年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末
			G	G	G	G

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤（オキササルジン液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏の呼吸器性マイコプラズマ病、大腸菌症の治療
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	オフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> なお、本剤の再審査に係る評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があり、これについては検討中である。 (平成17年11月24日府食第1141号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成14年10月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成14年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため、施策を講じる段階に至っていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	

b. 業事法関連	○
c. その他	

(継続 17下)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ウラン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品影響評価
評価結果の概要	ウランの耐容一日摂取量（TDI）を0.2μg/kg体重/日と設定する。 （平成24年1月12日府食第24号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。 平成24年7月27日 同部会において、水道法水質基準等の検討状況を踏まえ、食品衛生法上の基準値案について審議し、了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	E	E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シアン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品影響評価
評価結果の概要	シアンの耐容一日摂取量（TDI）を4.5 μg/kg体重/日（シアンイオンとして）と設定した。 （平成22年10月19日府食第815号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。 平成24年7月27日 同部会において、水道法水質基準等の検討状況を踏まえ、食品衛生法上の基準値案について審議し、了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 2 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末
平成21年度上期			E	E	E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロロホルム（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>クロロホルムの耐容一日摂取量を12.9 μg/kg体重/日とする。          &lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;          [参考]          水質基準値の100%である濃度0.06mg/Lの水を体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、2.4 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、T D I 12.9 μg/kg体重/日の約5分の1である。          （平成21年8月20日府食第790号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。          平成24年7月27日 同部会において、水道法水質基準等の検討状況を踏まえ、食品衛生法上の基準値案について審議し、了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 21上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末
平成21年度上期			E	E	E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロモジクロロメタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>プロモジクロロメタンの耐容一日摂取量を6.1<math>\mu</math>g/kg体重/日とする。          &lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;          [参考]          水質基準値の100%である濃度0.03mg/Lの水を体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、1.2<math>\mu</math>g/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 6.1<math>\mu</math>g/kg体重/日の約5分の1である。          （平成21年8月20日府食第791号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。          平成24年7月27日 同部会において、水道法水質基準等の検討状況を踏まえ、食品衛生法上の基準値案について審議し、了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 2 1 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末
平成21年度上期			E	E	E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジブロモクロロメタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ジブロモクロロメタンの耐容一日摂取量を21.4μg/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水質基準値の100%である濃度0.1mg/Lの水を体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、4.0μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 21.4μg/kg体重/日の約5分の1である。 (平成21年8月20日府食第792号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。 平成24年7月27日 同部会において、水道法水質基準等の検討状況を踏まえ、食品衛生法上の基準値案について審議し、了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 21上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末
平成21年度上期			E	E	E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロモホルム（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>プロモホルムの耐容一日摂取量を17.9 μg/kg体重/日とする。          &lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;          [参考]          水質基準値の100%である濃度0.09mg/Lの水を体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、3.6 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 17.9 μg/kg体重/日の約5分の1である。          （平成21年8月20日府食第793号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。          平成24年7月27日 同部会において、水道法水質基準等の検討状況を踏まえ、食品衛生法上の基準値案について審議し、了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 21上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末
平成21年度上期			E	E	E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	総トリハロメタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>総トリハロメタンとしての耐容一日摂取量は設定できない。</p> <p>なお、清涼飲料水中の総トリハロメタンの管理基準を検討する際には、個々のトリハロメタンのTDIを考慮した上で、実現可能な範囲でできるだけ低く設定することが重要である。</p> <p>〔参考〕</p> <p>総トリハロメタンの基準値として、我が国の水質基準値は、0.1 mg/L とされている。WHO では、4物質の各検出値と各ガイドライン値との比の和が1を超えないことが推奨されている。</p> <p>(1) WHO 飲料水水質ガイドライン</p> <p>① 第3版</p> <p>当局の要望で、相加的な毒性を評価するための総トリハロメタン類の基準を設定するために、以下のような各化合物の基準に対する存在割合の総加的評価がとられた。</p> $\frac{C_{\text{プロモホルム}}}{GV_{\text{プロモホルム}}} + \frac{C_{\text{ジブロモクロロメタン}}}{GV_{\text{ジブロモクロロメタン}}} + \frac{C_{\text{プロモジクロロメタン}}}{GV_{\text{プロモジクロロメタン}}} + \frac{C_{\text{クロロホルムモホルム}}}{GV_{\text{クロロホルム}}} \leq 1$ <p>C: 濃度、GV: ガイドライン値</p> <p>② 第3版 一次追補</p> <p>1993年以降に得られた疫学データでは、生殖への有害影響をトリハロメタン、特に臭素化トリハロメタンへの曝露と関連づけてきたが、総トリハロメタン濃度の上昇に伴うリスク上昇について、閾値や用量-反応関係が明らかであるという証拠は示されていない。しかし、健康に対する有害な影響とトリハロメタン、特に臭素化トリハロメタンの潜在的関係を考慮し、飲料水中のトリハロメタン濃度をできる限り低く維持することが推奨される。</p> <p>微生物に関するガイドラインを優先するのか、それとも、クロロホルムのような消毒副生成物に関するガイドラインを優先するのかを選択する必要がある場合、常に微生物学的な質を優先しなければならないことに注意すべきである。消毒効果について妥協すべきではない。</p> <p>(2) 我が国における水質基準の見直しの際の評価（参照1）</p> <p>消毒副生成物を抑制するための総括的指標として、平成4年の専門委員会報告に従い0.1 mg/L とすることが適当である。</p> <p>(3) 曝露状況</p> <p>平成18年の水道統計における総トリハロメタンの水道水の検出状況は原水においては、最高検出値は、水道法水質基準値（0.1 mg/L）の90%超過100%以下で1箇所みられ、浄水において、最高検出値は、90%超過100%以下で7箇所みられた。</p> <p>(平成21年8月20日府食第794号)</p>

関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。</p> <p>平成24年7月27日 同部会において、水道法水質基準等の検討状況を踏まえ、食品衛生法上の基準値案について審議し、了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 2 1 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末
平成20年度下期				E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
E						

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンゼン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>ベンゼンの非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を<math>18 \mu\text{g}/\text{kg}</math>体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを<math>2.5 \times 10^{-2}/(\text{mg}/\text{kg}</math>体重/日)とする。</p> <p>&lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;</p> <p>[参考]</p> <p>今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたTDIと発がん性に関するリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中のベンゼンの管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。</p> <p>なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の<math>18 \mu\text{g}/\text{kg}</math>体重/日を用いて、寄与率を10%とし、体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合の濃度は<math>45 \mu\text{g}/\text{L}</math>となる。一方、発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、<math>10^{-5}</math>発がんリスクレベル*に相当する濃度は<math>10 \mu\text{g}/\text{L}</math>となる。</p> <p>*WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、<math>10^{-5}</math>発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。</p> <p>（平成20年11月6日府食第1188号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、<math>0.01 \text{ mg}/\text{L}</math>の基準値を設定する方針を了承。</p> <p>平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	(施策の概要)

	【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末
平成20年度下期				E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
E						

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1,2-ジクロロエタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>1,2-ジクロロエタンの非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を37.5 μg/kg体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを6.3×10<sup>-2</sup>/ (mg/kg体重/日) とする。          &lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;          [参考]          今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたTDIと発がん性に関するリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中の1,2-ジクロロエタンの管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。          なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の37.5 μg/kg体重/日を用いて、寄与率を10%とし、体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合の濃度は93.8 μg/Lとなる。一方、発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、10<sup>-5</sup>発がんリスクレベル<sup>§</sup>に相当する濃度は4 μg/Lとなる。  <sup>§</sup>WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、10<sup>-5</sup>発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。          （平成20年11月6日府食第1189号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.004 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。          平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	(施策の概要)

	【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末
平成20年度下期				E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
E						

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	臭素酸（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>臭素酸の非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を<math>11 \mu\text{g}/\text{kg}</math>体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを<math>2.8 \times 10^{-2}/(\text{mg}/\text{kg}</math>体重/日)とする。</p> <p>&lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;</p> <p>[参考]</p> <p>今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたTDIと発がん性に関するリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中の臭素酸の管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。</p> <p>なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の<math>11 \mu\text{g}/\text{kg}</math>体重/日を用いて、寄与率を10%とし、体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合の濃度は<math>27.5 \mu\text{g}/\text{L}</math>となる。一方、発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、<math>10^{-5}</math>発がんリスクレベル<sup>‡</sup>に相当する濃度は<math>9 \mu\text{g}/\text{L}</math>となる。</p> <p><sup>‡</sup>WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、<math>10^{-5}</math>発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。</p> <p>（平成20年11月6日府食第1190号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、<math>0.01 \text{ mg}/\text{L}</math>の基準値を設定する方針を了承。</p> <p>平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	(施策の概要)

	【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末
平成20年度下期				E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
E						

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>トリクロロエチレンの非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を1.46 μg/kg体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを8.3×10<sup>-3</sup>/ (mg/kg体重/日) とする。          &lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;          [参考]</p> <p>今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたTDIと発がん性に関するリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中のトリクロロエチレンの管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。</p> <p>なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の1.46 μg/kg体重/日を用いて、寄与率を10%<sup>‡</sup>とし、体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合の濃度は3.65 μg/Lとなる。一方、上記の発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、10<sup>-5</sup>発がんリスクレベル<sup>§</sup>に相当する濃度は30 μg/Lとなる。</p> <p><sup>‡</sup>医薬品や末端商品中のトリクロロエチレンの使用が中止され、それらによる暴露が減少したため、飲料水の寄与率を50%と仮定（WHO第3版1次追補参照）。</p> <p><sup>§</sup>WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、10<sup>-5</sup>発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。</p> <p>（平成20年11月6日府食第1191号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.004 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。</p> <p>平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	(施策の概要)

	【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末
平成20年度下期				E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
E						

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロロメタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>ジクロロメタンの耐容一日摂取量を6<math>\mu</math>g/kg体重/日とする。</p> <p>&lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;</p> <p>[参考]</p> <p>水道法水質基準値の100%である濃度0.02mg/Lの水を体重53.3<sup>§</sup>kgの人が1日あたり2L摂取した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、0.75<math>\mu</math>g/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 6<math>\mu</math>g/kg体重/日の8分の1である。</p> <p><sup>§</sup>国民栄養の現状—平成10年、11年、12年国民栄養調査結果—健康・栄養情報研究会編、2000年、2001年、2002年（平成10年、11年、12年の3ヶ年の平均体重） （平成20年11月6日府食第1192号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.02 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。</p> <p>平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	—



(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末
平成20年度下期				E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
E						

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	テトラクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>テトラクロロエチレンの耐容一日摂取量を14 <math>\mu</math>g/kg体重/日とする。          &lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;          [参考]          水道法水質基準値の100%である濃度0.01mg/Lの水を体重53.3<sup>1</sup>kgの人が1日あたり2L摂取した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、0.4 <math>\mu</math>g/kg体重/日と考えられる。この値は、TD14 <math>\mu</math>g/kg体重/日の35分の1である。  <sup>1</sup>国民栄養の現状－平成10年、11年、12年国民栄養調査結果－健康・栄養情報研究会編、2000年、2001年、2002年（平成10年、11年、12年の3ヶ年の平均体重）          （平成20年11月6日府食第1193号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.01 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。          平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末
平成20年度下期				E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
E						

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トルエン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	トルエンの耐容一日摂取量を149 $\mu$ g/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水道管理目標値の10%である濃度0.02mg/Lの水を体重53.3*kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、0.75 $\mu$ g/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 149 $\mu$ g/kg体重/日の約200分の1である。 *国民栄養の現状－平成10年、11年、12年国民栄養調査結果－健康・栄養情報研究会編、2000年、2001年、2002年（平成10年、11年、12年の3ヶ年の平均体重） （平成20年11月6日府食第1194号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.4 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
E	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	銅（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>銅の耐容上限摂取量を9mg/ヒト（成人）/日と設定する。          &lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;          上記の評価を踏まえ、グルコン酸銅のULを銅として9mg/ヒト/日とした評価結果は妥当であると判断する。このUL値は、「第六次改定日本人の栄養所要量」の食事摂取基準による銅の許容上限摂取量を踏まえた結果である。その後、食事摂取基準は、「日本人の食事摂取基準2005年版」に改定され、UL値は10mgヒト/日に変更されたが、本評価では、より安全性の高い値を保持する観点から、清涼飲料水における銅の許容上限摂取量は9mg/ヒト（成人）/日と設定するのが妥当と判断する。</p> <p>なお、子供については、銅は成人と同様に必須ミネラルであり、銅欠乏が生じないために目安量や推奨量が定められているが、過剰摂取にならないように注意することが重要である。（平成20年4月17日府食第423号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）及びミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の成分規格において、1 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。</p> <p>平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	－



(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
E	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ホルムアルデヒド（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ホルムアルデヒドの耐容一日摂取量を15 $\mu$ g/kg体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第424号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.08 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 20上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
E	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メチル-t-ブチルエーテル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	メチル-t-ブチルエーテルの耐容一日摂取量を143 $\mu$ g/kg体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第425号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、基準値を設定しない方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
E	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1, 1, 1-トリクロロエタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1, 1, 1-トリクロロエタンの耐容一日摂取量を600 $\mu$ g/kg体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第426号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、基準値を設定しない方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
E	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1, 1, 2-トリクロロエタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1, 1, 2-トリクロロエタンの耐容一日摂取量を $3.9 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第427号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、基準値を設定しない方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 20上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
E	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	亜塩素酸（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	亜塩素酸の耐容一日摂取量を29 $\mu$ g/体重/日（亜塩素酸イオンとして）とする。 （平成20年6月19日府食第672号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.6 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
E	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	二酸化塩素（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	二酸化塩素の耐容一日摂取量を29 $\mu$ g/体重/日（亜塩素酸イオンとして）とする。 （平成20年6月19日府食第673号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、基準値を設定しない方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
E	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カドミウム（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>カドミウムの耐容週間摂取量を<math>7\mu\text{g}/\text{kg}</math> 体重/週とする。          &lt;評価書「まとめ及び今後の課題」抄&gt;</p> <p>カドミウムの耐容週間摂取量を<math>7\mu\text{g}/\text{kg}</math> 体重/週と設定した。これは、日本国内における米等の食品を經由したカドミウムの慢性的な経口暴露を受けている住民を対象とした2つの疫学調査結果に基づき、カドミウム摂取が近位尿細管機能に及ぼす影響から導き出されている。カドミウムのリスク評価は、JECFAにおいても行われており、暫定耐容週間摂取量が今回のリスク評価結果と同じ<math>7\mu\text{g}/\text{kg}</math> 体重/週に設定されている。JECFAの暫定耐容週間摂取量は、高濃度カドミウム職業暴露を受ける労働者や日本のイタイイタイ病患者を対象とした疫学調査に基づき、腎皮質のカドミウム蓄積量と腎機能障害との関係からシミュレーションを行って導き出されており、今回のリスク評価結果と異なるアプローチから得られている。</p> <p>カドミウムは、土壌中、水中、大気中の自然界に広く分布し、ほとんどの食品中に環境由来のカドミウムが多少なりとも含まれる。特に、日本では全国各地に鉱床や廃鉱山が多く存在し、米中カドミウム濃度が他国に比べて高い傾向にあり、米からのカドミウム摂取量が食品全体の約半分を占めている。しかしながら、近年、日本人の食生活の変化によって1人当たりの米消費量が1962年のピーク時に比べて半減した結果、日本人のカドミウム摂取量は減少してきている。2005年の日本人の食品からのカドミウム摂取量の実態については、<math>22.3\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}</math>（体重<math>53.3\text{kg}</math>で<math>2.9\mu\text{g}/\text{kg}</math> 体重/週）であったことから、耐容週間摂取量の<math>7\mu\text{g}/\text{kg}</math> 体重/週よりも低いレベルにある。</p> <p>したがって、一般的な日本人における食品からのカドミウム摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。</p> <p>今後、食品または環境由来のカドミウム暴露にともなう重要な科学的知見が新たに蓄積された場合には、耐容摂取量の見直しについて検討する。</p> <p>（平成20年9月25日府食第1016号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）及びミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の成分規格において、

	<p>0.003 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。</p> <p>平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	<p>平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続20上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
	E	E	E	E		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	四塩化炭素（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	四塩化炭素の耐容一日摂取量を0.71 μg/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第273号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.002 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
	E	E	E	E		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1,4-ジオキササン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,4-ジオキササンの耐容一日摂取量を16 $\mu$ g/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第274号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.04 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
	E	E	E	E		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1, 1-ジクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1, 1-ジクロロエチレンの耐容一日摂取量を46 μg/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第275号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、基準値を設定しない方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
	E	E	E	E		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス1,2-ジクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,2-ジクロロエチレン（シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス1,2-ジクロロエチレンの和）の耐容一日摂取量を17 $\mu$ g/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第276号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレンの和として0.04 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
	E	E	E	E		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩素酸（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	塩素酸の耐容一日摂取量を30 $\mu$ g/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第277号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.6 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
	E	E	E	E		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロロアセトニトリル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ジクロロアセトニトリルの耐容一日摂取量を2.7 μg/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第278号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.01 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
	E	E	E	E		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	抱水クロラール（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	抱水クロラールの耐容一日摂取量を4.5 μg/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第279号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、基準値を設定しない方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
	E	E	E	E		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩素（残留塩素）（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	塩素（残留塩素）の耐容一日摂取量を136 μg/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第280号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、3 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。現在、食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続18下)

(継続)

【微生物・ウイルス】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末
平成21年度上期			A'	A'	A'	A'

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリの食品健康影響評価
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	—
評価要請の根拠規定	—
評価目的	現状のリスク及び想定される対策を講じた場合のリスクに及ぼす効果を推定するための食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>(1) 対策の効果</p> <p>食鳥の区分処理及び塩素濃度管理の徹底については、対策の有無で比較し、低減効果を整理した。食鳥の区分処理によるリスクの低減効果は、塩素濃度管理よりも大きく、当該対策のみでリスクが約半減することが示された。</p> <p>なお、塩素濃度管理の徹底については、塩素添加・非添加のモデルを用いて比較を行っているため、食鳥処理場における現状の冷却水中の塩素濃度管理状況によっては、当該効果より低い効果しか示さないことに留意する必要がある。</p> <p>その他4種類の対策それぞれについては、各対策の指標を40%及び80%低減させた場合のリスクの低減効果を整理した。生食割合の低減によるリスク低減効果が最も大きく、次に調理時交差汚染割合の低減による効果が高いことが示された。加熱不十分割合の低減については、単独ではほとんどリスク低減効果がないことが示された。なお、生食しない人を対象とした場合では、最も大きなリスク低減効果があることが示された。</p> <p>(2) 対策の順位付け</p> <p>各対策の指標を80%低減させた場合のリスクの低減効果については、下表に整理したとおりであることが示された。ただし、対策の指標を80%低減させることの難易度は、対策によって異なることに留意する必要がある。</p> <p>単独の対策を解析した結果では、加熱不十分割合の低減又は農場汚染率の低減のみでは効果は少ないことが示されたが、食鳥の区分処理及び塩素濃度管理の徹底を組み合わせることによって高い効果を示すことが示された。また、生食割合の低減については、単独の対策でも効果が高いことが認められた。</p> <p>ただし、生食する人に対しては、生食割合の低減が常に最も効果が大きい一方、生食しない人に対しては、食鳥処理場での区分処理と農場汚染率の低減の組み合わせが、効果の最も大きい管理措置になることに加え、加熱不十分割合の低減や調理時の交差汚染率の低減も、</p>

比較的大きな効果を持つことも示された。

(3) その他

少ない菌量で感染を起こす細菌については人から人への感染に留意する必要があるが、カンピロバクターについては、人から人への感染経路による感染事例はほとんど報告されていない。しかし、数例の感染例の存在から、種々の条件が整えば感染が成立することは留意すべき点と考える。

また、今回の評価では鶏肉に対象を絞っているが、牛や豚などの他の家畜、犬などのペット動物又は河川水、井戸水からも本菌が検出されており、一方、牛レバーや焼き肉などの料理が食中毒の原因食品となった事例もあることから、他の食肉の取扱いや動物とのふれあいを通じた感染又は河川、井戸水などを介した感染についても留意する必要がある。

対策の組み合わせによるリスク低減効果の順位

(単位：%)

順位	対策	低減率
1	食鳥の区分処理＋生食割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	88.4
2	食鳥の区分処理＋農場汚染率低減＋塩素濃度管理の徹底	87.5
3	食鳥の区分処理＋農場汚染率低減	84.0
4	食鳥の区分処理＋生食割合の低減	83.5
5	生食割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	78.7
6	生食割合の低減	69.6
7	食鳥の区分処理＋調理時交差汚染割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	58.3
8	食鳥の区分処理＋加熱不十分割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	55.9
9	食鳥の区分処理＋調理時交差汚染割合の低減	48.7
10	食鳥の区分処理＋加熱不十分割合の低減	44.1
11	調理時交差汚染割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	26.3
12	農場汚染率低減＋塩素濃度管理の徹底	26.2
13	加熱不十分割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	21.6
14	調理時交差汚染割合の低減	9.4
15	農場汚染率低減	6.1
16	加熱不十分割合の低減	0.2

※ 低減率は各指標を80%低減させた場合のリスク低減効果を示している  
(平成21年6月25日府食第596号)

関係行政機関における施策の実施状況

施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	

<p>施策の概要等</p>	<p>(施策の概要)</p> <p>1 食鳥処理場等における対策</p> <p>平成24年度からの厚生労働科学研究「と畜・食鳥検査における疾病診断の標準化とカンピロバクター等の制御に関する研究」(代表研究者：山本茂貴(国立医薬品食品研修所)(3年計画))において、食品安全委員会の評価結果も踏まえ、リスク低減措置について研究中。</p> <p>2 消費者への普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府広報オンラインのお役立ち記事「ご注意ください！お肉の生食・加熱不足による食中毒」(平成24年5月最終更新)、及び政府広報新聞突き出し広告として「食中毒の発生しやすい季節です。ご注意ください！」(平成24年5月)を公表し、消費者に食肉の生食、加熱不十分など食中毒に関する普及啓発を行った。</li> <li>・ 動画「お肉はよく焼いて食べよう」をホームページに掲載している。</li> <li>・ 引き続き、カンピロバクター食中毒低減に向けた普及啓発を行う予定。</li> </ul> <p>3 自治体への要請</p> <p>全国食品衛生関係主管課長会議(平成24年2月22日)において、都道府県等に対し、カンピロバクター等食中毒事案の発生を防止するため、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 食肉に関する衛生管理の徹底など飲食店等関係事業者に対する監視指導の適切な実施</li> <li>② 地域住民に対する食肉の加熱不足や高齢者、乳幼児に生又は加熱不足の食肉を摂取させないための注意喚起</li> </ol> <p>を要請。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
<p>施策の実効性確保措置</p>	<p>—</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>—</p>

(継続 2 1 上)

(継続)

【微生物・ウイルス】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末
平成21年度上期			A'	A'	A'	A'

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリの食品健康影響評価
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	—
評価要請の根拠規定	—
評価目的	現状のリスク及び想定される対策を講じた場合のリスクに及ぼす効果を推定するための食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>(1) 対策の効果</p> <p>食鳥の区分処理及び塩素濃度管理の徹底については、対策の有無で比較し、低減効果を整理した。食鳥の区分処理によるリスクの低減効果は、塩素濃度管理よりも大きく、当該対策のみでリスクが約半減することが示された。</p> <p>なお、塩素濃度管理の徹底については、塩素添加・非添加のモデルを用いて比較を行っているため、食鳥処理場における現状の冷却水中の塩素濃度管理状況によっては、当該効果より低い効果しか示さないことに留意する必要がある。</p> <p>その他4種類の対策それぞれについては、各対策の指標を40%及び80%低減させた場合のリスクの低減効果を整理した。生食割合の低減によるリスク低減効果が最も大きく、次に調理時交差汚染割合の低減による効果が高いことが示された。加熱不十分割合の低減については、単独ではほとんどリスク低減効果がないことが示された。なお、生食しない人を対象とした場合では、最も大きなリスク低減効果があることが示された。</p> <p>(2) 対策の順位付け</p> <p>各対策の指標を80%低減させた場合のリスクの低減効果については、下表に整理したとおりであることが示された。ただし、対策の指標を80%低減させることの難易度は、対策によって異なることに留意する必要がある。</p> <p>単独の対策を解析した結果では、加熱不十分割合の低減又は農場汚染率の低減のみでは効果は少ないことが示されたが、食鳥の区分処理及び塩素濃度管理の徹底を組み合わせることによって高い効果を示すことが示された。また、生食割合の低減については、単独の対策でも効果が高いことが認められた。</p> <p>ただし、生食する人に対しては、生食割合の低減が常に最も効果が大きい一方、生食しない人に対しては、食鳥処理場での区分処理と農場汚染率の低減の組み合わせが、効果の最も大きい管理措置になることに加え、加熱不十分割合の低減や調理時の交差汚染率の低減も、</p>

比較的大きな効果を持つことも示された。

(3) その他

少ない菌量で感染を起こす細菌については人から人への感染に留意する必要があるが、カンピロバクターについては、人から人への感染経路による感染事例はほとんど報告されていない。しかし、数例の感染例の存在から、種々の条件が整えば感染が成立することは留意すべき点と考える。

また、今回の評価では鶏肉に対象を絞っているが、牛や豚などの他の家畜、犬などのペット動物又は河川水、井戸水からも本菌が検出されており、一方、牛レバーや焼き肉などの料理が食中毒の原因食品となった事例もあることから、他の食肉の取扱いや動物とのふれあいを通じた感染又は河川、井戸水などを介した感染についても留意する必要がある。

対策の組み合わせによるリスク低減効果の順位

(単位：%)

順位	対策	低減率
1	食鳥の区分処理＋生食割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	88.4
2	食鳥の区分処理＋農場汚染率低減＋塩素濃度管理の徹底	87.5
3	食鳥の区分処理＋農場汚染率低減	84.0
4	食鳥の区分処理＋生食割合の低減	83.5
5	生食割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	78.7
6	生食割合の低減	69.6
7	食鳥の区分処理＋調理時交差汚染割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	58.3
8	食鳥の区分処理＋加熱不十分割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	55.9
9	食鳥の区分処理＋調理時交差汚染割合の低減	48.7
10	食鳥の区分処理＋加熱不十分割合の低減	44.1
11	調理時交差汚染割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	26.3
12	農場汚染率低減＋塩素濃度管理の徹底	26.2
13	加熱不十分割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	21.6
14	調理時交差汚染割合の低減	9.4
15	農場汚染率低減	6.1
16	加熱不十分割合の低減	0.2

※ 低減率は各指標を80%低減させた場合のリスク低減効果を示している  
(平成21年6月25日府食第596号)

関係行政機関における施策の実施状況

施策の検討経過

- ・生産段階における汚染低減のリスク管理措置を検討するための基礎的情報を得るため、ブロイラー農場における鶏群のカンピロバクター汚染状況及び農場の衛生対策状況を調査。
- ・「有害微生物に関する情報交換会」を開催し、都道府県担当者、農政局等とブロイラー農場のカンピロバクター汚染率の低減を目指し、今後の調査・研究等について意見交換を実施。
- ・ブロイラー農場における汚染鶏群・非汚染鶏群の区分及びそれを検出するための方法の開発、生産資材のリスク管理方法の開発、農場への侵入経路の疫学的究明等に関する研究を平成22年度から開始。

リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年8月、「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック - 肉用鶏農場・生産者編 -」及び「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック (参考資料) - 指導者編 -」をとりまとめた。</li> </ul> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの汚染実態調査、農場における衛生対策の実施状況、各都道府県の調査研究情報及び学術論文などから、食品の安全性を向上させるために、農場で実施すべき対策をとりまとめ、農場の状況に合わせて、実施している取組を確認し、食中毒菌の侵入及びまん延防止のための具体的な対策の検討に活用する。</li> </ul>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県及び関係団体に対して、通知を発出し周知徹底を要請するとともに、農林水産省ホームページを通じて広報を行った。</li> </ul>
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(社) 日本食鳥協会を通じて食鳥処理業者に対し、当該リスク評価の結果を送付するとともに、と体の冷却における適正な塩素濃度等の確保等の衛生管理措置について、厚生労働省が公表している指針等に基づき改めて留意するよう通知した。</li> <li>食品業界・消費者団体に対して、当該リスク評価の結果を情報提供。</li> </ul>

(継続 2 1 上)

## 【プリオン】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	—
評価要請の根拠規定	—
評価目的	評価対象国から輸入された牛肉等を食品として摂取する場合の食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>&lt;1. バヌアツ&gt; 国内でBSE が暴露・増幅した可能性は無視できると考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」と評価されたため、バヌアツから我が国に輸入される牛肉等がBSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。</p> <p>&lt;2. アルゼンチン&gt; 国内でBSE が暴露・増幅した可能性は無視できると考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」と評価されたため、アルゼンチンから我が国に輸入される牛肉等がBSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。</p> <p>&lt;3. ニュージーランド&gt; 国内でBSE が暴露・増幅した可能性は無視できると考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい～大きい」と評価されたため、ニュージーランドから我が国に輸入される牛肉等がBSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。 (平成23年12月8日府食第966号)</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>バヌアツ、アルゼンチン及びニュージーランドから輸入される牛肉及び牛内臓については、食品健康影響評価において、「BSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる」と評価されていることから、これらの国からの牛肉等については、従来のリスク管理措置を継続している。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

## 【プリオン】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	—
評価要請の根拠規定	—
評価目的	評価対象国から輸入された牛肉等を食品として摂取する場合の食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>&lt;1. バヌアツ&gt; 国内でBSE が暴露・増幅した可能性は無視できると考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」と評価されたため、バヌアツから我が国に輸入される牛肉等がBSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。</p> <p>&lt;2. アルゼンチン&gt; 国内でBSE が暴露・増幅した可能性は無視できると考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」と評価されたため、アルゼンチンから我が国に輸入される牛肉等がBSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。</p> <p>&lt;3. ニュージーランド&gt; 国内でBSE が暴露・増幅した可能性は無視できると考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい～大きい」と評価されたため、ニュージーランドから我が国に輸入される牛肉等がBSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。 (平成23年12月8日府食第966号)</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>評価対象となっただけの国についても、当該国から我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できるとの評価であったため、リスク管理措置を見直す必要はないものと判断された。</p> <p>(施策の概要)</p> <p><b>【リスク評価結果との関係】</b></p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【かび毒・自然毒等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	E	E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	デオキシニバレノールに係る食品健康影響評価について
評価品目の分類	かび毒・自然毒
用途	—
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	—
評価要請の根拠規定	—
評価目的	食品安全委員会が自らの判断で行う食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>デオキシニバレノール（DON）の耐容一日摂取量（TDI）を1 <math>\mu\text{g}/\text{kg}</math>体重/日と設定する。</p> <p>&lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;</p> <p>3. DONとNIV（ニバレノール）のグループTDIの設定</p> <p>DONとNIVの複合影響について検討した試験は限られており、それら試験結果も一致した結果が得られていないこと、各毒素の作用メカニズムにも不明な点が少なくないことから、現時点では、グループTDIの設定は困難と考えられた。しかしながら、DONとNIVはその化学構造が非常に類似しており、同様な毒性作用を有する可能性が高いと推察されることから、今後、関連する知見が集積されれば、グループTDI設定の必要性について検討することが望ましいと考える。</p> <p>4. 暴露状況</p> <p>我が国におけるDON及びNIVの暴露に対する食品別の寄与度についての詳細な分析は行われていないが、汚染実態及び食品摂取量を踏まえれば、小麦を含有する食品が主要な暴露源と推定される。</p> <p>TDS法によるDON及びNIVの摂取量調査の結果、DONの平均暴露量は11.36～14.85 <math>\text{ng}/\text{kg}</math>体重/日であった。一方、NIVについては、すべての検体について不検出であったことから、暴露量を推計することは出来なかった。</p> <p>汚染実態調査における小麦の平均汚染濃度及び日本人の平均小麦摂取量からDONの暴露量の推計を行った結果、全年齢平均では0.13～0.17 <math>\mu\text{g}/\text{kg}</math>体重/日、1～6歳平均では0.29～0.36 <math>\mu\text{g}/\text{kg}</math>体重/日であった。</p> <p>国内産小麦の汚染実態調査結果と小麦を含有する食品の摂取量から確率論的手法を用いてDON及びNIVの暴露量の推定を行った結果では、DONについては、いずれの年齢群においても95パーセンタイル値は1 <math>\mu\text{g}/\text{kg}</math>体重/日以下であった。NIVについては、いずれの年齢群においても95パーセンタイル値は0.4 <math>\mu\text{g}/\text{kg}</math>体重/日以下であった。ただし、これらの推計で</p>

は、玄麦から製粉段階におけるDON及びNIVの減衰率については実験に基づいて50%と仮定しているが、その他加工・調理工程による減衰を考慮していないことから、実際の暴露量はこの推定値よりも低くなると考えられる。また、小麦の摂取量について対数正規分布を仮定する際、最大値を設定せずに、現実には考え難い大量の小麦摂取量が分布データセットに組み入れられているため、特に高いパーセンタイルにおいて、この影響が大きくなることを考慮する必要がある。さらに、国内産小麦の汚染実態調査結果のみを用いた試算であり、輸入小麦の汚染実態は考慮されていないことや、かび毒の汚染は収穫された年の気候等に影響さればらつきが大きいという不確実性を含んでいることに留意する必要がある。

5. まとめ

現状においては、我が国におけるDON及びNIVの暴露量は今回設定したTDIを下回っていると考えられることから、一般的な日本人における食品からのDON及びNIV摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。

なお、小麦(玄麦)を対象にDONについて1.1 mg/kgの暫定基準が設定され、生産段階におけるDON及びNIVの汚染低減対策が実施されているところではあるが、確率論的手法を用いた暴露量の推定を行った結果において、特に小児でTDIと比較的近い推定値が得られていること、かび毒の汚染は収穫された年の気候等に影響さればらつきが大きいことを考慮すると、DON及びNIVについて、現在行われている生産段階における汚染低減対策を着実に進めるとともに、規格基準の必要性について検討することが望ましいと考える。

(平成22年11月18日府食第872号)

関係行政機関における施策の実施状況

<p>施策の検討経過</p>	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。不足しているアセチル体に関する情報収集を実施。農林水産省の低減対策の効果等を検証した上で規制のあり方を検討。</p>
<p>リスク管理措置の実施に時間を要している理由</p>	<p>DONについては、主要な摂取源である小麦について暫定基準値を設定し監視を行っているところ。国際的にはDONのアセチル化体を含めた規格設定の動きがあることなどを踏まえ、DON及びそのアセチル化体の含有実態調査などのデータ収集を実施している。</p>
<p>施策の概要等</p>	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
<p>施策の実効性確保措置</p>	<p>—</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>—</p>

(継続 2 2 下)

(継続)

【かび毒・自然毒等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	E	E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ニバレノールに係る食品健康影響評価について
評価品目の分類	かび毒・自然毒
用途	—
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	—
評価要請の根拠規定	—
評価目的	食品安全委員会が自らの判断で行う食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>ニバレノール（N I V）の耐容一日摂取量（T D I）を0.4 <math>\mu</math>g/kg体重/日と設定する。</p> <p>&lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;</p> <p>3. DON（デオキシニバレノール）とNIVのグループTDIの設定</p> <p>DONとNIVの複合影響について検討した試験は限られており、それら試験結果も一致した結果が得られていないこと、各毒素の作用メカニズムにも不明な点が少なくないことから、現時点では、グループTDIの設定は困難と考えられた。しかしながら、DONとNIVはその化学構造が非常に類似しており、同様な毒性作用を有する可能性が高いと推察されることから、今後、関連する知見が集積されれば、グループTDI設定の必要性について検討することが望ましいと考える。</p> <p>4. 暴露状況</p> <p>我が国におけるDON及びNIVの暴露に対する食品別の寄与度についての詳細な分析は行われていないが、汚染実態及び食品摂取量を踏まえれば、小麦を含有する食品が主要な暴露源と推定される。</p> <p>TDS法によるDON及びNIVの摂取量調査の結果、DONの平均暴露量は11.36～14.85 ng/kg体重/日であった。一方、NIVについては、すべての検体について不検出であったことから、暴露量を推計することは出来なかった。</p> <p>汚染実態調査における小麦の平均汚染濃度及び日本人の平均小麦摂取量からDONの暴露量の推計を行った結果、全年齢平均では0.13～0.17 <math>\mu</math>g/kg体重/日、1～6歳平均では0.29～0.36 <math>\mu</math>g/kg体重/日であった。</p> <p>国内産小麦の汚染実態調査結果と小麦を含有する食品の摂取量から確率論的手法を用いてDON及びNIVの暴露量の推定を行った結果では、DONについては、いずれの年齢群においても95パーセンタイル値は1 <math>\mu</math>g/kg体重/日以下であった。NIVについては、いずれの年齢群においても95パーセンタイル値は0.4 <math>\mu</math>g/kg体重/日以下であった。ただし、これらの推計で</p>

は、玄麦から製粉段階におけるDON及びNIVの減衰率については実験に基づいて50%と仮定しているが、その他加工・調理工程による減衰を考慮していないことから、実際の暴露量はこの推定値よりも低くなると考えられる。また、小麦の摂取量について対数正規分布を仮定する際、最大値を設定せずに、現実には考え難い大量の小麦摂取量が分布データセットに組み入れられているため、特に高いパーセンタイルにおいて、この影響が大きくなることを考慮する必要がある。さらに、国内産小麦の汚染実態調査結果のみを用いた試算であり、輸入小麦の汚染実態は考慮されていないことや、かび毒の汚染は収穫された年の気候等に影響さればらつきが大きいという不確実性を含んでいることに留意する必要がある。

#### 5. まとめ

現状においては、我が国におけるDON及びNIVの暴露量は今回設定したTDIを下回っていると考えられることから、一般的な日本人における食品からのDON及びNIV摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。

なお、小麦(玄麦)を対象にDONについて1.1 mg/kgの暫定基準が設定され、生産段階におけるDON及びNIVの汚染低減対策が実施されているところではあるが、確率論的手法を用いた暴露量の推定を行った結果において、特に小児でTDIと比較的近い推定値が得られていること、かび毒の汚染は収穫された年の気候等に影響さればらつきが大きいことを考慮すると、DON及びNIVについて、現在行われている生産段階における汚染低減対策を着実に進めるとともに、規格基準の必要性について検討することが望ましいと考える。

(平成22年11月18日府食第872号)

### 関係行政機関における施策の実施状況

<b>施策の検討経過</b>	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。 不足しているアセチル体に関する情報収集を実施。 農林水産省の低減対策の効果等を検証した上で規制のあり方を検討。
<b>リスク管理措置の実施に時間を要している理由</b>	現状において、我が国におけるNIVの暴露量は、食品安全委員会が設定したTDIを下回っており、一般的な日本人における食品からのNIVの摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、NIVのアセチル化体については科学的知見が非常に限られており、規制のあり方を検討するための科学的知見の収集を進めることとしている。
<b>施策の概要等</b>	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
<b>施策の実効性確保措置</b>	-
<b>その他特記事項</b>	-

(継続22下)

(継続)

【かび毒・自然毒等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	G	G	G			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	デオキシニバレノールに係る食品健康影響評価について
評価品目の分類	かび毒・自然毒
用途	—
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	—
評価要請の根拠規定	—
評価目的	—
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>デオキシニバレノール（DON）の耐容一日摂取量（TDI）を1 <math>\mu\text{g}/\text{kg}</math>体重/日と設定する。</p> <p>&lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;</p> <p>3. DONとNIV（ニバレノール）のグループTDIの設定</p> <p>DONとNIVの複合影響について検討した試験は限られており、それら試験結果も一致した結果が得られていないこと、各毒素の作用メカニズムにも不明な点が少なくないことから、現時点では、グループTDIの設定は困難と考えられた。しかしながら、DONとNIVはその化学構造が非常に類似しており、同様な毒性作用を有する可能性が高いと推察されることから、今後、関連する知見が集積されれば、グループTDI設定の必要性について検討することが望ましいと考える。</p> <p>4. 暴露状況</p> <p>我が国におけるDON及びNIVの暴露に対する食品別の寄与度についての詳細な分析は行われていないが、汚染実態及び食品摂取量を踏まえれば、小麦を含有する食品が主要な暴露源と推定される。</p> <p>TDS法によるDON及びNIVの摂取量調査の結果、DONの平均暴露量は11.36～14.85 <math>\text{ng}/\text{kg}</math>体重/日であった。一方、NIVについては、すべての検体について不検出であったことから、暴露量を推計することは出来なかった。</p> <p>汚染実態調査における小麦の平均汚染濃度及び日本人の平均小麦摂取量からDONの暴露量の推計を行った結果、全年齢平均では0.13～0.17 <math>\mu\text{g}/\text{kg}</math>体重/日、1～6歳平均では0.29～0.36 <math>\mu\text{g}/\text{kg}</math>体重/日であった。</p> <p>国内産小麦の汚染実態調査結果と小麦を含有する食品の摂取量から確率論的手法を用いてDON及びNIVの暴露量の推定を行った結果では、DONについては、いずれの年齢群においても95パーセンタイル値は1 <math>\mu\text{g}/\text{kg}</math>体重/日以下であった。NIVについては、いずれの年齢群においても95パーセンタイル値は0.4 <math>\mu\text{g}/\text{kg}</math>体重/日以下であった。ただし、これらの推計で</p>

は、玄麦から製粉段階におけるDON及びNIVの減衰率については実験に基づいて50%と仮定しているが、その他加工・調理工程による減衰を考慮していないことから、実際の暴露量はこの推定値よりも低くなると考えられる。また、小麦の摂取量について対数正規分布を仮定する際、最大値を設定せずに、現実には考え難い大量の小麦摂取量が分布データセットに組み入れられているため、特に高いパーセンタイルにおいて、この影響が大きくなることを考慮する必要がある。さらに、国内産小麦の汚染実態調査結果のみを用いた試算であり、輸入小麦の汚染実態は考慮されていないことや、かび毒の汚染は収穫された年の気候等に影響さればらつきが大きいという不確実性を含んでいることに留意する必要がある。

#### 5. まとめ

現状においては、我が国におけるDON及びNIVの暴露量は今回設定したTDIを下回っていると考えられることから、一般的な日本人における食品からのDON及びNIV摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。

なお、小麦(玄麦)を対象にDONについて1.1 mg/kgの暫定基準が設定され、生産段階におけるDON及びNIVの汚染低減対策が実施されているところではあるが、確率論的手法を用いた暴露量の推定を行った結果において、特に小児でTDIと比較的近い推定値が得られていること、かび毒の汚染は収穫された年の気候等に影響さればらつきが大きいことを考慮すると、DON及びNIVについて、現在行われている生産段階における汚染低減対策を着実に進めるとともに、規格基準の必要性について検討することが望ましいと考える。

(平成22年11月18日府食第872号)

### 関係行政機関における施策の実施状況

施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年から、国産麦類のデオキシニバレノール・ニバレノールの含有実態調査を実施。</li> <li>平成18年、農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストに掲載。</li> <li>平成20年、国産麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染を低減することを目的として、農業者、関係団体等が生産現場で実施できる取組をまとめた「麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針」を公表し、指針の取組を推進。</li> </ul>

(継続22下)

(継続)

【かび毒・自然毒等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	G	G	G			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ニバレノールに係る食品健康影響評価について
評価品目の分類	かび毒・自然毒
用途	—
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	—
評価要請の根拠規定	—
評価目的	—
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>ニバレノール（N I V）の耐容一日摂取量（T D I）を0.4 <math>\mu</math>g/kg体重/日と設定する。</p> <p>&lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;</p> <p>3. DON（デオキシニバレノール）とNIVのグループTDIの設定</p> <p>DONとNIVの複合影響について検討した試験は限られており、それら試験結果も一致した結果が得られていないこと、各毒素の作用メカニズムにも不明な点が少なくないことから、現時点では、グループTDIの設定は困難と考えられた。しかしながら、DONとNIVはその化学構造が非常に類似しており、同様な毒性作用を有する可能性が高いと推察されることから、今後、関連する知見が集積されれば、グループTDI設定の必要性について検討することが望ましいと考える。</p> <p>4. 暴露状況</p> <p>我が国におけるDON及びNIVの暴露に対する食品別の寄与度についての詳細な分析は行われていないが、汚染実態及び食品摂取量を踏まえれば、小麦を含有する食品が主要な暴露源と推定される。</p> <p>TDS法によるDON及びNIVの摂取量調査の結果、DONの平均暴露量は11.36～14.85 ng/kg体重/日であった。一方、NIVについては、すべての検体について不検出であったことから、暴露量を推計することは出来なかった。</p> <p>汚染実態調査における小麦の平均汚染濃度及び日本人の平均小麦摂取量からDONの暴露量の推計を行った結果、全年齢平均では0.13～0.17 <math>\mu</math>g/kg体重/日、1～6歳平均では0.29～0.36 <math>\mu</math>g/kg体重/日であった。</p> <p>国内産小麦の汚染実態調査結果と小麦を含有する食品の摂取量から確率論的手法を用いてDON及びNIVの暴露量の推定を行った結果では、DONについては、いずれの年齢群においても95パーセンタイル値は1 <math>\mu</math>g/kg体重/日以下であった。NIVについては、いずれの年齢群においても95パーセンタイル値は0.4 <math>\mu</math>g/kg体重/日以下であった。ただし、これらの推計で</p>

は、玄麦から製粉段階におけるDON及びNIVの減衰率については実験に基づいて50%と仮定しているが、その他加工・調理工程による減衰を考慮していないことから、実際の暴露量はこの推定値よりも低くなると考えられる。また、小麦の摂取量について対数正規分布を仮定する際、最大値を設定せずに、現実には考え難い大量の小麦摂取量が分布データセットに組み入れられているため、特に高いパーセンタイルにおいて、この影響が大きくなることを考慮する必要がある。さらに、国内産小麦の汚染実態調査結果のみを用いた試算であり、輸入小麦の汚染実態は考慮されていないことや、かび毒の汚染は収穫された年の気候等に影響さればらつきが大きいという不確実性を含んでいることに留意する必要がある。

5. まとめ

現状においては、我が国におけるDON及びNIVの暴露量は今回設定したTDIを下回っていると考えられることから、一般的な日本人における食品からのDON及びNIV摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。

なお、小麦(玄麦)を対象にDONについて1.1 mg/kgの暫定基準が設定され、生産段階におけるDON及びNIVの汚染低減対策が実施されているところではあるが、確率論的手法を用いた暴露量の推定を行った結果において、特に小児でTDIと比較的近い推定値が得られていること、かび毒の汚染は収穫された年の気候等に影響さればらつきが大きいことを考慮すると、DON及びNIVについて、現在行われている生産段階における汚染低減対策を着実に進めるとともに、規格基準の必要性について検討することが望ましいと考える。

(平成22年11月18日府食第872号)

関係行政機関における施策の実施状況

施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年から、国産麦類のデオキシニバレノール・ニバレノールの含有実態調査を実施。</li> <li>平成18年、農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストに掲載。</li> <li>平成20年、国産麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染を低減することを目的として、農業者、関係団体等が生産現場で実施できる取組をまとめた「麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針」を公表し、指針の取組を推進。</li> </ul>

(継続 2 2 下)

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1と除草剤グリホサート耐性ダイズMON-04032-6を掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年8月9日付け厚生労働省発食安0809第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。 (平成24年1月12日府食第26号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	—
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	—
施策の概要等	平成24年2月15日、食品の規格基準に関する告示を公布  (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	BR151 (pUAQ2) 株を利用して生産された6- $\alpha$ -グルカノトランスフェラーゼ
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年11月1日付け厚生労働省発食安1101第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」(平成12年厚生省告示第233号)第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」(平成16年3月25日食品安全委員会決定)に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。 (平成24年1月12日府食第25号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	—
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	—
施策の概要等	平成24年2月15日、添加物の規格基準に関する告示を公布  (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	BR151(pUMQ1)株を利用して生産された4- $\alpha$ -グルカノトランスフェラーゼ
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年11月8日付け厚生労働省発食安1108第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。 （平成24年2月16日府食第163号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	—
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	—
施策の概要等	平成24年4月10日、添加物の規格基準に関する告示を公布  <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	BDS株を利用して生産されたL-セリン
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年11月29日付け厚生労働省発食安1129第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）に基づき、安全性が確認されたと判断した。 したがって、「BDS株を利用して生産されたL-セリン」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（本則）による評価は必要ないと判断した。 （平成24年3月1日府食第215号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	—
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	—
施策の概要等	平成24年3月1日、申請者に対して通知  <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	CN01-0118株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年12月5日付け厚生労働省発食安1205第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）に基づき、安全性が確認されたと判断した。 したがって、「CN01-0118株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（本則）による評価は必要ないと判断した。 (平成24年3月1日府食第217号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	—
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	—
施策の概要等	平成24年3月1日、申請者に対して通知  (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。 また、本品は安全性審査を経ずに流通していたため、安全性が確認されるまでの間、本品の輸入、販売を自粛するよう指示し、本品を使用して製造された食品の販売、流通の自粛等については、食品安全委員会の評価結果を踏まえて判断することとしていたが、同日をもって自粛の要請を解除した。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	DP-No. 1株を利用して生産されたアスパルテーム
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年6月14日付け厚生労働省発食安0614第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）に基づき、安全性が確認されたと判断した。 したがって、「DP-No. 1株を利用して生産されたアスパルテーム」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（本則）による評価は必要ないと判断した。 （平成24年3月1日府食第214号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	—
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	—
施策の概要等	平成24年3月1日、申請者に対して通知  <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	KCJ-1304株を利用して生産された5'-グアニル酸二ナトリウム
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年12月5日付け厚生労働省発食安1205第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）に基づき、安全性が確認されたと判断した。 したがって、「KCJ-1304株を利用して生産された5'-グアニル酸二ナトリウム」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（本則）による評価は必要ないと判断した。 （平成24年3月1日府食第218号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	—
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	—
施策の概要等	平成24年3月1日、申請者に対して通知  <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。 また、本品は安全性審査を経ずに流通していたため、安全性が確認されるまでの間、本品の輸入、販売を自粛するよう指示し、本品を使用して製造された食品の販売、流通の自粛等については、食品安全委員会の評価結果を踏まえて判断することとしていたが、同日をもって自粛の要請を解除した。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	RGB株を利用して生産されたL-アルギニン
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年11月29日付け厚生労働省発食安1129第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）に基づき、安全性が確認されたと判断した。 したがって、「RGB株を利用して生産されたL-アルギニン」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（本則）による評価は必要ないと判断した。 （平成24年3月1日府食第216号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	—
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	—
施策の概要等	平成24年3月1日、申請者に対して通知  <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A: 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB. t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した16品種は除く。）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年3月19日付け厚生労働省発食安0319第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 (平成24年3月29日府食第316号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	—
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	—
施策の概要等	平成24年4月25日、食品の規格基準に関する告示を公布  (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

**【新開発食品】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	<b>E</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	大人ダカラ
評価品目の分類	新開発食品
用途	ケルセチン配糖体を関与成分とし、「体脂肪が気になる方、お腹周り・ウエストサイズが気になる方、肥満が気になる方に適する」旨を特定の保健の用途とする清涼飲料水形態の食品。
評価要請機関	消費者庁
評価結果通知先	消費者庁
評価要請日等	平成22年10月14日付け消食表第346号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項及び健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第4条第1項
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	提出された資料の範囲において安全性に問題はないと判断した。 （平成24年3月8日府食第253号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年7月9日 消費者委員会新開発食品調査部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

**【新開発食品】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	<b>E</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	まめちから 大豆ペプチドしょうゆ
評価品目の分類	新開発食品
用途	大豆ペプチドを関与成分とし、「血圧が気になる方に適する」旨を特定の保健の用途とするしょうゆ加工品。
評価要請機関	消費者庁
評価結果通知先	消費者庁
評価要請日等	平成22年2月15日付け消食表第41号
評価要請の根拠規定	健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第4条第1項
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>提出された資料の範囲において安全性に問題はないと判断した。</p> <p>&lt;評価書「食品健康影響評価について」抄&gt;</p> <p>また、本食品は血圧に影響するとされている食品であることから、「特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について」（平成19年5月10日付け食品安全委員会決定）の2の(2)に規定する対応方針に基づく対応が必要であり、事業者は健康被害情報の収集・情報提供に努めるとともに、治療を受けている者等が摂取する際には、医師等に相談することの注意喚起表示を行うことが必要と判断した。</p> <p>なお、本食品は血圧が気になる方に適する旨を特定の保健の用途とするしょうゆ加工品であるが、一日摂取目安量に含まれる食塩相当量は0.7gである。食塩の過剰摂取は血圧の上昇を招くおそれがあることから、リスク管理機関においては、注意喚起表示等により、本食品の摂取が食塩の過剰摂取につながらないよう配慮する必要があると考える。</p> <p>(平成24年3月15日府食第275号)</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年7月9日 消費者委員会新開発食品調査部会において審議 平成24年9月28日 消費者委員会新開発食品調査部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p><b>【リスク評価結果との関係】</b></p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	熔成汚泥灰けい酸りん肥
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	—
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成22年12月10日付け22消安第7238号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第3号
評価目的	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき定められた普通肥料の公定規格の設定を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「熔成汚泥灰けい酸りん肥」については、適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成23年12月15日府食第981号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>省令を平成24年8月8日改正、平成24年9月7日施行。</li> <li>公定規格に関する告示、特殊肥料に関する告示、肥料の生産工程の記載に関する告示、化成肥料に関する告示を平成24年8月8日改正、9月7日施行。</li> </ul> <b>（施策の概要）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「熔成汚泥灰けい酸りん肥」の公定規格の新規設定（登録の有効期間は3年）  下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、溶解したもののについて、新たにりん酸質肥料として公定規格を設定する。</li> </ul> <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	熔成けい酸りん肥
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	—
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成22年12月10日付け22消安第7238号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第3号
評価目的	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき定められた普通肥料の公定規格の変更を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「熔成けい酸りん肥」については、適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成23年12月15日府食第981号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>公定規格に関する告示を平成24年8月8日改正、9月7日施行。</li> </ul> <b>（施策の概要）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「熔成けい酸りん肥」の公定規格の一部改正          原料として、「マンガン含有物」及び「ほう酸塩」の使用を認める。</li> </ul> <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	化成肥料
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	—
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成22年12月10日付け22消安第7238号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第3号
評価目的	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき定められた普通肥料の公定規格の変更を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「化成肥料」については、適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成23年12月15日府食第981号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>公定規格に関する告示、化成肥料に関する告示を平成24年8月8日改正、9月7日施行。  <b>（施策の概要）</b></li> <li>「化成肥料」の公定規格の一部改正  化学的操作を加えて生産される「化成肥料」の原料として、「熔成汚泥灰複合肥料」の使用を認める。</li> </ul> <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アピラマイシン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年9月12日付け厚生労働省発食安第0912006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	アピラマイシンの一日摂取許容量（ADI）を1.5mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成23年6月9日府食第468号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年12月21日、平成24年2月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年3月9日～3月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年6月12日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準有り）

(継続 2 3 上)

(継続)

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	G	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	普通肥料の公定規格の改正について
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	—
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成23年5月9日付け23消安第737号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第3条
評価目的	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき定められた普通肥料の公定規格の改正を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	今回意見を求められた普通肥料の公定規格の設定及び変更は、現在既に使用が認められている普通肥料若しくは特殊肥料を化学的操作なく物理的に混合したもの又は化学的操作なく物理的に混合し造粒若しくは成形したものを認めるものであり、ほ場においてこれらの普通肥料又は特殊肥料を混ぜて使用されている実態と人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成23年5月12日府食第380号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年3月14日～4月12日 パブリックコメントの実施</li> <li>平成24年4月4日～6月4日 TBT協定に基づく通報</li> </ul>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>公定規格に関する告示、肥料の生産工程の記載に関する告示、を平成24年8月8日改正、9月7日施行。  <b>【施策の概要】</b></li> <li>「混合有機質肥料」の公定規格の一部改正  原料として、「動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）」の使用を認める。</li> <li>「混合動物排せつ物複合肥料」の公定規格の新規設定（登録の有効期間は3年）  「動物の排せつ物（牛又は豚の排せつ物を加熱乾燥したものに限る。）」を原料として生産された化成肥料について、新たに複合肥料として公定規格を設定する。</li> <li>「混合堆肥複合肥料」の公定規格の新規設定（登録の有効期間は3年）  「堆肥（動物の排せつ物又は食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。）」を原料として生産された化成肥料について、新たに複合肥料として公定規格を設定する。</li> <li>「混合汚泥複合肥料」の公定規格の一部改正  原料の「汚泥発酵肥料」の使用限量を20%から40%に引き上げる。</li> </ul> <p><b>【リスク評価結果との関係】</b>  特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	



(継続)

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	F	F	C			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セデカマイシン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年3月19日付け厚生労働省発食安0319第9号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	セデカマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0045mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成23年3月10日府食第223号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準有り）

(継続 2 2 下)

(継続)

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末
平成21年度下期		E	E	E	E	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オラキンドックス
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>オラキンドックスは、現時点で評価した知見からみる限り、遺伝毒性を有しているものと考えられるほか、発がん性及び催奇形性を有する可能性も否定できないことから、ADIを設定することは適当でない。</p> <p>&lt;評価書「食品健康影響評価について」抄&gt;</p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成21年10月1日府食第926号)</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成22年1月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成22年3月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成24年10月31日現在、告示試験法を開発中</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	審議結果により不検出とする基準とされたため、告示にあたって試験法が必要とされたが、その試験法の開発に時間を要しているため。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 21下)

(継続)

【その他】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	A'	A'	A'			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	内閣府
評価結果通知先	消費者庁
評価要請日等	平成21年4月27日付け府国生第459号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評価目的	—
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>1. はじめに</p> <p>食品安全委員会は、こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性に係る食品健康影響評価の実施に当たり評価要請者から提供されたデータ等が限られていた状況の中で、事例数が少ない、ピアレビューが行われていない等、必ずしも科学的な信頼性が十分とはいえない資料も含め、できる限り多くの知見の入手に努め、現状で可能な範囲において、中立公正な立場から科学的に評価を行った。本評価では、食品による窒息事故の実態を把握するとともに、窒息事故が発生しやすい食品並びに食品の物性等及び摂食者側等の要因を明らかにすることを試みた。</p> <p>2. 窒息事故の実態について</p> <p>食品による窒息事故の背景には、一般人口において誤嚥又は嚥下困難となる事例が日常的に発生しており、多くは回復するものの、ごく一部が、気道閉塞を解除することができずに救急隊搬送症例等として把握されているものと考えられる。</p> <p>食品による窒息事故死亡症例数は、過去10年間に約1.2倍に増加している。これは、高齢者での死亡症例数の増加によるものであり、近年の人口の少子高齢化を反映したものと考えられる。食品による窒息事故での死亡率を年齢階層別にみると、65歳以上の高齢者層では全人口平均を上回るようになり、さらに加齢とともに増加していた。一方、年齢階層別死亡総数に占める、食品による窒息事故死亡症例数の割合をみると、0～4歳の乳幼児での割合は、全人口平均を上回っていた。</p> <p>原因食品については、餅、米飯類が上位を占めていた。餅、米飯類及びパンといった穀物類を原因とする症例の8割以上が高齢者であった。小児に限定した救命救急症例での原因食品については、飴類が最も多く、救急隊搬送症例でも、飴類に係る症例の8割以上は小児であった。窒息事故には至らなかった気管・気管支異物症例については、多くの報告事例において概ね半数以上を乳幼児が占めており、異物の多くが、ピーナッツをはじめとする豆類・種実類であった。</p> <p>3. 窒息事故の多い食品について</p> <p>摂食機会の程度について考慮することなく、窒息事故症例数の多寡のみをもって、窒息事故が発生しやすい食品かどうかの判断を下すことは困難である。そこで、窒息事故の原因となった主な食品（群）について、食品（群）別の摂取量及び一口量を加味した、一口あたり窒息事故頻度を算出し、相対的な比較を行った。その結果、餅が最も高く、次いでミニカップゼリー、飴類、パン、肉類、魚介類、果実類、米飯類の順であった。ミニカップゼリーを</p>

こんにやく入りのものに限定した場合、その窒息事故頻度は飴類に次ぐものであった。

食品安全委員会としては、こんにやく入りのものを含むミニカップゼリーの一口あたり窒息事故頻度は、おそらく飴類と同程度ではないかと推測する。一方、こんにやく入りミニカップゼリーによる窒息事故が、高齢者や小児の摂食禁止について表示を行うこと等の措置がなされて以降には報告されていないとすれば、飴類よりも窒息事故頻度は小さくなっている可能性があると考えられる。

#### 4. 窒息事故の要因について

##### (1) 食品以外の要因について

食品による窒息事故においては、食品以外の要因が大きく関与していることを確認した。ヒトは、特に気道と食物の通路との交差領域が広く、口から摂取される食品を危険部位の近傍で通過させざるを得ず、このことが、摂食者側の要因の根底にあるものと考えられる。

①食品の物性や安全な食べ方を知る、②一口量を多くせず、食物を口の前の方に摂りこむ、③よく噛み、唾液と混ぜる、④食べることに集中する、といった「窒息しにくい食べ方」を徹底することが、摂食者側の要因を低減させ、窒息事故の予防につながることを確認した。

ヒトには、口中で食塊のテクスチャーを認知し、調整する機能が備わっている。この機能が発達途上にある、又は低下している場合には、誤嚥又は嚥下困難の状態から窒息事故につながる可能性がある。

青年～中年期（15～64 歳）の健常者では、こんにやく入りミニカップゼリーによる窒息事故死亡症例は確認されていない。この年齢層では、食品による窒息事故が少ないという事実から、食品安全委員会は、食品による窒息事故に係る大きな要因の一つは、摂食者側の年齢にあると考えられる。

高齢者では、加齢による生理学的変化（咀嚼力低下、喉頭挙上距離延長、嚥下反射の感度低下及び惹起遅延）、歯牙の欠損等、背景疾患（脳血管障害等）、嚥下機能障害への対応、食事の自食といった要因が窒息事故に関連しているものと推測された。

小児では、歯列咬合の発育、摂食機能の発達、行動といった要因が窒息事故に関連しているものと推測された。

その他の食品以外の要因として、保護者の危険性認識、応急処置、食事の介助等の環境要因が窒息事故に関連しているものと推測された。

##### (2) 食品側の要因について

食品側の一般的な要因としては、表面平滑性、弾力性、硬さ・噛み切りにくさといったテクスチャー、大きさ及び形状といったものが窒息事故に関連しているものと推測された。

一口あたり窒息事故頻度が最も大きかった餅については、次の要因等により高齢者において特に窒息事故を発生しやすくなっているものと推測した。すなわち、①噛み切るためには大きな咀嚼力を要する食品である。②口に入れた直後は軟らかくて伸びやすいが、咀嚼しているうちに温度が下がり、硬さ（噛み切りにくさ）が更に増加する。口中での食物のテクスチャー認知・調整機能が低下していると、十分に破碎されず、唾液とよく混ぜられないまま咽頭に送り込まれてしまう。③テクスチャー認知・調整機能が低下していると、温度低下により付着性を増した食塊が咽頭～喉頭前庭付近に貯留し、場合によっては気管・気管支に到達し、その表面に張り付いて、取れにくくなり、気道を閉塞してしまう。気道の表面の潤いが低下していると、そうした物性は更に増強される。咳嗽反射が弱まっている場合には、気道閉塞を容易には解除できなくなってしまう。

こんにやく入りミニカップゼリーについては、次の要因等により窒息事故を発生しやすくなっているものと推測した。すなわち、①形態から、上向き食べ、吸い込み食べが誘発され、喉頭閉鎖が不十分な状態のままゼリー片を吸い込んで、気道を詰まらせてしまう。②こんにやく入りミニカップゼリーは、一般のゼリーよりも硬い（噛み切りにくい）ものが多く、冷やすと更に硬さを増す。噛み切りにくく、ゼリー片が十分に破碎されないまま咽頭に送り込まれ、中咽頭～喉頭付近に貯留することによって気道を閉塞してしまう。③破碎不十分なゼリー片を気道に詰まらせてしまうと、気道にぴったりと嵌るような大きさ・形状であり、弾力性があり、水分の少ない部位に介在すると剥がれにくく壊れにくいために、気道閉塞が

解除されにくい。

また、食品安全委員会は、こんにやく入りのもの以外のミニカップゼリーであっても、こんにやく入りミニカップゼリーと同様の方法で摂食される可能性があり、同様の大きさ・形状であって、同様の物理的又は物理化学的特性が付与されたものについては、窒息事故の発生しやすさは、こんにやく入りのものに準じるものと考えます。

飴類については、「しゃぶる」という独特の摂取形態により唾液と混ざり合い表面平滑性が増した飴類を口腔内でうまく保持できず、当該食品が安全な大きさになる前に誤って咽頭に送り込まれ、喉頭付近に貯留することによって気道を閉塞してしまうといったこと等により、特に小児において窒息事故を発生しやすくなっているものと推測した。

そのほか、窒息事故が発生しやすいと考えられたパン、肉類・魚介類、果実類及び米飯類について要因分析を行ったが、それ以外の食品によっても、窒息事故が発生する可能性はある。

#### 5. 海外における対応等について

主にミニカップゼリーによる窒息事故についての海外における対応等を把握し、整理した。ただし、EUを除く諸外国等ではいずれも基本的にリスク管理措置に終始していた。それらのリスク管理措置の中で、食品の硬さや大きさについて制限値を設定した例がみられたが、そうした制限値が、窒息事故の発生との直接の因果関係を証明するような科学的根拠に基づいて設定されたのか否かについては把握することはできなかった。

#### 6. おわりに

食品による窒息事故について、ヒトを対象とした実験での検証は倫理上の問題があり、動物を用いた実験による再現も技術的に困難である。また、疫学的調査研究を行うとしても、食品による窒息事故については、内容把握が断片的で全容が解明されていないものが多く、発生件数も少ないことから、各種要因との因果関係を統計学的に明らかにすることは難しかった。そのため、現時点においては、実態を把握し、窒息事故の多い食品について、食品以外（摂食者等）及び食品側の各種関連要因を基に要因分析を行うといった評価手法を用いたものである。したがって、本評価については、今後、国際的な評価等の動向、国内外の科学的知見の蓄積等を勘案し、必要に応じて更なる検討がなされるべきものと考えます。

（平成22年6月10日府食第455号）

### 関係行政機関における施策の実施状況

#### 施策の検討経過

- ・「食品SOS対応プロジェクト会合」及び「こんにやく入りゼリー等の物性・形状等改善に関する研究会」における検討をふまえ、関係団体等に対し、力学特性、形状等及び販売方法について改善を要請中。
- ・平成23年8月9日 一口タイプのこんにやく入りゼリーによる窒息事故防止のため、子どもや高齢の方が食べることのないよう、注意を呼び掛け。
- ・平成23年12月22日 こんにやく入りゼリー製造等事業者の製品改善等の取組状況を取りまとめ公表。
- ・平成23年12月28日 食べ物による窒息事故防止のために、消費者へ予防及び応急手当の方法を情報提供。
- ・平成24年6月27日 食べ物による窒息事故防止のために、消費者へ予防及び応急手当の方法のほか、一口サイズのカップ入りこんにやく入りゼリーは小さなお子様や高齢の方は食べることのないよう注意を呼び掛け。

#### リスク管理措置の実施に時間を要している理由

#### 施策の概要等

従来の製品が引き続き販売されている現状を鑑み、これまで、販売店での同製品の陳列場所及び警告表示について、販売事業者団体に改善を要請してきた。今回、当要請に基づき、対応がなされているか等を把握するため、販売事業者に対する実態調査を実施した。

※調査結果については、年内をメドに公表する予定。

施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 2 上)

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めること
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年3月20日付け厚生労働省発食安0320第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評価目的	食品衛生法第6条第2号の規定に基づき、有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるものとして、放射性物質について指標値を定めることに係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>2011年3月11日に、東日本大震災に伴い東京電力福島第一原子力発電所において事故が発生し、周辺環境から通常よりも高い程度の放射能が検出されたことを受けて、厚生労働省は、当面の間、原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とした。この暫定規制値は、緊急を要するために食品健康影響評価を受けずに定めたものであることから、厚生労働大臣は、2011年3月20日、食品安全基本法第24条第3項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を要請した。</p> <p>今回、食品健康影響評価を行うに当たっては、原子放射線に関する国連科学委員会（UNSCEAR）及び米国毒性物質疾病登録機関（ATSDR）の放射性物質に関する報告書に引用されている文献、国際放射線防護委員会（ICRP）、世界保健機関（WHO）が公表している資料に加え、その他放射性物質に関連する文献等を幅広く検討の対象とした。なお、経口摂取による放射性物質の健康影響に関する文献は限られていることから、経口摂取による内部被ばくの報告に限らず、また、化学物質としての毒性に関する報告も含め、広く知見を収集した。</p> <p>個別の核種としては、厚生労働省により暫定規制値が定められている放射性ヨウ素、放射性セシウム、ウラン、並びにプルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種（アメリシウム、キュリウム）、さらに放射性ストロンチウムについて検討を行ったが、検討を行った各核種について、経口摂取による健康影響に関するデータは乏しかった。</p> <p>放射線による影響よりも化学物質としての毒性がより鋭敏に出ると判断されたウランについては、耐容一日摂取量（TDI）を設定することとした。</p> <p>ウラン以外の核種については、甲状腺への影響が大きく、甲状腺がんが懸念される放射性ヨウ素、及び食品中からの放射性物質の検出状況等を勘案すると、現状では、食品からの放射性物質の摂取に関して最も重要な核種と考えられた放射性セシウムも含め、個別に評価結果を示すに足る情報は得られなかった。</p> <p>以上のことを踏まえ、低線量放射線の健康影響に関する検討を疫学データを中心に行い、その結果をとりまとめた。ただし、ウランについてはTDIを設定した。</p> <p>疫学データには種々の制約が存在するが、そうした制約を十分認識した上で、食品安全委員会においては、入手し得た文献について検討を重ね、研究デザインや対象集団の妥当性、統計学的有意差の有無、推定曝露量の適切性、交絡因子の影響、著者による不確実性の言及</p>

等の様々な観点から、本評価において参考にし得る文献か否かについて整理した。

その結果、成人に関して、低線量での健康への影響がみられた、あるいは高線量での健康への影響がみられなかったと報告している大規模な疫学データに基づく次のような文献があった。

① インドの高線量地域での累積吸収線量500 mGy 強において発がんリスクの増加がみられなかったことを報告している文献 (Nair et al. 2009)

② 広島・長崎の被爆者における固形がんによる死亡の過剰相対リスクについて、被ばく線量0～125 mSv の範囲で線量反応関係においての有意な直線性が認められたが、被ばく線量0～100 mSv の範囲では有意な相関が認められなかったことを報告している文献 (Preston et al. 2003)

③ 広島・長崎の被爆者における白血病による死亡の推定相対リスクについて、対照 (0 Gy) 群と比較した場合、臓器吸収線量0.2 Gy 以上で統計学的に有意に上昇したが、0.2 Gy未満では有意差はなかったことを報告している文献 (Shimizu et al. 1988)

以上から、食品健康影響評価として食品安全委員会が検討した範囲においては、放射線による影響が見いだされているのは、通常の一般生活において受ける放射線量を除いた生涯における累積の実効線量として、おおよそ100 mSv 以上と判断した。

そのうち、小児の期間については、感受性が成人より高い可能性 (甲状腺がんや白血病) があると考えられた。

100 mSv 未満の線量における放射線の健康影響については、疫学研究で健康影響がみられたとの報告はあるが、信頼のおけるデータと判断することは困難であった。種々の要因により、低線量の放射線による健康影響を疫学調査で検証し得ていない可能性を否定することもできず、追加の累積線量として100 mSv 未満の健康影響について言及することは現在得られている知見からは困難であった。

ウランについては、ラットの91 日間飲水投与試験における全投与群で認められた腎尿細管の変化 (雌雄に尿細管上皮核の小嚢状の変形、雄では、近位尿細管の拡張、尿細管基底部の核の管腔側への変位、及び細胞質の空胞変性) より、LOAEL はウランとして0.06mg/kg 体重/日であった。この試験では離乳期のラット (雌雄、各投与群15 匹) が用いられ、病理組織学的検査を含め幅広い検査が行われており、この試験におけるLOAEL に不確実係数を適用してTDI を算出することが適切であると考えられた。この試験における腎臓に対する影響及び体内動態においては、排泄が速く、定常状態にあると判断されることから、91 日間の亜慢性試験による追加の不確実係数は不要と考えられた。ウランは腎臓から速やかに排泄されることを考慮して、不確実係数は300 (種差10、個体差10、LOAELからNOAEL への外挿3) を適用することが適当と判断した。したがってウランのLOAELを0.06 mg/kg 体重/日とし、不確実係数300を適用したところ、ウランのTDI は0.2 μg/kg体重/日となった。

(平成23年10月27日府食第862号)

**関係行政機関における施策の実施状況**

**施策の検討経過**

平成23年3月17日	食品中の放射性物質に係る暫定規制値を都道府県等に通知。
平成23年3月20日	食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めることについて、厚生労働省から食品安全委員会に諮問。
平成23年10月27日	食品中に含まれる放射性物質について、食品安全委員会より食品健康影響評価の答申。
平成23年12月22日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会において、食品中の放射性物質の新たな基準値案について審議し、了承。
平成24年1月17日	食品衛生法11条第1項に基づき、食品中の放射性物質の規格基準を設定することについて、厚生労働省から食品安全委員会に諮問。
平成24年1月19日	食品中の放射性物質の規格基準を設定することについて、食品安全委

	<p>員会より、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる旨の回答。</p> <p>平成24年 2月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生審議会において、食品中の放射性物質の新たな基準値案について審議し、了承。薬事・食品衛生審議会より答申。</p> <p>平成24年 4月 1日 食品衛生法第11条第1項に基づく規格基準として、食品中の放射性物質に係る新たな基準値を施行。</p>										
<p>リスク管理措置の実施に時間を要している理由</p>											
<p>施策の概要等</p>	<p><b>(施策の概要)</b></p> <p>コーデックス委員会のガイドライン及びこれまでのモニタリング検査の結果を踏まえ、放射性物質を含む食品からの被ばく線量の上限を、暫定規制値の年間5 mSvから年間1 mSvに引き下げ、これをもとに以下の通り放射性セシウムの基準値を設定した。</p> <p>放射性セシウムの基準値</p> <table border="1" data-bbox="502 721 1003 920"> <thead> <tr> <th>食品区分</th> <th>基準値 (Bq/kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般食品</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>乳児用食品</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>牛乳</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【リスク評価結果との関係】</b></p> <p>これまでの調査の結果、食品から摂取する放射性物質量の推計値は年間1 mSvを大きく下回るものとなっている(※)。この値は、通常の一般生活において受ける線量を生涯累積の実効線量としておおよそ100mSv以上で健康影響が見いだされるとする食品安全委員会の食品健康影響評価に対しても十分に小さな値と考えられる。</p> <p>また、特に放射線への感受性が高い可能性があると考えられた子どもへの配慮から、子どもの摂取量が多い「乳児用食品」と「牛乳」について特別な区分を設け、万が一、これらの食品がすべて基準値上限の値で汚染されていたとしても影響がないよう、「一般食品」の基準値の半分となる50Bq/kgを基準値として設定した。</p> <p>(※) 平成23年8月から11月に実施されたモニタリング検査結果を用いて行った、新しい基準値に基づいた食品からの放射性セシウムからの被ばく線量の推計によると、中央値濃度若しくは90パーセント値濃度の食品を全年齢層における国民の平均摂取量で1年間摂取したと仮定した場合、それぞれ年間0.043mSv、0.074mSvとなった。</p>	食品区分	基準値 (Bq/kg)	一般食品	100	乳児用食品	50	牛乳	50	飲料水	10
食品区分	基準値 (Bq/kg)										
一般食品	100										
乳児用食品	50										
牛乳	50										
飲料水	10										
<p>施策の実効性確保措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年3月15日、3月30日及び7月5日に、各自治体や関係事業者団体等に対し、新たな基準値の運用に遺憾なきよう周知するとともに、試験法及びQ&amp;Aを通知した。</li> <li>新基準値の概要について、平成24年の政府の重点広報として、新聞、インターネット等の媒体で周知をはかるとともに、関係省庁及び地方自治体と連携して全国各地で意見交換会を開催した。</li> </ul>										
<p>その他特記事項</p>											

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	食品中の放射性物質の規格基準を設定すること	
評価品目の分類	その他	
用途	-	
評価要請機関	厚生労働省	
評価結果通知先	厚生労働省	
評価要請日等	平成24年1月17日付け厚生労働省発食安0117第2号	
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号	
評価目的	食品中の放射性物質の規格基準を設定することに係る食品健康影響評価	
評価目的の具体的内容	-	
評価結果の概要	食品中の放射性物質の規格基準を設定することについては、平成23年10月27日付け府食第862号により評価結果を通知したところであり、その後、新たな科学的な知見の存在は確認できないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成24年1月19日府食第55号)	
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>		
施策の検討経過	平成23年3月17日	食品中の放射性物質に係る暫定規制値を都道府県等に通知。
	平成23年3月20日	食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めることについて、厚生労働省から食品安全委員会に諮問。
	平成23年10月27日	食品中に含まれる放射性物質について、食品安全委員会より食品健康影響評価の答申。
	平成23年12月22日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会において、食品中の放射性物質の新たな基準値案について審議し、了承。
	平成24年1月17日	食品衛生法11条第1項に基づき、食品中の放射性物質の規格基準を設定することについて、厚生労働省から食品安全委員会に諮問。
	平成24年1月19日	食品中の放射性物質の規格基準を設定することについて、食品安全委員会より、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる旨の回答。
	平成24年2月24日	薬事・食品衛生審議会食品衛生審議会において、食品中の放射性物質の新たな基準値案について審議し、了承。薬事・食品衛生審議会より答申。
	平成24年4月1日	食品衛生法第11条第1項に基づく規格基準として、食品中の放射性物質に係る新たな基準値を施行。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由		
施策の概要等	(施策の概要) コーデックス委員会のガイドライン及びこれまでのモニタリング検査の結果を踏まえ、放射性物質を含む食品からの被ばく線量の上限を、暫定規制値の年間5mSvから年間1mSvに引き下げ、これをもとに以下の通り放射性セシウムの基準値を設定した。	

放射性セシウムの基準値

食品区分	基準値 (Bq/kg)
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

【リスク評価結果との関係】

これまでの調査の結果、食品から摂取する放射性物質量の推計値は年間 1 mSv を大きく下回るものとなっている（※）。この値は、通常の一般生活において受ける線量を生涯累積の実効線量としておおよそ 100mSv 以上で健康影響が見いだされるとする食品安全委員会の食品健康影響評価に対しても十分に小さな値と考えられる。

また、特に放射線への感受性が高い可能性があると考えられた子どもへの配慮から、子どもの摂取量が多い「乳児用食品」と「牛乳」について特別な区分を設け、万が一、これらの食品がすべて基準値上限の値で汚染されていたとしても影響がないよう、「一般食品」の基準値の半分となる 50Bq/kg を基準値として設定した。

（※）平成 23 年 8 月から 11 月に実施されたモニタリング検査結果を用いて行った、新しい基準値に基づいた食品からの放射性セシウムからの被ばく線量の推計によると、中央値濃度若しくは 90 パーセント値濃度の食品を全年齢層における国民の平均摂取量で 1 年間摂取したと仮定した場合、それぞれ年間 0.043mSv、0.074mSv となった。

施策の実効性確保措置

- ・平成 24 年 3 月 15 日、3 月 30 日及び 7 月 5 日に、各自治体や関係事業者団体等に対し、新たな基準値の運用に遺憾なきよう周知するとともに、試験法及び Q&A を通知した。
- ・新基準値の概要について、平成 24 年の政府の重点広報として、新聞、インターネット等の媒体で周知をはかるとともに、関係省庁及び地方自治体と連携して全国各地で意見交換会を開催した。

その他特記事項

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	G					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	食品に含まれるトランス脂肪酸
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	—
評価要請の根拠規定	—
評価目的	食品に含まれるトランス脂肪酸に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>食品安全委員会において、自らの判断で行う食品健康影響評価として、食品に含まれるトランス脂肪酸に係る食品健康影響評価を行った。評価に用いた資料は、ヒトにおける疫学調査結果、食品中のトランス脂肪酸含有量調査結果、トランス脂肪酸摂取量推計等である。</p> <p>トランス脂肪酸には多くの種類が存在し、個々のトランス脂肪酸について食品健康影響評価を行うには知見が足りないため、トランス脂肪酸全体として評価を行った。</p> <p>平均的な日本人より多いトランス脂肪酸摂取量を基にした諸外国における研究結果によれば、トランス脂肪酸の摂取により、冠動脈疾患の発症については増加する可能性が高いと考えられた。また、肥満、アレルギー性疾患についても関連が認められたが、その他の疾患については、その関連を結論できなかつた。更に、妊産婦、胎児等に対しては健康への影響が考えられた。しかしながら、現時点の平均的な日本人の摂取量において、これらの疾病罹患リスク等と関連があるかは明らかでない。</p> <p>トランス脂肪酸の摂取量について、日本人の大多数がWHOの勧告（目標）基準であるエネルギー比の1%未満であり、また、健康への影響を評価できるレベルを下回っていることから、通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられる。しかしながら、脂質に偏った食事をしている個人においては、トランス脂肪酸摂取量のエネルギー比が1%を超えていることがあると考えられるため、留意する必要がある。</p> <p>トランス脂肪酸はヒトに不可欠なものではないことから、できるだけ摂取を少なくすることが望まれる。しかし、脂質は重要な栄養素であることから、脂質全体の摂取バランスにも配慮した、栄養バランスのよい食事を心がけることが必要と考える。</p> <p>食品中のトランス脂肪酸含有量については、全体として近年減少傾向にあるが、一部製品においては10%を超える製品もあることから、食品事業者においては、引き続き食品中のトランス脂肪酸含有量の低減に努める必要があると考える。</p> <p>リスク管理機関においては、今後とも日本人のトランス脂肪酸の摂取量について注視するとともに、引き続き疾病罹患リスク等に係る知見を収集し、適切な情報を提供することが必要である。</p>

	<p>なお、食品中のトランス脂肪酸低減に伴い、含有量の増加傾向が認められた飽和脂肪酸については、「日本人の食事摂取基準（2010年版）」での目標量の上限を超える性・年齢階級があることから、今後とも留意が必要である。</p> <p>（平成24年3月8日府食第252号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
<b>施策の検討経過</b>	
<b>リスク管理措置の実施に時間を要している理由</b>	
<b>施策の概要等</b>	<p>健康の保持増進のための日本人のトランス脂肪酸の摂取量等については、「日本人の食事摂取基準（2015年版）」策定検討会（平成24年度より開催予定）において、最新の知見を収集し、引き続き適切な情報を提供していく予定。</p> <p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
<b>施策の実効性確保措置</b>	
<b>その他特記事項</b>	

【その他】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	A'					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	食品に含まれるトランス脂肪酸
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	—
評価要請の根拠規定	—
評価目的	食品に含まれるトランス脂肪酸に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>食品安全委員会において、自らの判断で行う食品健康影響評価として、食品に含まれるトランス脂肪酸に係る食品健康影響評価を行った。評価に用いた資料は、ヒトにおける疫学調査結果、食品中のトランス脂肪酸含有量調査結果、トランス脂肪酸摂取量推計等である。</p> <p>トランス脂肪酸には多くの種類が存在し、個々のトランス脂肪酸について食品健康影響評価を行うには知見が足りないため、トランス脂肪酸全体として評価を行った。</p> <p>平均的な日本人より多いトランス脂肪酸摂取量を基にした諸外国における研究結果によれば、トランス脂肪酸の摂取により、冠動脈疾患の発症については増加する可能性が高いと考えられた。また、肥満、アレルギー性疾患についても関連が認められたが、その他の疾患については、その関連を結論できなかった。更に、妊産婦、胎児等に対しては健康への影響が考えられた。しかしながら、現時点の平均的な日本人の摂取量において、これらの疾病罹患リスク等と関連があるかは明らかでない。</p> <p>トランス脂肪酸の摂取量について、日本人の大多数がWHOの勧告（目標）基準であるエネルギー比の1%未満であり、また、健康への影響を評価できるレベルを下回っていることから、通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられる。しかしながら、脂質に偏った食事をしている個人においては、トランス脂肪酸摂取量のエネルギー比が1%を超えていることがあると考えられるため、留意する必要がある。</p> <p>トランス脂肪酸はヒトに不可欠なものではないことから、できるだけ摂取を少なくすることが望まれる。しかし、脂質は重要な栄養素であることから、脂質全体の摂取バランスにも配慮した、栄養バランスのよい食事を心がけることが必要と考える。</p> <p>食品中のトランス脂肪酸含有量については、全体として近年減少傾向にあるが、一部製品においては10%を超える製品もあることから、食品事業者においては、引き続き食品中のトランス脂肪酸含有量の低減に努める必要があると考える。</p> <p>リスク管理機関においては、今後とも日本人のトランス脂肪酸の摂取量について注視するとともに、引き続き疾病罹患リスク等に係る知見を収集し、適切な情報を提供することが必要である。</p>

	<p>なお、食品中のトランス脂肪酸低減に伴い、含有量の増加傾向が認められた飽和脂肪酸については、「日本人の食事摂取基準（2010年版）」での目標量の上限を超える性・年齢階級があることから、今後とも留意が必要である。</p> <p>（平成24年3月8日府食第252号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
<b>施策の検討経過</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品中のトランス脂肪酸に関する情報の収集・解析（随時）</li> <li>ウェブページ「トランス脂肪酸に関する情報（平成19年3月23日開設）」を最新の情報に基づいて随時更新。</li> </ul>
<b>リスク管理措置の実施に時間を要している理由</b>	
<b>施策の概要等</b>	<p><b>（施策の概要）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ウェブページ「トランス脂肪酸に関する情報（平成19年3月23日開設）」について、食品安全委員会におけるリスク評価（平成24年3月）以降、健康影響や国際的動向等に関するページを最新の情報に基づいて更新。（平成24年11月2日最終更新）</li> </ul> <p><b>【リスク評価結果との関係】</b></p>
<b>施策の実効性確保措置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウェブページを適宜更新し、最新の情報提供に努めるとともに、省内職員、食品事業者、消費者等を対象に各種研修、セミナー等を、随時、実施している。</li> </ul>
<b>その他特記事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17～19年度に実施した調査研究において、日本人のトランス脂肪酸の平均的な摂取量推定を実施。その結果、日本人の平均摂取量はWHOの目標値を大幅に下回っていることを確認。</li> <li>平成18年4月20日、それまでに収集した食品安全に関わる情報や消費者、食品事業者など関係者の意見をもとにトランス脂肪酸を優先的にリスク管理を行う有害化学物質に選定したことを公表。以降も、トランス脂肪酸のリスク管理に必要な関連情報の収集を随時実施。</li> <li>平成19年3月23日、農林水産省ウェブページ内に「トランス脂肪酸に関する情報」を開設。「すぐにわかるトランス脂肪酸」と「詳細編」の二部構成で、トランス脂肪酸の健康影響、国内外の施策の実施状況、トランス脂肪酸の低減等について、消費者、食品事業者等に対して情報提供を実施。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産省では、食品安全委員会のリスク評価結果が公表される以前から、トランス脂肪酸や脂質栄養に関連する情報の収集・解析や日本人のトランス脂肪酸摂取量調査、予備的な健康リスクの推定等を実施し、ウェブページを通じた情報提供を推進。</li> <li>消費者に対しては、食生活指針に基本にのっとったバランスの良い食生活の重要性を説明するとともに脂質及び食塩の過剰摂取について注意喚起。</li> <li>食品事業者に対しては、油脂の加工で生じるトランス脂肪酸はできるだけ低減するとともに、飽和脂肪酸も同時に低減することが望ましいことを情報提供。</li> <li>今回の食品安全委員会による評価結果は、当省ウェブページを更新し、関連情報として掲載。</li> </ul> </div>

【その他】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	G					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	食品に含まれるトランス脂肪酸
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価結果通知先	消費者庁
評価要請日等	—
評価要請の根拠規定	—
評価目的	食品に含まれるトランス脂肪酸に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>食品安全委員会において、自らの判断で行う食品健康影響評価として、食品に含まれるトランス脂肪酸に係る食品健康影響評価を行った。評価に用いた資料は、ヒトにおける疫学調査結果、食品中のトランス脂肪酸含有量調査結果、トランス脂肪酸摂取量推計等である。</p> <p>トランス脂肪酸には多くの種類が存在し、個々のトランス脂肪酸について食品健康影響評価を行うには知見が足りないため、トランス脂肪酸全体として評価を行った。</p> <p>平均的な日本人より多いトランス脂肪酸摂取量を基にした諸外国における研究結果によれば、トランス脂肪酸の摂取により、冠動脈疾患の発症については増加する可能性が高いと考えられた。また、肥満、アレルギー性疾患についても関連が認められたが、その他の疾患については、その関連を結論できなかつた。更に、妊産婦、胎児等に対しては健康への影響が考えられた。しかしながら、現時点の平均的な日本人の摂取量において、これらの疾病罹患リスク等と関連があるかは明らかでない。</p> <p>トランス脂肪酸の摂取量について、日本人の大多数がWHOの勧告（目標）基準であるエネルギー比の1%未満であり、また、健康への影響を評価できるレベルを下回っていることから、通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられる。しかしながら、脂質に偏った食事をしている個人においては、トランス脂肪酸摂取量のエネルギー比が1%を超えていることがあると考えられるため、留意する必要がある。</p> <p>トランス脂肪酸はヒトに不可欠なものではないことから、できるだけ摂取を少なくすることが望まれる。しかし、脂質は重要な栄養素であることから、脂質全体の摂取バランスにも配慮した、栄養バランスのよい食事を心がけることが必要と考える。</p> <p>食品中のトランス脂肪酸含有量については、全体として近年減少傾向にあるが、一部製品においては10%を超える製品もあることから、食品事業者においては、引き続き食品中のトランス脂肪酸含有量の低減に努める必要があると考える。</p> <p>リスク管理機関においては、今後とも日本人のトランス脂肪酸の摂取量について注視するとともに、引き続き疾病罹患リスク等に係る知見を収集し、適切な情報を提供することが必要である。</p>

	<p>なお、食品中のトランス脂肪酸低減に伴い、含有量の増加傾向が認められた飽和脂肪酸については、「日本人の食事摂取基準（2010年版）」での目標量の上限を超える性・年齢階級があることから、今後とも留意が必要である。</p> <p>（平成24年3月8日府食第252号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
<b>施策の検討経過</b>	
<b>リスク管理措置の実施に時間を要している理由</b>	
<b>施策の概要等</b>	<p><b>（施策の概要）</b> トランス脂肪酸に関して食品事業者が情報開示を行う際の考え方を明らかにした。</p> <p><b>【リスク評価結果との関係】</b> —</p>
<b>施策の実効性確保措置</b>	
<b>その他特記事項</b>	平成23年2月21日 「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」を公表